



国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架 番号	4 A
	18
	2205

裏  
面  
白  
紙

JUDGMENT, I.M.T.F.E.  
PAGE 4, CHAPTER I  
(Japanese Translation by  
Language Division, IMTFE)

531 11 4  
1/8

第 A  
一 章 部

判 決  
極東國際軍事裁判所

裏面白紙

E-1

極東國際軍事裁判所

アメリカ合衆國、中華民國、グレート・ブリテン・北アイルランド連合王國、ソビエト社會主義共和國連邦、オーストラリア連邦、カナダ、フランス共和國、オランダ王國、ニュージーランド、インド及びフィリッピン國

對

荒木貞夫、土肥原賢二、橋本欣五郎、畑俊六、平沼騷一郎、廣田弘毅、星野直樹、板垣征四郎、賀屋興宣、木戸幸一、木村兵太郎、小磯國昭、松井石根、松岡洋右、南次郎、武藤章、永野修身、岡敬純、大川周明、大島浩、佐藤賢了、重光葵、嶋田繁太郎、白鳥敏夫、鈴木貞一、東郷茂徳、東條英機、梅津美治郎

判決

本裁判所の判決は一九四八年 月 日、これを言渡した。

E-2

A部 第一章

本裁判所の設立及び審理

本裁判所は一九四三年十二月一日のカイロ宣言、一九四五年七月二十六日のポツダム宣言、一九四五年九月二日の降伏文書及び一九四五年十二月二十六日のモスコイ會議に基いて、またこれらを実施するために設立された。

カイロ宣言はアメリカ合衆國大統領、中華民國國民政府主席及びグレート・ブリテン國總理大臣によつて發せられた。それには、次のように述べてある。すなわち、

「各軍事使節ハ日本國ニ對スル將來ノ軍事行動ヲ協定セリ。

「三大同盟國ハ海路、陸路及び空路ニ依リ其ノ野蠻ナル敵國ニ對シ假借ナキ壓迫ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ。右壓迫ハ既ニ増大シツツアリ。

「三大同盟國ハ日本國ノ侵略ヲ制止シ且ツ之ヲ罰スル爲メ、今次ノ戰爭ヲ爲シツツアルモノナリ。右同盟國ハ自國ノ爲ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ズ。又領土擴張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ズ。右同盟國ノ目的ハ一九一四年ノ第一次世界戰爭ノ開始以來、日本國ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ日本國ヨリ剝奪スルコト、竝ニ滿洲、台灣及び澎湖島ノ如キ日本國ガ清國人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ、中華民國ニ返還スルコトニ在リ。日本國ハ暴力及び貪慾ニ

E-3

依り日本國が略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ。前記三大國ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ、總テ朝鮮ヲ自由且ツ獨立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス。

「右ノ目的ヲ以テ右三同盟國ハ同盟諸國中日本國ト交戦中ナル諸國ト協調シ、日本國ノ無條件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且ツ長期ノ行動ヲ不撓不屈續行スルモノナリ。」

ボツダム宣言（附屬書A-1）はアメリカ合衆國大統領、中華民國國民政府主席及びグレート・ブリテン國總理大臣によつて發せられ、後に、ソビエツト社會主義共和國連邦がこれに参加した。この宣言中、本件に關連のある主要な規定は次の通りである。すなわち、

「日本國ニ對シ、今次ノ戦争ヲ終結スルノ機會ヲ與フベシ。」

「無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラレザレバ、平和、安全及び正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ吾等ハ主張スルモノナルヲ以テ、日本國國民ヲ欺瞞シ誤導シテ世界征服ノ舉ニ出デシメタル者ノ權力及び勢力ハ、永久ニ除去セラレザルベカラズ。」

「カイロ宣言ノ條項ハ履行セラルベク、又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及び四國竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セララルベシ。」

「吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ、又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ、吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含

ム一切ノ戦争犯罪人ニ對シテハ、峻嚴ナル正義ニ  
 基キ處罰ヲ加フベシ。<sup>L</sup>  
 降伏文書（附屬書A一三）は日本國天皇及び日本  
 國政府の名において、また九つの連合國の名におい  
 て署名された。その中には、いろいろなことのほか  
 に、次の布告、約定及び命令が含まれている。すな  
 わち、

「下名ハ茲ニ日本帝國大本營並ニ何レノ位置ニ  
 在ルヲ問ハズ、一切ノ日本國軍隊及ビ日本國ノ支  
 配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ聯合國ニ對スル無條件降  
 伏ヲ布告ス。<sup>L</sup>

「下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ條項ヲ誠實ニ  
 履行スルコト、並ニ右宣言ヲ實施スル爲メ、聯合  
 國最高司令官又ハ其ノ他特定ノ聯合國代表者ガ要  
 求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ發シ、且ツ斯ル  
 一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本國政府及ビ其  
 ノ後継者ノ爲ニ約ス。<sup>L</sup>

「天皇及ビ日本國政府ノ國家統治ノ權限ハ、本  
 降伏條項ヲ實施スル爲メ適當ト認ムル措置ヲ執ル  
 聯合國最高司令官ニ服セシメラルモノトス。下  
 名ハ茲ニ一切ノ官廳、陸軍及ビ海軍ノ職員ニ對シ、  
 聯合國最高司令官ガ本降伏實施ノ爲メ適當ナリト  
 認メテ自ラ發シ又ハ其ノ委任ニ基キ發セシムル一  
 切ノ布告、命令及ビ指示ヲ遵守シ且ツ之ヲ施行ス  
 ルコトヲ命ズ。<sup>L</sup>

モスコイ會議（附屬書A一三）の結果、アメリカ  
 合衆國、グレート・ブリテン國及びソビエツト社會  
 主義共和國連邦の各政府によつて、またこれらの各

政府の間に、中華民國の賛同を得て、次のことが協定された。すなわち、

「最高司令官ハ日本降伏條項ノ履行、同國ノ占領及ビ管理ニ關スル一切ノ命令並ニ之ガ補充的指令ヲ發スベシ」

E-6

右の權能に基いて、聯合國最高司令官マツクアース元帥は一九四六年一月十九日に特別宣言書により、「平和ニ對スル罪又ハ平和ニ對スル罪ヲ含ム犯罪ニ付キ訴追セラレタル個人又ハ團體員又ハ其ノ双方ノ資格ニ於ケル人々ノ審理」のために本裁判所を設置した。(附屬書A14)。この宣言書によつて、裁判所の構成、管轄及び任務は、同日最高司令官の承認を得た裁判所條例中に規定されたところによると宣言された。本裁判の開始に先立つて、この條例は數箇の點で修正された。(修正された條例の寫は附屬書A15にある。)

一九四六年二月十五日、最高司令官は各連合國からそれぞれ指名された九人の裁判官を任命する命令を發した。この命令もまた「裁判官ノ責任、權力及ビ任務ハ同裁判所條例中ニ規定セラレアリ。・・・」と規定している。

E-7  
裁判所條例に加えられた修正の中の一により、インド及びフィリッピン國によつて指名された裁判官を任命することができるとするようになり、裁判官の人数の最大限は九名から十一名に増加された。最初に任命されたアメリカ及びフランスの裁判官が辭任したので、その後任として、その後の命令によつて現在の裁判官が任命され、またインド及びフィリッ

ピンの裁判官が任命された。

裁判所條例の第九條(ハ)の規定に従つて、各被告は、裁判の開始に先立ち、自己を代表する者として、みずから選んだ辯護人を指名した。かくて、各被告とも、アメリカ人辯護人と日本人辯護人によつて代表されている。

一九四六年四月二十九日、裁判所によつて採用された手續規定に従つて、あらかじめ被告に渡された起訴状が裁判所に提出された。

起訴状(附屬書A16)は、一九二八年一月一日から一九四五年九月二日までの期間中の平和に對する罪、通例の戦争犯罪及び人道に對する罪について、二十八名の被告を訴追する五十五の訴因を擧げた長文のものである。

それは次のように要約することができる。すなわち、

訴因第一では、全被告について、一九二八年一月一日から一九四五年九月二日までの間に、東アジア、太平洋及びインド洋とこれに接壤する諸國及び隣接する諸島嶼とにおける軍事的、政治的及び經濟的支配を獲得しようとする日本の目的に反對する國または國々に對して、日本をして單獨または他の諸國とともに侵略戦争を行わせるために、指導者、組織者、敬愛者または共犯者として共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第二は、全被告について、右と同じ期間を通じて、日本をして遼寧、吉林、黒龍江及び熱河の中國諸省(滿洲)の完全な支配を獲得するため、中



國に對して侵略戦争を行わせる共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第三は、全被告について、右と同じ期間にわたつて、日本をして中國の完全な支配を獲得するため、中國に對して侵略戦争を行わせる共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第四は、全被告について、東アジア、太平洋及びインド洋とこれに接壤する諸國及び隣接する諸島嶼とにおける完全な支配を獲得するために、日本をして單獨または他の諸國とともに合衆國、全イギリス連邦、フランス、オランダ、中國、ポルトガル、タイ、フィリピン及びソビエツト社會主義共和國連邦に對して、侵略戦争を行わせる共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第五は、全被告について、日獨伊がおのその勢力圏内において特別の支配權をもつとともに——日本の勢力圏は東アジアと太平洋とインド洋にわたるものとして——これらの三國が全世界の完全な支配を取得するという目的に對して、いやくもこれに反對するあらゆる國に對する侵略戦争において、右の三國が相互に援助するため、ドイツ及びイタリアと共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第六ないし第十七は、全被告について、訴因中に名を挙げられた諸國に對する侵略戦争を計畫し、準備したものとして訴追している。

訴因第十八ないし第二十六は、白鳥を除いた全被告について、訴因中に名を挙げられた諸國に對する

侵略戦争を開始したものととして訴追している。

訴因第二十七ないし第三十六は、全被告について、訴因中に名を挙げられた諸國に對する侵略戦争を遂行したものととして訴追している。

訴因第三十七は、被告中のある者について、一九〇七年十月十八日のヘーグ第三條約に違反して、合衆國、フィリッピン、全イギリス連邦、オランダ及びタイに對して不法な敵對行爲を開始することにより、これらの諸國の軍隊の人員及び一般人を殺害する共同謀議を行つたものととして訴追している。

訴因第三十八は、右と同じ被告について、一九〇八年十一月三十日の合衆國と日本との協定、一九二一年十二月十三日のイギリス、フランス、合衆國、及び日本間の條約、一九二八年八月二十七日のバリ條約並びに一九四〇年六月十二日のタイ日本友好條約に違反して、敵對行爲を開始することにより、<sup>E-10</sup>軍人及び一般人を殺害する共同謀議を行つたものととして訴追している。

訴因第三十九ないし第四十三は、右と同じ被告について、一九四一年十二月七日及び八日に、眞珠灣（訴因第三十九）、コタバル（訴因第四十）、香港（訴因第四十一）、上海における英國軍艦ベトルル號上（訴因第四十二）、及びダバオ（訴因第四十三）において、殺害を行つたものとして訴追している。

訴因第四十四は、全被告について、日本の艦力内にある捕虜及び一般人を大規模に殺害する共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第四十五ないし第五十は、被告中のある者に

ついで、南京（訴因第四十五）、廣東（訴因第四十六）、漢口（訴因第四十七）、長沙（訴因第四十八）、衡陽（訴因第四十九）及び桂林と柳州（訴因第五十）において、武装を解除された軍人及び一般人を殺害したものとして訴追している。

訴因第五十一は、被告中のある者について、一九三九年ハルビン・ゴール河地域で蒙古及びソビエツト連邦の軍隊の人員を殺害したものとして訴追している。

訴因第五十二は、被告中のある者について、一九三八年七月及び八月ハーサン湖地域でソビエト連邦の軍隊の人員を殺害したものととして訴追している。

E-11  
訴因第五十三及び第五十四は、大川と白鳥を除いた全被告について、各作戦地の日本軍指揮官、陸軍省の職員、各地方の收容所及び勞務班の職員に、起訴國の軍隊、捕虜及び一般人抑留者に對して戦争の法規及び慣例の違反行為を頻繁にまた常習的に行うことを命令し、授權し、または許可するため、また、日本政府をして戦争の法規慣例の遵守を確保し、その違反を防止するに適當な手段をとらせたいために、共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第五十五は、右と同じ被告について、その官職によつて戦争の法規慣例の遵守を確保し、その違反を防止するために適當な手段をとるべき法律上の義務を負つていたのに、これをすこしも顧慮しないで無視したものととして訴追している。

起訴状には五箇の附屬書がついている。すなわち、附屬書Aは、訴因の基礎となつている主要な諸事項と出來事を要約している。

附屬書Bは、條約の條項の一覽表である。

附屬書Cは、日本が違反したといわれている誓約を明記している。

附屬書Dは、違反されたといわれている戦争の法規及び慣例を包含している。

附屬書Eは、被告の個人的責任といわれているものに關する諸事實の部分的な記述である。

E-12  
これらの附屬書は、(この判決の)附屬書A-I六

に包含されている。

審理の途中で被告のうちの二人、すなわち松岡と永野は死亡し、大川被告は、審理を受けるに適せず、また自分を辯護することができないと宣告された。従つて、松岡と永野は起訴状から削除された。大川に對しては、この裁判で、起訴状に基いて審理を續けることを中止された。

五月三日と四日に、起訴状は公判廷において全被告の出席の上で朗讀された。それから、裁判所は被告の申立を受けるために六日朝まで休廷した。六日には、現在本裁判所で審理されている全被告が「無罪」の申立をした。

そこで、裁判所はその年の六月三日を檢察側の證據提出の開始の日と定めた。

その間に、辯護側は、起訴状に含まれている起訴事實を審理し決定する本裁判所の管轄権を争う動議を提出した。一九四六年五月十七日、辯論の後に、右の動議の一切を「追つて示すべき理由に依つて」却下するという判定が言渡された。これらの理由は、本判決のこの部の第二章で、本件に關する法を論ずるにあつて、これを與えることにする。

檢察側はその主張を一九四六年六月三日に始め、一九四七年一月二十四日に終つた。

辯護側の證據提出は、一九四七年二月二十四日に開始され、一九四八年一月十二日に終了した。その間に、辯護人が全被告に共通な證據を提出するについで、彼等の仕事を調整することができるようになり、一九四七年六月十九日から八月四日まで、休廷が許

E-13

された。

檢察側の反駁證據と辯護側の回答證據が許容され、證據の受理は一九四八年二月十日に終つた。總計して四三三六通の法廷證が證據として受理され、四一人の證人が法廷で證言し、七七九人の證人が供述と宣誓口供書によつて證言し、審理の(英文)記録は四八四一二頁に及んでいる。

檢察側の最終論告と辯護側の最終辯論は一九四八年二月十一日に始まり、同年四月十六日に終つた。

「争點ノ迅速ナル取調」と「不當ニ審理ヲ遅延セシムルガ如キ行爲ヲ防止スル爲メ嚴重ナル手段」をとることを要求している裁判所條例第十二條にかんがみ、この裁判に要した期間について、いささか説明と註釋を必要とする。

提出される前に準備することのできる證據や陳述やその他の事項を、そのときどきに、途中でさえぎつて通譯するという普通の通譯方法を採用したならば、不必要な遅延が引き起されたであろうが、それを避けるために、精巧な發言採取装置(パブリック・アドレス・システム)が備えつけられた。この装置によつて、できる限り、英語または日本語への同時通譯が行われた。これに加えて、必要な場合には、中國語、ロシア語及びフランス語からの、またはこれらの國語への、同時通譯が行われた。このような便宜がなかつたならば、裁判はもつと遙かに長い期間にわたつたことであろう。しかし、反對訊問や、異議についての即席の議論や、その他の偶然的な發言は、その進行につれて、普通の方法で通譯しな

ればならなかつた。

E-15  
裁判所條例の第十三條(イ)は「本裁判所ハ證據ニ  
關スル専門技術的規則ニ拘束セラルコトナシ。本  
裁判所ハ・・・本裁判所ニ於テ證明力アリト認ム  
ル如何ナル證據ヲモ受理スルモノトス・・・」と  
規定している。提出された大量の文書と口頭證言に  
この規則を適用したために、必然的に非常な時間を  
費す結果にまつた。その上に、起訴状の中の起訴事  
實からして、直接に、一九二八年から一九四五年に  
至る十七年間の日本の歴史の調査が必要となつた。  
それに加えて、われわれの調査は、それほど詳細に  
でないが、それ以前の日本の歴史の研究にも及ん  
だ。なぜならば、この研究をしなければ、日本とそ  
の指導者とのその後の行動を理解し、評價すること  
ができなかつたからである。

起訴事實に包括されている期間は、日本の内政と  
外交において、強度な活動の行われた期間であつた。  
國內的には、明治維新の時代に發布された憲法が、  
これを運営した軍人と文民との間で、重大な闘争の  
主題となつていた。結局には軍部が優位を獲得し、  
それによつて、かれらに和戦の問題ばかりでなく、  
外交と内政の遂行についても、これを左右すること  
ができるようになつた。政府部内における文官側と  
軍部の間の闘争において、議會(選挙された國民の  
代表者)は早くから重要でなくなつた。文民と軍  
部の争いは、文民の側では、職業的文官によつて戦  
われたのであるが、これらの文官は、ほとんどもつ  
ぱら内閣の中の文官大臣の地位や天皇の周囲の輔弼

E-16 の地位を占めていたものである。軍人と文官の間の間争は、長い期間にわたるものであつた。多くの事件がこの争いの消長を示しているが、どの事件についても、檢察側と辯護側の間で、意見の一致したことは稀であつた。各事件の事實も意義も、ともに論争の種であり、それに向つて多量の證據が提出される論題であつた。

國內的には、さらに、起訴状に言及されている期間に、日本が近代的工業國家への轉換を完成した時期である。また、日本の急速に増加する人口のけり口として、日本の工場のために原料を手に入れることのできる供給源として、日本の製品に對する市場として、他の諸國の領土に對する要求が増大した時期である。對外的には、この期間中に、右の要求を満たせんとする日本の勢力が行われた。この分野でも、諸事件の發生や意義について、辯護側はこれを争つた。しかも、しばしば、争う余地がないように思われることまで争うというほどであつた。

二十五人の被告がこれらの事件で演じた役割を調査しなければならなかつたが、この點でも、一歩一歩困難と戦つて進んだのであつた。

E-17 裁判所に提出された争點に關連する時間と場所との廣汎な範圍と、重要であつてもなくても、各事件について一々行われた論争とのために、裁判所條例の要求したように、迅速に裁判は進むわけに行かなかつた。その上に、法廷で話される言葉は、いちいち、英語から日本語に、またけその反對に、通譯する必要があつたので、審理は少くとも二倍の長



さになつた。日本語と英語の間の翻譯では、西洋の一つの國語を同じ西洋の他の國語に翻譯するときのような速さと確實さをもつて、翻譯を行うことができなない。日本語から英語に、またはその反對に、逐語的に翻譯するのは、不可能なことが多い。大部分けただ意譯ができるにすぎない。しかも、兩國語の専門家の間で、正しい意譯について、しばしば意見を異にすることがある。その結果として、法廷の通譯者たちの間に、たびたび、どう譯したらよいかについて困難を生じた。そこで、通譯に關する争いの問題を解決するため、裁判所は言語裁定部を設けなければならなかつた。

E-18  
これらの遅延に加えて、檢察官や辯護人や證人け、冗長であつたり、關連性を欠いたりする傾向があつた。この傾向を抑制することは、最初けなかなか困難であつた。というのけ、多くの場合に、念が入り過ぎたり、關連性のない質問や答辯が日本語で行われて、裁判所が英語の翻譯を聞き、それに対する異議の申立てができるようになつたときには、すでに弊害が生じたあとであり、無用の時間が空費されていたからである。ついに、この時間の空費を防ぐために、特別な規則を實施することが必要になつた。この目的のための主要な規則は、豫定された證人の供述書をあらかじめ提出しておくことと、反對訊問を主訊問における證據の範圍内の事項に限ることであつた。

裁判所によつて課せられた規則け、これらの規則にせよ、その他のどの規則にせよ、嚴格に適用され

たものけをかつた。裁判所は被告に對して公正であり、また諸争點について関連性や重要性のある一切の事實を手に入れておかなければならぬという最高の必要にかんがみて、ときどきは、寛容を取扱いが許された。

提出された証拠のうち、特に辯護側によつて提出されたものは、大部分が却下された。それけ主として説明力がほとんどないか、全くなかつたからであり、または、全く関連性がなにか、非常に稀薄な関連性しかないために、裁判所の助けにならなかつたからであり、さらにけ、すでに受理された類似の証拠を不必要に集積するものであつたからである。

証拠が受理され得る性質のものかどうかについての議論に、確かに多くの時間を費したのであるが、もし提出のために準備された証拠をすべて裁判所が受理したとしたら、審理はけなほだしく長びいたであらう。かりにこれらの制限がなかつたならば、裁判はさらにいつそう長くかつたであらう。なぜなら、右のようを制限がなければ、實際に提出されたよりも、けるかに関連性や重要性のすくない証拠が提出のために準備されたとおもわれるからである。

E-19

証言の多くは直接口頭でなされるか、または少くとも證人が宣誓し、自己の供述書であることを確認し、その供述書が受理され得るものとして決定された上、その範囲内で、檢察官または辯護人がそれを朗讀することによつてなされた。證人は反對訊問を受けしたが、それも異つた利害を代表する檢察官や辯護人から受けることがしばしばあり、さらに、それから、再直接訊問を受けた。

證人を反對訊問する希望がなかつたときは、多くの場合に、その證人は出廷することなく、その宣誓口供書が提出され、朗讀された。

E-20  
提出された證據の大部分は、裁判所を失望させるようなものであつた。事件の説明というものは、證人が臆せず自己の困難に直面し、これらの事件が疑いもなく發生したということから通常生ずべき推論がこの場合には排除されなければならぬことを裁判所に納得させるのでなければ、信ずるに足りぬものである。本裁判所の經驗では、辯護側の證人の大部分は、かれらの困難に敢然と直面しようとしなかつた。かれらは冗長なごまかしや言いのがれをもつてその困難に對處したか、それけいたづらに不信用を招くにすぎない。辯護側の最終辯論の大部分は、辯護のために提出された證據を裁判所が信頼できるものとして取りあげるだらうという假定に基いたものであつた。これけやむを得ないことであつた。なぜなら、辯護側としては、裁判所がどの證人を信用できる證人として認めるつもりであるか、どの證人を拒否しようとするかを豫見することができなかつたからである。これらの辯論は大部分失敗に終つてゐる。というのけ、證人として率直さを欠くために、裁判所では信頼できるものと認めるつもりのない人々の證言に、かれらの議論の基礎が置かれていたからである。

こういった證人の證言のほかに、非常に多数の文書が提出され、證據として受理された。これらの文書は性質においてさまざまであり、ドイツの外務省

を含めて、多くの出所から来たものである。裁判所にとつては、日本の陸海軍、外務省、内閣、その他政府の政策樹立機關の重要な公式記録の原本の多くが存在しないという不利があつた。ある場合には、寫であるといわれるものが提出されたが、何かの價値のあることが分るかもしれないから、そのために受理された。公式記録の存在しないのは、日本に對する空襲中に焼失したことと、降伏後に陸海軍が故意にその記録を破棄したこととによるとされた。爆撃が始まつたとき、または切迫していたときに、外務省や内閣官房やその他の重要な官廳のこのように大切な書類が安全な場所に移されなかつたというのは、奇怪なことに思われる。これらの書類がこのようにして破棄されたのでなく、この裁判所に提出されないうちに抑えられているということがわかつたならば、國際正義のためにとつて、著しい害が加えられたことにならざるであらう。

## E-21

われわれとしては、入手し得た證據について、われわれが受理した他の證據と照合によつて結びつけた上、これに頼るほかけない。これらの書類がないと、われわれが事實を探求するにあつて不利となつたけれども、他の出所から、関連性のある情報を多量に入手することができた。非公式のあるいは少くとも半公式の性質にすぎないところの、この種の他の證據のうちには、木戸被告の日記と西園寺・原田回頭録とが含まれている。

おびただしい量に上る木戸の日記は、一九三〇年から一九四五年までの期間にわたつて、かれが内大

臣秘書官として、國務大臣として、それから後には、内大臣の職を占めていた間、權機にあずかる天皇の助言者としての地位において、重要な人物との折衝をその當時に記録したものである。これらの事情にかんがみて、われわれはこの日記を重要な文書と考えている。

E-22

いま一つの重要な文書、または一連の文書ともいふべきものは、西園寺、原田同編録である。これは辯護側の臨評の的となつたのであるが、それ無理もないことであつた。というのは、これらの文書の中に、辯護側が迷惑におもつた辭句があつたからである。われわれは、この批評は充分な根拠がないという意見をもつものであつて、これらの文書に對して、辯護側がわれわれに望んだところよりも、大きい重要性を與えている。西園寺公は最後の元老として特殊の地位を占めていたので、その秘書原田を通じて、真相を充分にあからさまに知ることができた。政府や陸海軍の最高上層部から情報入手するといふ、この特別な任務において、原田が長い元老に仕えたといふこと、かれが信頼しうる人で、思慮があることを示すものである。もし辯護側で言っているように、かれが信頼するに足りず、また無責任であつたとしたら、かれの情報の入手先である重要な人物と、西園寺公がみずから頻繁に接觸したことから見ても、公は間もなくこれに気がついたであらう。そして、原田はこの役目に引き續いて留まっていたのかつたであらう。裁判所に提出された西園寺、原田文書の確實性については、これらの文書が原田

によつて口述され、西園寺によつて校訂された同原  
録の原本であることを、裁判所は認めるものである。  
これらの文書が本件に関連性をもつている限り、そ  
れに記録されている事柄について、これらの文書は  
有用な、信頼のできる、當時の證據であると裁判所  
は考へる。

Japanese Counsel  
Mr. Yamai

22

上  
下

●  
●

●

裏  
面  
白  
紙



JUDGMENT, I.M.T.F.E.  
PART A, CHAPTER II  
[Japanese Translation by  
Language Division, L.T.F.E.]

法

第 A  
二 章 部

判

決

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

24

A部 第二章  
法

## (イ) 本裁判所の管轄権

われわれの意見では、裁判所條例の法は、本裁判所にとつて決定的であり、これを拘束するものである。本裁判所は、最高司令官が連合國から與えられた権能に基いて設置した特別な裁判所である。その管轄権の根拠は裁判所條例にある。この裁判では、裁判所條例の中にあるものを除いては、裁判官はどのような管轄権をもつていない。本裁判所の裁判官を任命した最高司令官の命令は、次のように述べている。「本裁判所ノ裁判官ノ責任、権力及ビ任務ハ同裁判所條例ニ規定セラレテリ。」。その結果として、もし右のようなことがなれば、本裁判所の裁判官は、被告の裁判に關して、まったく権限をもつていないのであるが、本裁判所を構成し、かれらを裁判官として任命した文書によつて、被告を裁判する権限を與えられたのである。ただし、いかなる場合にも、裁判所條例に定められた法を裁判に適用するといふ義務と責任の下に常に立たされてい

る。

右に述べた意見は、つぎに述べるような見解が主張されることがあるとしても、その見解を支持するものと解釋してはならない。その見解というのは、<sup>1</sup>連合國またはどの戦争國でも、戦争犯罪人の裁判と處罰について規定するにあつて、確立した國際法

またはその規則もしくは原則と矛盾する法律を制定  
 または公布したり、それらと矛盾する権限を自國の  
 裁判所に與えたりする權利を國際法上でもつてゐる  
 という見解である。このような戦争犯罪人の裁判と  
 處罰という目的のために、裁判所を創設する權利を  
 行使し、その裁判所に権限を與えるにあつて、交  
 戦國は國際法の範圍内で行動することができるとす  
 ぎないのである。

起訴状に含まれてゐる起訴事實を審理し、判決を  
 下す本裁判所の管轄權に對して、辯護側が抗辯した  
 おもな理由は次の通りである。

(一) 連合國は、最高司令官を通じて、平和に對す  
 る罪<sup>レ</sup>（第五條<sup>イ</sup>）を裁判所條例に含め、これ  
 を裁判に付し得るものと指定する權能をもつて  
 いない。

(二) 侵略戦争はそれ自体として不法なものではな  
 く、國家的政策の手段としての戦争を放棄した  
 一九二八年のバリー條約は、戦争犯罪の意味を  
 擴げてもいないし、戦争を犯罪であるとしても  
 いない。

(三) 戦争は國家の行爲であり、それに対して、國  
 際法上で個人的責任はない。  
 (四) 裁判所條例の規定は、事後<sup>ニ</sup>法であり、従  
 つて不法である。

(五) ホツダム宣言の實施を定めてゐる降伏文書は、  
 この宣言の當時（一九四五年七月二十六日）の<sup>2</sup>  
 國際法によつて認められていた通例の戦争犯罪  
 だけが訴追される犯罪であるという條件を課し

ている。

丙 交戦中の殺害行為は、交戦法規または戦争の法規慣例の違反を構成する場合を除いて、戦争に通常伴うものであるとして、殺人ではない。

出 被告のうちの数名は捕虜であるから、一九二九年のジュネーヴ条約の規定に従って、軍法會議で裁判することはできるが、本裁判所で裁判することはできない。

裁判所條例の法は、本裁判所にとって決定的であり、これを拘束するものであるから、辯護側が申立てた右の七つの主張のうちで、最初の四つについては、本裁判所はこれを却下すべき形式上の拍受を受けている。しかし、これに関連する法の諸問題が非常に重要であることにかんがみ、本裁判所は、これらの問題に関する裁判所の意見を記録しておく。

E-25  
一九四六年五月に、本裁判所は、この辯護側の申立てを却下し、裁判所條例の効力とそれに基く裁判所の管轄権とを確認し、この決定の理由は後に申述すであらうと述べたが、その後、ニールンベルグで開かれた国際軍事裁判所は、一九四六年十月一日に、その判決を下した。同裁判所は、他のことと共に、次の意見を發表した。

「裁判所條例は、戦勝側の側で権力を恣意的に行使したものではなく、その制定の當時に存在していた国際法を表示したものである。」

「問題は、この条約（一九二八年八月二十七日の「パリイ條約」）の法的効果は何であつたかということである。この條約に調印し、またはこれに加わつた

諸國は、攻撃の手段として戦争に訴えることを將來に向つて無條件に不法であるとし、明示的にそれを放棄した。この條約に調印した後は、國家的政策の手段として戦争に訴える國は、どの國でも、この條約に違反するのである。本裁判所の意見では、國家的政策の手段としての戦争を嚴禁に放棄したことは、必然的に次の命題を含蓄するものである。その命題というのは、このような戦争は國際法上で不法であるということ、避けることのできない、恐ろしい結果を伴うところの、このような戦争を計發し、遂行する者は、それをするに於いて犯罪を行いつつあるのだということである。

ある事情のもとでは、國家の代表者を保護する國際法の原則は、國際法によつて犯罪的なものとして不法化されている行爲には、適用することができない。これらの行爲を行つた者は、適當な裁判による處罰を免れるために、公職の險にかくれることはできない。

「法なげれば犯罪なし」という法律格言は、主權を制限するものではなく、一般的に正義の原則である。條約や誓約を無視して、秘密に、隣接國を攻撃した者を處罰するのは不當であると主張することは、明らかに間違つてゐる。なぜなら、このよ  
うな事情のもとでは、攻撃者は自分が不法なことをしていることを知つてゐるはずであり、従つて、これを處罰することは、不當であるどころでなく、も  
しかれの不法行爲が罰せられないですまされるなら  
ば、それこそ不當なのである。

E-26

「裁判ノ條例は次のように明確に規定している。  
・・・「被告人が自己ノ政府又ハ上司ノ命令ニ従ヒ  
行動セル事實ハ被告人ヲシテ責任ヲ免レシムルモノ  
ニアラズ。但シ刑ノ輕減ノ爲考慮スルコトヲ得。」  
この規定は、すべての國の法と一致している。  
・・程度はいろいろであるが、大多数の國の刑事法  
の中に見られる眞の基準は、命令の存在ということ  
ではなく、事實において心理上の選擇が可能であつ  
たかどうかということである。」

ニールンベルグ裁判所の以上の意見とその意見  
に到達するにあつての推論に、本裁判所は完全に  
同意する。これらの意見は、先に挙げたところの、  
辯護側の強調した理由の初めの四つに對して、完全  
な答えを表わすものである。本裁判所とニールン  
ベルグ裁判所との條例が、重要な點において、すべ  
て同一であることにかんがみ、本裁判所は、ニール  
ンベルグ裁判所の意見であつて本行に關連のある  
ものには、無條件の贊意を表するものである。いく  
らか違つた言葉で問題を新たに論じ、そのために、  
而裁判所の述べた意見について抵觸する解釋が行わ  
れるようになつて、論争の起る途を隔くよりは、そ  
の方がよいと考える。

本裁判所の管轄權を辯護側が争つた第五の理由は、  
降伏文書とポツダム宣言によれば、裁判を行うべき  
ものと考えられていた犯罪は、ポツダム宣言の當時  
の國際法によつて認められていた戦争犯罪だけであ  
るから、それは裁判所條例の第五條(四)に述べられて  
いる通例の戦争犯罪だけであるというのである。<sup>5</sup>

侵略戦争は、ポツダム宣言の當時よりずっと前から、国際法上の犯罪であつたのであつて、辯護側が裁判所條例に與えようと試みている限定された解釋をする根據は全然ない。

いずれにしても、日本政府が降伏文書の條項を受諾することに同意したときには、戦争に對して責任があるといわれていた日本人が訴追されるということとは、實際において日本政府が了解していかつたという、特別を議論が申立てられた。

この議論には、實際においてなんの基礎もない。本裁判所が満足と認める程度に立證されたところによれば、降伏文書に調印する前に、問題の點はすでに日本政府によつて考慮されていたのであり、降伏文書の受諾を唱えた當時の關係は、戦争に對して責任があるといわれた者が裁判に付せられるであろうということ豫想していたのである。早くも一九四五年八月十日に、すなわち、降伏文書の調印よりも三週間前に、天皇は御告木戸に對して、「戦争責任者の處罰……を思うと忍び難いものがある……、而し今日は忍び難きを忍ばねばならぬ時と思う」といつた。

辯護側の第六の主張、すなわち、殺人を行つたという起訴事實に關する主張は、後に論ずることにする。

これらの主張の第七は、捕虜として降伏した四名の被告、すなわち、板垣、木村、武藤及び佐藤のために行われている。かれらのために行われた申立ては、かれらはもと日本の軍隊に屬していた者であり、

E-28 また捕虜であるから、捕虜に関する一九二九年のジュネーヴ條約の條文、特に第六十條と第六十三條に従つて、捕虜として軍法會議で裁判し得るものである。この條約に基かないで構成された裁判所では、裁判し得ないというのである。この點こそ、山下事件において、アメリカ合衆國最高裁判所が決定したところである。故ストーン最高裁判所長官は、この裁判所の多數を代表して判決を言い渡すにあつて、次のようにいつた。「以上に掲げた諸規定の文章のかり工合からして、第三節とそれに含まれている第六十三條とは、捕虜である間に犯した罪について、捕虜に對して行われる裁判手續だけに適用されるものであることが明らかである」とわれわれは考える。この部分が第三章の第一節と第二節に言及されているもの以外の罪を取扱うものとして定められているということは、第五款に少しも示されていない。この結論とこの結論に到達するにあつての推論に、本裁判所は敬意をもつて同意するものである。本裁判所の管轄權を争うことは、まづたく成立しない。



## (ロ) 捕虜に對する戦争犯罪の責任

捕虜と、一般人抑留者は、それを捕える政府の権力内にある。これは必ずしも前から常にそうではなかつた。しかし、最近の二世紀の間に、この立場は承認され、この趣旨の慣習法は一九〇七年のハーグ第四條約に正式に規定され、一九二九年のジュネーヴ俘虜條約でも繰返された。従つて、捕虜と一般人抑留者（以下すべて「捕虜」という）の保護の責任は、捕虜を留置している政府にある。この責任は、單なる扶養の義務に限られるものではなく、虐待の防止にも及ぶものである。特に、條約によつてと同様に、慣習國際法によつても禁止されているところの、捕虜に對する非人道的な行為は、捕虜に對して責任のある政府が防止すべきものである。

捕虜に對するこれらの義務を果すについては、政府は人によらなければならぬ。この意味で、責任ある政府とは、實に政府の職務を指揮し、統制する人々のことなのである。この場合に、また上に述べた點についても、われわれの關心は日本の内閣の關係にある。捕虜に對する義務は、政治上の抽象的な存在に課せられた無意味な義務ではない。それは特定の義務であつて、第一次的に、政府を構成する人々によつて履行されなければならぬ。近代の政府には非常に多くの義務と任務が伴うので、必然的に、義務の分割と委任に關する複雑な制度が生じる。戰時において、政府の手

にある捕虜に對する政府の義務については、その政府を構成する人々は、たとひ捕虜の扶養と保護の義務をほかの者に委任したとしても、その捕虜に對して主要な、継続的な責任をもつものである。

大体において、日本の手にあつた捕虜に對する責任は、次の者にあつたといつてよい。

(一) 捕虜

(一) 捕虜を留置している部隊の指揮官である陸

海軍武官

(二) 捕虜の福利に關係のある官廳の職員

(三) 文官であると、陸海軍武官であるにかかわりなく、捕虜を直接にみずから管理して

る職員

捕虜に正當な待遇を與え、かれらの虐待を防ぐことは、責任のあるすべての人の義務であつて、それには、これらの目的にあてられた組織を設け、それを継続的に、効果的に運営されるようにしなければならぬ。これらの者は、次の場合に、この義務を怠り、捕虜の虐待について責任があることになる。

(一) このような組織を設けない場合

(二) このような組織を設けたとしても、それを

継続的に、効果的に運営されるようにしない

9

場合  
すべてこれらの者は、この組織が運営されてい  
ることを確かめる義務があり、もし確かめること  
を怠つたならば、それに對して責任がある。單に

適當な組織を設けただけで、その後はその實際の運用を知ることゝ怠るならば、自己の義務を果したことにならない。たとえば、軍司令官または陸軍大臣は、この點に關するかれの命令について、かれが最も重要な事項について發したほかの命令の場合と同様に、それが確實に守られるように努力しなければならぬ。

しかし、適當な組織が設けられ、總體的に、效果的に運営されるようになっていて、しかも運例の戰爭犯罪が行われたという場合には、これらの者には責任がない。但し、次の場合はこのかぎりでない。

(一) そのような罪が犯されていることをかれら  
が知っており、そして、それを知つていなが  
ら、將來そのような罪が犯されることを防ぐ  
ために、自分の権限内の措置をとらなかつた  
場合、

または

(二) 右のようなことを知ることができなかつた  
ことについて、かれらに過失がある場合

このような者は不注意または怠慢でない限り、  
右のことを知つていたか、または知つてい  
るべきであつたという場合に、このよ  
うな犯罪を防ぐために、なにかの措置をと  
ることを、かれの屬する官廳がかれに要  
求し、または許可していたのである。  
10  
るならば、かれは不作爲に對して責任を免  
れることはできない。他方で捕虜の管理に  
ついて、自分よりいつそう直接に關係して  
いる他の者からの保

證を受け容れたということを示しても、ほかの點で責任があれば、その者は罪を免除されるのに充分ではない。すなわち、右の他の人の地位とか、このような犯罪の報告の同僚とか、そのほかの一切の事情から見ても、それらの保證の眞偽をさらに調査しなければならぬ立場におかれた場合である。犯罪がよく知られており、数が多く、時と場所から見ても非常に廣い範圍にわたつてゐるといふことは、知つていたものと推定するについて、考慮されるべき事項である。

内閣は政府の主要な機關の一つとして、捕虜の保護について、連帶して責任を負うものであつて、その關係は、すでに論じた意味の犯罪が行われてゐることを知つており、しかも將來このような犯罪が行われるのを防止する措置をとることを怠つたり、それに失敗しながら、あえて關係として引續き在任する場合には、かれは責任を解除されることはない。たといかれの主管してゐる省が捕虜の保護について直接に關係してゐない場合でも、これはあてはまることである。關係は辭職することができる。かれが捕虜の虐待を知つており、將來の虐待を防ぐ力が無いのに、あえて内閣に留まり、これによつて、引續き捕虜の保護についての内閣の連帶責任を分擔するならば、將來のどのような虐待についても、かれはみずから好んで責任を引受けるものである。

陸海軍の指揮官は、命令によつて捕虜に正常な待遇を與えるように、またその虐待を防ぐようにす

ることができ、陸海軍大臣もそうすることができ、もしかれらの管理の下にある捕虜に對して犯罪が行われ、そのようなことが起り、そのことをかれらがあらかじめ知っていたか、知っているべきであつた場合には、かれらはこれらの犯罪に對して責任がある。たとえば、自己の指揮の下にある部隊の中で、通例の戦争犯罪が行われ、それについて、かれが知っていたか知っていないべきであつた場合に、將來におけるそのような犯罪の發生を防ぐために、充分な措置をとらない指揮官は、將來のそのような犯罪について責任がある。

捕虜の虐待を知っていた各省職員は、辭職をしなかつたという理由では、責任があることにはならない。しかし、もしその職務が捕虜の保護組織の運営を含むものであり、また、犯罪を知っていたか、知っていたべきであつたのに、その將來における發生を防ぐために、自己の権限の範囲で、効果のあることを何もしなかつたとすれば、そのときは、そのような將來の犯罪に對して、かれらは責任がある。

(ハ) 起訴状

平和に對する罪」という表題のもとに、裁判所條例は五つの別個の犯罪を擧げている。これらの犯罪は、侵略戦争または國際法、條約、協定もしくは誓約に違反した戦争の計畫、準備、開始及び遂行であつて、この四つに加えて、右のいずれかを達成するための共通の計畫または共同謀議に

参加するといふも一つ一つの罪がある。起訴状は裁判所係例に基いており、以上のすべての罪は、裁判所係例の他の規定に基くそのほかの起訴事實に加えて、訴追されたものである。

侵略的または不法な戦争を遂行する共同謀議は、その犯罪を行おうとする合意に、二人またはそれ以上の者が参加したときに生ずる。その後、この共同謀議を進めるために、このように戦争の計と準備が續いて行われる。この段階において参加するものは、最初の共同謀議者であるか、あとになつて加わつた者かである。もし後者が共同謀議の目的を採用し、その達成のために計と準備をするならば、かれらは共同謀議者となる。この理由によつて、すべての被告が共同謀議について訴追されているのであるから、共同謀議についてわれわれが有罪であると認定するかもしれない被告に關して、さらに計と準備についても有罪の認定をする必要があるとは考えない。いいかえれば、われわれは起訴事實の妥當性を問題とはしないけれども、共同謀議について有罪の認定をされるかもしれないどの被告に關しても、訴因第六ないし第十七については、これを考慮に入れることも、有罪の決定をすることも、必要であるとは考えない。

侵略戦争の開始と遂行に關する訴因に關連しても、同じような事態が生ずる。侵略戦争を開始するといふことは、ある場合には、ほかの意味をもつかもしれないが、本件の起訴状においては、敵對行

争を開始するといふ意味が與えられている。この意味において、それは侵略戦争を實際に遂行することを含んでいる。このような戦争がある犯罪者によつて着手され、または開始された後に、その戦争を遂行することと有罪になるといふような事情において、ほかの人がそれに参加するといふことがあり得る。しかし、この考慮は、侵略戦争の開始といふ訴因と、その遂行といふ訴因との双方について、有罪と決定すべき理由を少しも與えるものではない。従つて、われわれは、訴因第十八ないし第二十六について、あえて考慮しないことにする。

訴因第三十七と第三十八は、殺人の共同謀議を訴追している。裁判所條例第五條の(ロ)號と(ハ)號は、通例の戦争犯罪と人道に對する罪を取扱つてゐる。第五條の(ハ)號には、次の一句がある。「上記犯罪ノ何レカヲ犯サントスル共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ参加セル指導者、組織者、教唆者及び共犯者ハ、斯カル計畫ノ遂行上爲サレタル一切ノ行爲ニ付、其ノ何人ニ依リテ爲サレタルヲ問ハズ、責任ヲ有ス。」

ニュールンベルグの裁判所條例にも、同じよる規定があつたが、そこでは、獨立した項になつており、本裁判所の條例のように(ハ)號のうちに入られていゝなかつた。この規定の前後の關係からして、それは明らかにもつげら(イ)號、すなわち平和に對する罪に關連してゐるものである。なぜなら、共同ノ計畫又ハ共同謀議が犯罪とされて

いるのは、ただこの部類においてだけだからである。通例の戦争犯罪と人道に對する罪を犯す共同謀議は、本裁判所の條例では、犯罪とされていまいから、この規定はこれらの犯罪には適用されない。檢察側はこの見解に對して争わず、これらの訴因は、裁判所條例第五條(イ)によつて、支持され得るものであると申立てた。侵略戦争の遂行は不法であり、殺人という不法な殺害行為を引き起すものであると主張したのである。この點から、さらに、戦争を不法に遂行する共同謀議は、殺人をを行う共同謀議でもあると申立てられた。本裁判所が裁判することのできる犯罪は、裁判所條例に述べられている犯罪である。第五條(イ)は、その中に示されている罪を犯す共同謀議は、それみずから一つの犯罪であると述べている。第五條(イ)に明記されている罪で、共同謀議以外のものは、侵略戦争の「計畫、準備、開始又ハ遂行」である。侵略戦争の遂行またはその他の方法によつて、殺人をを行う共同謀議の罪については、なんら明記されていない。従つて、われわれは、訴因第三十七と第三十八に含まれている殺人を行う共同謀議という起訴事實については、これを取扱う管轄権をもつていないものと認定し、これらの起訴事實を受付けることを拒絶する。



E-35

起訴状には、全部で五十五の訴因があつて、二十五人の被告を訴追している。訴因のうちの多くのものでは、各被告がそれぞれ訴追されており、その他の訴因では、十人またはそれ以上の被告が訴追されている。平和に對する罪だけについても、考慮すべき個々の起訴事實が七百五十六に上つている。

この状態は、たとい起訴事實のうちのゑるものが重複しているか、二つのうちのどちらかという場合でも、ある事項について有罪なことが檢察側の提出しようとする證據によつて示されるならば、その事項をすべて訴追するという普通のやり方を檢察側が採用したことから起るのである。

起訴事實の實質に關する以上の考察によつて、本裁判所の義務を遂げたり、被告に對して公正を缺いたりしないでも、判定を與えなければならぬ平和に對する罪の訴因をこのように扱ふことができる、ということがわかる。

訴因第四十四と第五十三は、戦争法規に違反する罪を犯す共同謀議を訴追している。すでに論じた理由によつて、平和に對する罪以外には、いかなる罪を犯す共同謀議に關しても、裁判所條例は管轄權を與えていないとわれわれは認定する。通例の戦争犯罪を行う共同謀議の罪については、なんら明記されていない。この見解は、檢察側によつて受諾されており、これらの訴因の下に有罪の決定をすることはまったく求められていない。従つて、これらの訴因は無視することにする。

訴因第三十七、第三十八、第四十四及び第五十三

E-36  
に關して、以上に述べた意見は、本裁判所の管轄權を問題とする動議を却下したところの、一九四六年五月十七日の本裁判所の判定と矛盾しているように見えるかもしれないという點に關しては、その動議を審理したときには、この問題が提出されなかつたといへば充分である。ずつと後になつて、ニユーレンベルグの判決が下された後に、この問題は被告の一人を代表する辯護人によつて提出された。この點に關しては、本裁判所はニユーレンベルグの裁判所の見解に同意する。従つて、これらの訴因については、本裁判所は、被告に有利な檢察側の承認を受けられる。

訴因第三十九ないし第五十二へすでに論じた訴因第四十四を除くは殺人という起訴事實を含んでゐる。これらのすべての訴因では、示された場所と日時において、戦争を不法に遂行した結果として、殺害行為が行われたというのが訴因の要旨である。ある訴因では、その日時は、示された場所において敵對行為が開始された日時である。ほかの訴因では、その日時は、不法と主張される戦争がすでに進行している間に、その場所が攻撃された日時である。すべての場合に、殺害行為は戦争の不法を遂行から起つたものと主張されている。不法であるというのは、殺害行為が行われる前に、宣戦が全然なかつた點においてであるか（訴因第三十九ないし第四十三、第五十一及び第五十二）、殺害行為が戦争の繼續中に行われた場合に、それらの戦争がある特定の條約の條文に違反して起されたからである（訴因第四十五

ないし第五十一)。どの場合でも、もしその戦争が不法でなかつたと認定されたとすれば、殺人という起訴事實は、不法な戦争の遂行という起訴事實とともに成立しなくなる。他方、なにかの特定の場合に、その戦争が不法であつたと認められるとすれば、そのときは、それに伴つて、これらの訴因に示されている日時と場所においてばかりでなく、戦争地域内のすべての場所と、戦争期間を通じてすべての時期とにおいて、不法な殺害行為が生じることになる。殺人の訴因によつて、右の犯罪のこれらの部分を取扱うことは、われわれの見解では、少しも有益な目的を果すことにならない。というのは、これらの戦争を不法に遂行するという罪全体が、このような戦争の遂行を訴追する訴因において、問題となつていくからである。

E-37  
以上の所見は、列挙されたすべての訴因、すなわち訴因第三十九ないし第五十二(第四十四を除く)に關連するものである。訴因第四十五ないし第五十は述べ方があいまいである。これらの訴因は、異つた場所で、示された日時に行われた殺人を訴追している。これらの殺人は、日本軍隊に對して、これらの場所を攻撃し、住民を殺害することを不法に命令し、行わせ、許可し、それによつて、一般人と武装解除された軍人を不法に殺害することによつて行われたものとされている。これらの訴因の言葉からは、不法な殺害という主張の基礎を、攻撃の不法性に置こうとするのか、その後における戦争法規の違反に置こうとするのか、またはその両方に置こうとする

のか、あまり明瞭ではない。その意圖が前者にあるのならば、この類の初めの方の諸訴因の場合と事情は同じである。もし競争法規の違反に基礎を置くものとすれば、訴因第五十四と第五十五の起訴事實と重複している。これらの理由だけで、そして、このような事情のもとにおいて殺人の起訴事實の妥當性に關してどのような意見も表明する必要がないと認めて、おれわれは、訴因第三十九ないし第四十三と訴因第四十五ないし第五十二とについて、判定を與える必要がないと決定した。

111



押印



No. 2

裏面白紙

# 訂正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 12 月 4 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	塩崎伸一郎  印
受託責任者	神奈川県南足柄市沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役  古森重隆 印

No. 7.

17#4

44

裏  
面  
白  
紙

JUDGMENT, I.M.T.F.E.  
Part A, CHAPTER III.  
Japanese Translation by  
Language Division, MATFE

極東國際軍事裁判所

判決

第三部

日本の負擔した義務  
及び取得した權利

裏面白紙

45



A 部

第三章 要約 (法廷で朗讀ノコト)

(法廷においては、A部第三章全文の代りに、この要約を朗讀する。)

本判決書のA部第三章は、これを朗讀しないことにする。これは、起訴狀に關連している限り、列強に對する日本の義務と日本が一九三〇年以前に中國において取得した諸權利との記述を含んでいる。その主要な義務は、次の諸項目に屬し、各項目の下に別記してある諸文書によつて立證されている。

- 一 中國の領土及び行政上の獨立を保全する義務。
- 一 一九〇一年の合衆國の宣言
- 一 一九〇八年の同文通牒
- 一 一九二二年の九國條約
- 一 一九二〇年の國際連盟規約
- ニ 中國全土における平等かつ公平を商業の原則、いわゆる「門戶開放政策」を、世界各國のために維持する義務。
- 一 一九〇〇年ないし一九〇一年の合衆國の宣言
- 一 一九〇八年の同文通牒
- 一 一九二二年の九國條約
- 三 阿片と類似の麻薬との製造、賣買及び使用を禁遏する義務。

裏面白紙

- 一九一二年の國際阿片條約
- 一九二五年の國際連盟規約
- 一九三一年の國際阿片條約
- 太平洋に利害關係をもつ諸國の領土を尊重する義務。
- 一九二一年の四國條約
- 一九二六年のオランダとポルトガルとに對する覺書
- 一九二〇年の國際連盟規約
- 中立國領土を侵害しない義務
- 一九〇七年の第五ヘীগ條約
- 外交手段、仲介又は仲裁裁判によつて國家間の紛争を解決する義務。
- 一九〇八年の同文通牒
- 一九二一年の四國條約
- 一九二二年の九國條約
- 一九〇七年のヘীগ條約
- 一九二八年のバリー條約
- 國際紛争の平和的處理を確保することを目的とする義務。
- 一八九九年のヘীগ條約
- 一九〇七年のヘীগ條約
- 一九二八年のバリー條約
- 戰爭開始に先だつて事前の通告をする義務。
- 一九〇七年の第三ヘীগ條約
- 交戦中の人道的行爲に關する義務。
- 一九〇七年の第四ヘীগ條約
- 一九二九年のジュネーブ赤十字條約
- 一九二九年のジュネーブ俘虜條約

裏面白紙

これらの義務の多くは一般的东西である。これらの義務は、單に一つの政治的または地理的單位に關するものではない。これに反して、本章で考慮されている文書によつて、日本が要求した權利は、概ね中國に關係するものであつた。中日戦争の初めに日本が中國内でもつていた足場は、本判決中の中國に關する章の冒頭で充分に述べられるはずである。

第三章

日本の負擔した義務及び取得した權利

一九二八年一月一日以前の諸事件

一九二八年一月一日以前に、すなわち起訴狀に言及されている期間の初めに、すでにある事件が発生しており、日本はある權利を取得し、かつある義務を負擔していた。被告のとつた諸行動を理解し、判断するためには、それらのものを認識しておくことが必要である。

一八九四―五年の日清戦争

一八九四―五年の日清戦争は、下關條約によつて終つたが、それによつて中國は、遼東半島に對する主權全部を日本に讓渡した。しかしながら、ロシア、ドイツ、及びフランスは、日本に對して外交的壓迫を加え、それによつて日本がこの讓渡を放棄しなければならぬようにさせた。一八九六年に、ロシアは清國と協定を締結した。この協定は、シベリア横斷鐵道を滿洲を縱斷して延長し、同鐵道地帯において或る行政上の權利を興えるところに、八十年間の鐵道を經營する權能をロシアに與えたものであつた。この利權は一八九八年のロシア・中國間に締結された別の協定によつて擴大された。この協定によつてロシアは、ハルビンで東清鐵道を旅順と結びつ

ける權利を認められ、また遼東半島南部の二十五カ年間の租借とその租借地における關稅徵收の權利とを認められた。

## 第一回ヘーグ平和會議

世界のおもな諸國は、第一回平和會議のために、一八九九年ヘーグに會合した。この會議の結果として、三つの條約と一つの宣言が成立した。

この第一回平和會議の貢獻したところは、當時存在していた國際法体系に新しい諸規則をつけ加えたというよりは、むしろ、すでに確立されたものと認められていた慣習法上の規則と慣行とを一層明確な形で再び述べたという點にある。一九〇七年の第二回ヘーグ平和會議と一九〇六年七月六日及び一九二九年七月二十七日にジュネーヴで採擇された條約とに對しても、右と同じことをいうことができる。

第一條約、すなわち國際紛争平和的處理條約（附屬書B-1）は、一八九九年七月二十九日に調印され、日本と、起訴狀を提出した各國及びその他の二十カ國とにより、またはそれらのために批准され、かつその後さらに十七カ國がこれに加入した。このようにして、全体で四十四の主要な諸國がこの條約に加入した。従つて、この條約は、後に一九〇七年十月十八日にヘーグで採擇された第一條約で改廢された部分を除いて、一九〇四年二月十日の日露戦争の開始より前に、かつ起訴狀に基げられた本件に關連のある時期を通じて、日本を拘束していたのであつた。

一八九九年七月二十九日にヘーグで締結された第一條約の批准によつて、日本は國際紛争の平和的處理を確保するために全力を盡すこと、並びに、兵力に訴ふる前に、事情の許す限り、その交親國中の一國または數國の周旋または仲介に依頼することに同意した。

## 一八九九—一九〇一年の義和團事件

一八九九—一九〇一年の中國におけるいわゆる義和團事件は、北平における最終議定書の調印によつて、一九〇一年九月七日に解決された。(附屬書B1二)。この議定書は、日本及び起訴狀を提出した各國とドイツ、オーストリア・ハンガリー、ベルギー及びイタリアとにより、またはそれらのために調印された。この議定書によつて、清國は北平の外國公使館所在の區域をもつばら各國公使館の使用に充てること、かつ、各國がその公使館を保護するため、護衛兵を置くことを認めることに同意した。清國はまた、各國が北平・海濱間の自由交通を維持するため、協定中に名を掲げられた諸地點を占領する權利を容認した。

この議定書の調印によつて、日本は他の調印國とともに、その年の九月二十二日前に、協定の中に擧げられている地點に駐屯する軍隊を除いて、直隸省から全面的に撤兵することを約した。

## 日露戦争

一九〇二年一月三十日に締結された日英同盟條約

に基いて、中國における門戸開放主義の維持に關して、一九〇三年七月に日本はロシアと交渉を開始した。これらの交渉は、日本政府の思ひようには捗らなかつた。そこで、一八九九年七月二十九日にヘイグで日本が調印した國際紛争平和的處理條約の諸規定を無視して、一九〇四年二月、日本はロシアを攻撃した。滿洲における激戦で、日本は十萬の將兵の生命と正貨二十億圓を犠牲にした。この戦争は、一九〇五年九月五日のポーツマス條約の調印によつて終つた。

E-41

## ポーツマス條約

一九〇五年九月五日に調印されたポーツマス條約は、日露戦争を終結させ、起訴狀に擧げられた本件に關連のある期間を通じて、日本を拘束していた。(附屬書B-1三)。この條約の批准によつて、日本とロシアは、ロシアと韓國との間の國境で、ロシア國または韓國の領土の安全を脅かすおそれのある軍事的措置は、一切これを執らないことに同意した。しかし、ロシアは日本が韓國で最高の利益をもつてゐることを承認した。ロシアはまた、清國が承諾することを條件として、旅順口と大連とその附近の遼東半島の領土との租借權を、この租借權に關連し、またはその一部を形成する一切の權利と特權と利權とともに、さらにこの租借權の効力が及ぶ地域の一々の公共營造物と財産を加えて、日本に移讓した。この移讓は、次のような明確な約定に基いて行われた。すなわち、日本とロシアは、租借權の効力が及

E-42

ぶ地域を除いて、滿洲から撤兵し、滿洲の全部を完全排他的に清國の行政に還付すること、及び日本は租借地にあるロシア帝國臣民の財産権を完全に尊重することという約定である。これに加えて、長春から旅順までの鐵道及びその一切の支線並びにこれに附屬する一切の權利、特權及び財産を、清國が承諾することを條件として、ロシアは日本に移讓した。この移讓は、日本もロシアも、各自の鐵道をもつば商業上の目的のために利用し、決して戦略上の目的には利用しないという約定に基いて行われた。日本とロシアは、これらの移讓に對して、清國の承諾を得なければならぬこと、及び清國が滿洲の商業を發達させるために、列國に共通な一般的措置をとるについて、これを妨害しないことに同意した。

ロシアは、北緯五十度の線を境界として、サガレン島のそれから南の部分と、その線から南でその附近にある一切の島々を日本に割讓した。この割讓は、日本とロシアがサガレン島またはその附近の島々で、堡壘やこれに類する軍事上の工作物を築造しないこと、及び宗谷海峽と韃靼海峽の自由航海を維持することという約定に基いて行われた。

ポーツマス條約の附屬議定書で、ロシアと日本は、兩國の間で、滿洲にある各自の鐵道線路一キロメートルごとに、十五名を超えない守備兵を置く權利を留保した。

## 北京條約

一九〇五年の北京條約によつて、中國は滿洲にお



けるロシアの権利と財産を日本に移譲することには同意したが、鐵道守備兵を置くという規定は承認しなかつた。この條約の附屬書となつてゐるところの、日本と清國が一九〇五年十二月二十二日に締結した附屬協定に基いて、日本は、清國政府の表明した「切實な希望」にかんがみて、できる限り速やかに、またはロシアが撤兵に同意したときに、いずれにしても滿洲の治安が再び確立されたときに、日本の鐵道守備兵を撤退することに同意した。

## 南滿洲鐵道會社

日本は、日本政府と日本國民だけを株主とする會社として、南滿洲鐵道會社を一九〇六年八月に創立した。この會社は、長春から旅順に至る鐵道が通つてゐる地域に、元の東清鐵道會社の後身として設立されたものである。この會社は、ロシアから取得した鐵道とそれに附屬する諸企業とを、日本が滿洲で新たに設けた鐵道と企業とともに、管理する権限を與えられ、また實際にこれを管理した。そればかりでなく、租借地と鐵道附屬地帯において、政府の行政的権能を付與されていた。要するに、これは滿洲における日本政府の權益を管理する日本政府の機關として、創設されたものである。

ポーツマス條約の規定に反して、この會社の定款の規定するところによれば、右の租借地にある日本軍司令官は、軍事に關して、この會社に命令と指令を發する権限、及び軍事上必要のある場合には、この會社の業務事項に關連する命令を發する権限をも

つものとされていた。

中国における門戸開放主義

中国における門戸開放主義は、一八九九―一九〇一年のいわゆる義和團事件中に、アメリカ合衆国政府によつて、次のような言葉で、はじめて宣言された。すなわち、

「合衆国政府の方針は、清国における恒久的安寧をもたらすような解決を求め、清国の領土と行政を保全し、條約と國際法によつて友好國に保證された一切の權利を保護し、かつ世界のために清帝國の全土にわたつて平等かつ公平な通商の原則を擁護することである。」

日本を含めて、他の關係諸國は、このように宣言された政策に同意した。この方針は中國に関するいわゆる門戸開放主義の基礎になつた。このようにしてできた門戸開放主義は、その後二十餘年にわたつて、清國の非公式な約束に基礎をおいていたが、一九二二年にワシントンで九國條約が締結されるに至つて、ついに條約の形に具体化されることとなつた。

E-45

## 一九〇八年の日米通牒

一九〇八年十一月三十日、日本政府とアメリカ合衆国政府との間に、中國と太平洋地域における門戸開放主義に關する同文通牒が交換されたときに、日本はこれらの地域においてこの主義を承認した。(附屬書B-14)。これらの通牒の規定は、起訴狀に擧げられた本件に關連のある全期間を通じて、日本とアメリカ合衆国を正式に拘束していた。この通牒交換によつて、兩國は左の點に同意した。

- (一) 太平洋における自由かつ平穩な商業の發達を奨励する兩國政府の政策は、どのような侵略的傾向にも動かされることなく、太平洋方面における現状の維持と清國における商工業の機會均等主義の擁護とを目的とすること。
- (二) 兩國政府は、前記の方面において、相互に他方の屬地を尊重すること。
- (三) 兩國政府は、一切の平和手段によつて、清國の獨立及び保全と同帝國における列國の商工業に對する機會均等主義とを支持し、これによつて、清國における列國の共通利益を保存する決意を有すること。及び、
- (四) もし現状維持を脅かす事件が発生したときは、兩國政府は、自己がとらうとする措置に關して、たがいに通告すること。

## 韓國併合

日本は一九一〇年に韓國を併合し、清國における日本の諸權利を間接に増大した。それは滿洲にい

た韓國人の移民がそれによつて日本帝國の臣民となつたからである。一九二八年一月一日までには滿洲にあつた韓國人の数は、約八十万人に及んでいた。

## 中國と日本の主張の對立

予期された通り、南滿洲鐵道の經營と遼東半島租借權の享有とに關連して、中國で日本が治外法權を行使したことは、日本と中國の間に絶えず摩擦を引き起した。一八九八年の條約によつて増補された一八九六年の條約で、ロシアが清國から讓與された一切の權利と特權を日本がすでに受け継いでいたこと、これらの權利の中の一つは、鐵道附屬地帯内の絶對的かつ獨占的な行政であつたこと、並びに、その地帯の中で、日本は警察、課税、教育及び公共施設の支配というような、廣い行政權をもつていたことを、日本は主張した。中國は、このような條約の解釋を否認した。日本はまた、鐵道附屬地帯に鐵道守備兵を置く權利を主張したが、この權利をもまた中國は否認した。日本の鐵道守備兵に關して起つた種々の紛議は、鐵道附屬地帯内における守備兵の駐屯とその活動だけに限られていたのではなかつた。これらの守備兵は、正規の日本兵で、しばしば鐵道附屬地帯の外で演習を行つた。それらの行爲は、中國側の官民にとつて特に不快であり、かれらによつて、法律上で正當化しえないものと認められ、また不祥事件の種になるものと考えていた。そればかりでなく、日本は滿洲に領事館、警察を置く權利を主張した。このような警察は、ハルビン、チチハル、滿洲

里のような都市にある一切の日本領事館管轄區域と、朝鮮人が多数居住していたいわゆる間島地方とにあつた日本の領事館及び領事館分館に附置されていた。この権利は、治外法權に當然に伴うものと主張されたのである。

### 二十一カ條要求、一九一五年

#### の中國と日本の條約

一九一五年に、中國に對して、日本は有名な「二十一カ條要求」を提出した。その結果としてできた一九一五年の中國と日本の條約は、日本臣民が南滿洲において自由に居住往來し、またどのような商業工業にも従事することができる」と規定した。これは重要かつ異例權利であつて、條約港以外の中國領土では、日本以外のどの臣民によつても享有されていなかった。しかも、この條約の規定の中の「南滿洲」という語は、後になつて、滿洲の大部分を含むものと日本によつて解釋されるようになった。さらに、この條約は、南滿洲において各種の商工業と農業に適當な建物を建設するために、日本國臣民が必要な土地を商租することができると規定していた。

この條約が締結されたときに、兩國政府の間に交換された公文は、「商租」という語に定義を與えた。

中國側の解釋では、この定義には、條件附更新の權利を伴う、三十年を超えない長期賃借を意味したが、日本側の解釋では、無條件更新の權利を伴う、三十年を超えない長期賃借を意味していた。

以上のほかに、この條約は、日本が關東州租借地

(遼東半島)を保有する期間を九十九年に延長すること、及び日本が南滿洲鐵道と安奉鐵道を保有する期間を九十九年に延長することを規定した。

中國側は、この條約は『基本的効力』を缺いていると、たえず主張した。一九一九年のパリ會議でこの條約は『戰爭をもつて締結された日本の最後通牒の強制のもとに締結されたものである』という理由で、中國はその廢棄を要求した。一九二一—一九二二年のワシントン會議で、中國代表は『この條約の衡平及び公正とその基本的効力とについて』中國代表が問題を提起した。さらに一九二三年三月に、すなわち、關東州の最初の二十五カ年租借期限が満了する少し前に、中國は日本に對してこの條約を廢止するための要求を再び通告し、『一九一五年の條約と通牒は中國における輿論によつて常に非難されてきた』と述べた。中國側は一九一五年の協定が『基本的効力』を缺いていると主張していたので、滿洲に關する諸規定は、情勢上それを履行することが便宜である場合を除いて、これを履行することを拒んだ。その結果として、日本が自國の條約上の權利であると主張したものを中國側によつて侵害されたことについて、日本側は非常に不満を述べた。

E-48

一九一七—一九二〇年の連合諸國  
のロシアに對する干渉

第一次世界大戦は、日本に對して、アジア大陸におけるその地位を強化する機会を再び與えた。ロシア革命は一九一七年に起つた。一九一八年に、日本

は連合諸國の取極めに參加したが、この取極めによつて、ロシア軍が後になつて必要とするかもしれない軍需品を守り、ロシア國民の自己防衛の組織を助け、かつシベリアにいたチエツコスロヴァキア軍の撤退を援助するため、一國からの兵力が七千名を越えない程度で、軍隊をシベリアに派遣することになつた。

#### 一九二五年の日ソ北京條約

日ソ關係は、一九二五年一月二十日に北平で調印されたところの、日本とソビエト社會主義共和國連邦との關係を定める基本的規則に關する條約の締結によつて、結局は一時安定を見た。この條約は、起訴狀に擧げられた本件に關連のある全期間を通じて日本を拘束していた。(附屬書B-15)。この條約の締結によつて、當事國は嚴肅に次の點を確認した。すなわち、

(一) 兩締約國は、たがいに平和と友好の關係を維持すること、自國の管轄權内で自由に自國の生活を決めるといふ國家として當然な權利を充分に尊重すること、並びに、公然または秘密の行為であつて、いやしくも締約國の領域のいずれかの部分で秩序と安全を危うくするおそれのあ

E-49

るものは、みずからもこれを行わず、自國のためには、みずからもこれを  
 めに何かの政府の任務にある一切の人と自國から何かの財的援助を受けている一切の団体とも行わせないことが、締約國の希望と意向であること。

(イ) いずれの締約國も、その管轄權のもとにある地域で、(1)他方の領域のいずれかの部分にとつて、その政府であると稱する団体または集團と存在を、(2)その団体もしくは集團のために政治上の活動を現に行つていと認められるような外國の臣民または市民の存在を許さないこと。並びに、

(ロ) 兩締約國の一方の臣民または市民は、他方の領域内に入り、旅行し、居住する完全な自由を有すること、また、身体と財産に對して常に完全な保護を享有するとともに、右の領域内で通商、航海、産業及びその他の平和的業務に従事する權利と自由を享有すること。

## 一九一九年の講和條約

第一次世界大戰は、一九一九年六月二十八日に、ヴェルサイユで、同盟及び連合國を一方とし、ドイツを他方として講和條約が調印されるとともに、その終りを告げた。(附屬書B I 六)。一九二〇年一月十日に、ドイツの批准書が寄託されるとともに、この條約は効力を發した。同盟及び連合國は、主たる同盟及び連合國と二十二の他の國から成つていて、その中には、中國、ポルトガル及びタイ國が



E-50

含まれていた。主たる同盟及び連合国というのは、この條約の中に、アメリカ合衆国、イギリス帝国、フランス、イタリア及び日本と記されている。この條約は、アメリカ合衆国、ソビエト社会主義共和国連邦及びオランダを除いて、日本及び起訴状を提出した各員によつて、またはそれらの名において批准された。

ヴェルサイユ條約には、他のいろいろのことに共に、次のことが含まれている。(一) 國際連盟規約、これは條約の第一部であつて、第一條をいし第二十六條から成つてゐる。(二) ドイツがその海外屬地に關する一切の權利及び權原を主たる同盟及び連合國のために放棄したること、これは第百十九條である。(三) 放棄された従前のドイツ領の統治に關する委任規定、これは第二十二條である。(四) 窒息性、毒性その他の瓦斯の使用を禁止する宣言、これは第百七十一條である。(五) 一九二二年一月二十三日にヘーグで調印された阿片條約の批准、並びに阿片とその他の危険な藥品の取引に關する協定に對する連盟の一般的監督に關する諸規定、これは第百九十五條及び第二十三條である。

起訴狀に擧げられた本件に關連のある全期間を通じて、日本はヴェルサイユ條約の一切の規定によつて拘束されてゐた。但し、その政府が連盟から脱退する意思を一九三三年三月二十七日に規約第一條の規定に従つて通告したことによつて、日本がこの條約に基く義務を免れたと認められる場合は、この限りでない。この脱退は、一九三五年三月二十七日ま

では効力を発生しなかつた。また、この條約の残りの規定には、影響を及ぼさなかつた。

## 國際連盟規約

E-51

ヴェルサイユ條約を批准することによつて、日本は國際連盟規約を批准し、連盟の一員となつた。二十八に上る他の諸國も、規約を批准することによつて、同様に連盟國になつた。これらの諸國の中には、アメリカ合衆國、ソビエト社會主義共和國連邦及びオランダを除いて、起訴狀を提出した諸國が全部含まれていた。もつとも、オランダと他の十二カ國は、講和條約に調印しなかつたが、規約には最初から加入し、ソビエト社會主義連邦も後になつて連盟國になつた。同一の時期ではないが、六十三カ國が規約に加入して連盟國になつていた。

この規約の條項に基いて、他のいろいろなことと共に、日本は次の諸點に同意した。

- (一) 平和維持のために、國の安全に支障のない最低限度まで、軍備を縮小する必要があること、並びに、軍備に關して充分で隔意のない報道を交換することによつて、この縮小に日本が協力すること。
- (二) 日本は一切の連盟諸國の領土保全と當時存在していた政治的獨立とを尊重すること。
- (三) 他の連盟國との間に紛争が発生した場合には、日本はその事件を連盟理事會または仲裁裁判に付託し、また仲裁裁判官の判決または連盟理事會の報告後三月を経過するまで戦争に訴えないこと。
- (四) もし日本がこの規約に反して戦争に訴えた場

E-52

合には、日本は當然に他のすべての連盟國に對して戦争行爲をなしたものと見なされること。及び、

四 連盟國の締結する一切の國際協定は、連盟事務局に登録されるまで、その拘束力を生じないこと。

戦争の結果として、戦敗諸國の主權から離れた殖民地及び領土であつて、當時まだ自立することのできなかつたものについては、日本は次の點に同意した。

(一) その住民の福祉及び發達をはかることは、神聖な使命であること。

(二) これらの殖民地及び領土は、連盟に代つて委任に基いて施政が行われるために、先進國の後見のもとに置かれること。

(三) 委任統治領土においては、築城または陸海軍根據地の建設が禁止されること。及び

(四) 他の連盟國の通商と貿易に對して、均等の機會を確保すること。

## 太平洋諸島の委任統治

ヴェルサイユ條約に言う主たる同盟及び連合國、すなわちアメリカ合衆國、イギリス帝國、フランス、イタリア及び日本のために、ドイツはその海外屬地に關する一切の權利及び權原を放棄した。アメリカ合衆國は、この條約を批准しなかつたが、同國の舊ドイツ領土に關するすべての權利は、一九二一年八月二十五日に調印されたアメリカ合衆國とドイツと

E-53

の間の條約で確認された。前記の四國、すなわちイギリス帝國、フランス、イタリア及び日本は、一九二〇年十二月十七日に、國際連盟規約の條項にもとづいて、若干の追加規定に従つて太平洋中赤道以北にゐる舊ドイツ領の諸群島の施政を行う委任を、日本に付與することに同意した。これらの規定の中には、次のようなものがあつた。

(一) 日本は委任統治諸島内において奴隷の賣買を禁止し、かつ強制労働を許さないようにすること、及び

(二) これらの諸島において、陸海軍根據地または築城を建設しないこと。

日本はこの委任を受諾し、前記の諸島を占有し、委任統治地の施政を始めた。それによつて、起訴狀に挙げられた本件に關連した全期間を通じて、連盟規約と一九二〇年十二月十七日の協定に定められた委任統治條項に拘束されることになり、また實際に拘束されていた。

一九二二年の日米委任統治條約

合衆國は、舊ドイツ領諸島に對する日本の委任統治に同意は與えなかつたが、この諸島に利害關係をもつていたので、日本とアメリカ合衆國は一九二二年にワシントンでこの問題について交渉を始めた。一九二二年二月十一日に條約がまとなり、兩國はこれに調印した。(附屬書B一七)。批准書は一九二二年七月十三日に交換され、それによつて、日本と合衆國は、起訴狀に挙げられた全期間を通じて、この條約に拘

東されていた。いわゆる主たる同盟及び連合国によつて認められた委任統治條項を列挙した後、この條約は、他のいろいろなこととともに、次のように規定した。すなわち、

(一) アメリカ合衆國は連盟國ではないが、前記の委任統治協定の第三條、第四條及び第五條に規定する利益を受けらるること。

(二) この諸島にゐる米國人の財産權は尊重されること。

E-54

(三) 日本と合衆國との間の既存の諸條約は、この諸島に適用されること。及び

(四) 日本は國際連盟理事會に提出する委任統治に關する年報の復本を合衆國に送付すること。

この條約の批准書の交換の日に、日本政府が合衆國政府に手交した通牒の中で、これらの島及び水域に寄港するアメリカの國民と船舶に對して、日本は通常の禮讓を盡すことを合衆國に保障した。

## ワシントン會議

一九二一年の冬と一九二二年の春に、ワシントン會議で數々の條約と協定が結ばれた。この會議は本質的には軍備縮小會議であつて、その目的は、海軍軍備競争をやめることによつてばかりでなく、平和特に極東の平和を脅かしている他のいろいろな面倒な問題を解決することによつて、世界における平和の責任感を促進することであつた。これらの諸問題はすべて相互に關連したものである。

## 一九二一年の四國條約

太平洋方面における島である屬地及び島である領地に関して、アメリカ合衆國、イギリス帝國、フランス、及び日本の間に締結された四國條約は、ワシントン會議で結ばれた諸條約の一つであつた。(附屬書B一八)。この條約は一九二一年十二月十三日に調印され、日本とその他の調印國によつて正式に批准されたのであつて、起訴狀に挙げられた全期間を通じて、日本を拘束していた。この條約で、他のいろいろなことと共に、日本は次の諸條項に同意した。すなわち、

E-55

(一) 日本は太平洋方面にある他の締約國の島である屬地及び島である領地に関する權利を尊重すること、及び

(二) 太平洋問題に起因して前記の權利に関する紛議が起り、外交手段によつて解決することができず、しかも調印國の間に現に存在している圓滿な協調に影響を及ぼすおそれのある場合には、日本はその事件全部を考量し、調整するため、共同會議に他の締約國を招請すること。

この條約が調印された日に、締約國は、この條約を太平洋における委任統治諸島に適用することが、かれらの意圖であり、了解であるという意味の共同聲明を發した。(附屬書B一八一a)。

ワシントン會議で、四國條約の調印國は、一九二二年二月六日に追加協定を締結したが(附屬書B一八一b)、これには次のことが規定されていた。すなわち、

「前記の條約（四國條約）に使用された「島嶼  
である屬地及び島嶼である領地」という語は、こ  
れを日本に適用するにたつては、單にサガレン  
島の南部、臺灣及び澎湖列島並びに日本の委任統  
治のもとにある諸島だけを含むものとする。」

オランダとポルトガルに對する四國の保證

一九二一年十二月十三日の四國條約を締結した上  
で、その趣旨に反する結論の生れる余地をなくすこ  
とを望み、この條約の調印國は、日本を含めて、そ  
れぞれ、太平洋方面にあるオランダの屬地とポルト  
ガルの屬地に關する兩國の權利を尊重することを保  
證するといふ同文聲明を、右の兩國政府に送付した。  
E-56  
（附屬書B1810）（附屬書B181d）。



## ワシントン海軍軍縮條約

ワシントン會議で調印された相互に關係のある諸條約中のもう一つは、海軍軍備制限に關する條約であつた。(附屬書B1九)。この條約は一九二二年二月六日にアメリカ合衆國、イギリス帝國、フランス、イタリア及び日本によつて調印され、後にこれらの各國によつて批准された。日本は一九三四年十月二十九日にこの條約を廢棄するという通告を行い、それによつて、一九三六年十二月三十一日に、その拘束から解放されることになつたが、それ以前は、この條約は起訴狀に述べられた本件に關連のあるすべての期間にわたつて、日本を拘束していた。この條約の前文には、締約諸國は「平和ノ維持ニ貢獻シ且軍備競争ノ負擔ヲ軽減セムコトヲ望ミ、同條約を締結したのである」と述べられてゐる。しかし、この條約の調印を促す條件として、いくらかの附帶事項が協定され、これらの協定が條約の中に入れられた。合衆國、イギリス帝國及び日本は、次に掲げる各自の領土と屬地において、要塞と海軍根據地に關し、この條約署名の時に於ける現状を維持すべきことを約定した。すなわち、(一)合衆國が太平洋において現に領有し、または將來取得するかもしれない島嶼である屬地。但し、(イ)合衆國、アラスカ及びバナーマ運河地帯の海岸に近接する島嶼(アリューシャン諸島を含まず)、並びに(ロ)ハワイ諸島を除く。(二)香港及びイギリス帝國が東經百十度以東の太平洋において現に領有し、または將來取得するかもしれない島嶼である屬地。但し、(イ)カナダ海

岸に近接する島嶼、(ロ)オーストラリア連邦とその領土、並びに(リ)ニュージールランドを除く。(ハ)太平洋における日本國の次の島嶼である屬地。すなわち、千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、台灣及び澎湖諸島並びに日本國が將來取得するかもしれない太平洋における島嶼である屬地。この條約は、前記の現状維持とは、右に掲げた領土と屬地において、新しい要塞または海軍根據地を建設しないこと、海軍力の修理と維持のために現存する海軍諸設備を増大する處置をとらないこと、並びに右に掲げた領土と屬地の沿岸防禦を増大しないことを言う」と明記した。

締約諸國は、條約に擧げられている主力艦だけを保有することに同意した。アメリカ合衆國は、戦艦建造における優越的な首位を放棄し、また合衆國とイギリス帝國は、條約に擧げられている若干の戦艦を廢棄することに同意した。各調印國に對して、主力艦の排水總トン数の最大限度が定められ、各國はこの限度を超えないことに同意した。同じような制限が航空母艦にも加えられた。主力艦に裝備される砲は口径十六インチを超えないこと、航空母艦に裝備される砲は口径八インチを超えないこと、またその後起工されるどの調印國のどの軍艦でも、主力艦を除いては、口径八インチ以上の砲を裝備しないことになつていた。

E-58

## 九國條約

さらにもう一つの條約がワシントン會議で調印さ

れた。この條約を無視すれば、この會議で締結された一團の協定が全体として達成し、實現しようとしたところの、一般的な了解と均衡関係をかき亂すことになる。ワシントン會議に出席した九カ國は、同會議で締結された他の諸條約とともに、次の目的を達成するために、一つの條約を結んだ。その目的は、極東の事態を安定させ、中國の權利と利益を護り、機會均等の基礎の上に中國と他の諸國との間の交通を促進するための政策を採用することを希望するということであつた。この條約は、次の諸國によつて、一九二二年二月六日に調印され、後に批准された。それはアメリカ合衆國、イギリス帝國、ベルギー、中國、フランス、イタリア、日本、オランダ、ポルトガルである。(附屬書B一〇)。この條約は起訴狀に述べられた本件に關連のあるすべての時期にわたつて、日本を拘束していた。

この條約を締結することによつて、他の締約諸國と同様に、他のいろいろなことと共に、日本は次のことに同意した。

- (一) 中國の主權、獨立、その領土的と行政的の保全を尊重すること。
- (二) 中國がみずから有力で安定した政府を確立維持するため、中國に對して、最も完全に最も障礙のない機會を與えること。
- (三) 中國の領土全体にわたつて、あらゆる國の國民の商工業に對する機會均等主義を有効に樹立し、維持するため盡力すること。
- (四) 友好國の臣民または市民の權利を滅殺するよ

うな特別の権利または特権を求めると、中國の情勢を利用することや、この友好國の安全に害のある行動を是認することを行わないこと。

(四) 前記の諸原則にそむき、またはこれを害するような條約、協定、取極めまたは了解を他の一國または數國との間に締結しないこと。

(五) 中國のどこか特定の地域で、商業上または經濟上の發展に關して、自己の利益のために一時的優越權利を設定することになるかもしれない取極め、並びに中國で適法な商業もしくは工業を營む權利を、またはどのような公共企業でも、これを中國政府もしくは地方官憲と共同經營する權利を、他國の國民から奪うような、または機會均等主義の實際的適用を無効にしてしまふと認められるような、獨占權または優先權を求め、これを認められよう、また自國民がそれらのものを求めるのを支持することもしないこと。

E-60

(六) 中國の特定地方に勢力範圍を創設しようとしたり、または相互に排他的な機會を與えようとしたりする目的で、自國民が自分たちの間でつくる協定はどのようなものでも支持しないこと。

(七) 中國の中立を尊重すること。並びに締約國のある一國が、この條約の規定の適用を必要とするある事態が発生したと認めるときは、いつでも、他の締約諸國と充分な、隔意のない交渉をすること。

このようにして、中國における門戶開放政策を實行するために、諸國は正式な、嚴肅な條約に同意し

た。日本はこの條約に同意し、調印し、またそれを批准したばかりでなく、ワシントン會議における日本の全權委員は、日本がこの條約中に定められた諸原則に双手を挙げて賛同するものであると聲明した。右の全權は、次のような言葉を用いた。

「何人も支那に對してその神聖な自治の權利を否定するものではない。支那がその偉大な國運を遂成しようとすることに對して、何人も妨害するものではない。」

#### 一九一二年の阿片條約

本件の争點に關連があり、また特に日本と中國の關係に適用されるところの、もう一つの重要な條約に日本は加入した。この條約は、ヘーグにおける國際阿片會議において、一九一二年一月二十三日に調印された阿片その他の麻藥濫用防遏に關する條約及び最終議定書である。(附屬書B1-1)。この條約は、ソビエト社會主義連邦を除いて、日本及び起訴狀を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准されたものであつて、起訴狀に述べられた本件に關連のあるすべての時期にわたつて、日本はこの條約に拘束されていたのである。この條約はまた他の四十六カ國によつて調印され、批准され、さらに六カ國が後になつて加入したものである。阿片、モルヒネ、コカイン、並びにこれらの物質から製造または抽出された藥品で、これらと同様の害毒を引き起すもの、または引き起し得るものの濫用を次第に禁止しようとして、諸國はこ

の條約を締結したのであつた。他の締約諸國とともに、日本は次の諸點に同意した。

- (一) 日本はこれらの藥品の製造、取引及び使用を次第に、また有効に禁止する措置をとること。
- (二) これらの藥品の輸入を禁止している國に對して、日本はそれらの輸出を禁止すること、また、これらの藥品の輸入を制限している國に對して、日本はそれら藥品の輸出を制限し、取締ること。
- (三) 中國並びに中國内にあるその租借地、居留地及び專管居留地に、日本はこれらの藥品が密輸入されることを禁止するための措置をとること。
- (四) 中國政府と同一の歩調をもつて、日本は中國内にあるその租借地、居留地及び專管居留地におけるこれらの藥品の取引と濫用を禁止するための措置をとること、及び
- (五) これらの藥品の販賣と分配を取締るために、中國政府が公布した藥劑に關する法令を、日本は中國に居住する自國民に對して適用することによつて、その法令の勵行に協力すること。

E-62

國際連盟第二阿片會議

國際連盟の第二阿片會議は、一九二五年二月十九日の條約（附屬書B一―二）を調印することによつて、一九一二年の阿片條約をさらに補足し、強化した。この條約は、阿片、コカイン、モルヒネその他の有害な藥品の不正取引と濫用を禁止するため、調印諸國の行つた全面的な努力を示すものであつた。この條約は、アメリカ合衆國、フィリッピン國、中

國を除いて、日本及び起訴状を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准され、またはそれ自身もしくはそれらの名において加入されたのである。この條約はまた四十六カ國によつて確定的に加入された。同盟及連合國は、ヴェルサイユ條約の第二百九十五條において、この條約の批准は一九二二年一月二十三日の阿片條約の批准と見做されることを規定している。ヴェルサイユ條約の第一章にある國際連盟規約は、その第二十三條において、阿片その他の有害藥物の取引に關する諸協定の實施について、それに對する一般的監視を、連盟國が今後は連盟に委託することを規定した。第二阿片會議は、これらの規定に應じて開催されたものであつて、一九二五年二月十九日の條約は、阿片その他の藥品の濫用を禁止するために、連盟常設中央委員會の組織と運用に關する規定を設けた。さらに、その他の調印諸國と同様に、他のいろいろなことと共に、日本は次の諸點に同意した。

(一) 阿片の生産、分配及び輸出に對する有效な取締を確保するために、また、この條約中に指定されている阿片その他の藥品の製造、輸入、販賣、分配、輸出及び使用をもつばら醫藥と學術用に制限するために、日本は法令を制定すること、及び

(二) この條約に指定されている藥品の生産、製造、原料、消費、沒收、輸入、輸出、政府用消費、その他に關して、日本はできるだけ完全に正確な前年度の統計を毎年連盟中央委員會に送付す

ること。

日本の樞密院は、一九三八年十一月二日に、この連盟中央委員会との協調を打ち切ることを決定した。この決定の理由は、中國に對する侵略戦争であること、連盟が非難した日本の行動を阻止するため、規約に基いて日本に制裁を加える権限を連盟が連盟諸國に與えたということであつた。この決定の通告は、右の日に國際連盟事務總長に送付された。

裏面白紙



一九三一年の阿片條約

麻薬の製造制限及び分配取締に関する條約として知られている第三の條約は、一九三一年七月十三日に、ジュネーヴで調印された。(附屬書B一三)。

この條約は、日本及び記訴狀を提出した各國並びにその他の五十九カ國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准され、または加入されたものである。この條約は、前述の一九一二年と一九二五年の阿片條約に対する補足であり、またそれらをさらに有效なものにするためのものであつた。他の締約諸國とともに、日本は次の諸點に同意した。

E-64

- (一) この條約に含まれている各藥品について、この條約の適用される自國の各領域に關して、この條約によつて許可されている醫家用及び學術用並びに輸出に必要な藥品の數量を明記したところの、連盟中央委員會に送付すべき、見積を、日本は毎年提出すること。
- (二) 日本は、前述のどの領域でも、またどの一年間でも、どの藥品についても、前述の見積に記載された數量以上に製造することを許可しないこと。及び
- (三) この條約の規定に従わない限り、どの藥品も締約國の領域に輸入され、またはその領域から輸出されないこと。

交 戦 法 規

國家が交戦状態に入る場合と、交戦状態にある間の國家の行動に關する法規は、起訴狀が取扱つてい

る期間に先だつ二十カ年を通じて、また一九二八年と一九二九年に、繰返して確認された。一九〇七年のヘーグにおける第二回平和會議の結果として、十三の條約と一つの宣言が成立した。これらはすべて一九〇七年十月十八日に調印された。侵略戦争を不法であるとしたケロッグ・ブリアン條約（パリ條約）は、一九二八年八月二十七日にパリで調印された。それから、一九二九年七月二十七日には、二つの重要な條約がジュネーヴで調印された。すなわち、俘虜の待遇に關する條約と戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に關する條約とがそれである。これらの協定は、單に締約國に對して條約から直接生ずる義務を負わせるだけでなく、さらに慣習法を一層適確に示している。一九〇七年十月十八日にヘーグで調印された條約の中のあるものの有効性は、直接に條約に基く義務としては、條約中にいわゆる「總加入條款」が挿入されているために、著しく害せられた。總加入條款というのは、すべての交戦國がその條約の當事者であるときに限つて、條約は拘束力をもつというのである。この條款の嚴密な法律上の効力は、どんなに重要でない國であつても、非締約國が戦争の當初からか、または戦争の途中で、交戦國の列に加わるや否や、直接に條約に基く義務としての拘束力を、その條約から奪うということにある。右の條約の規定を拘束力のある條約として遵守する義務は、「總加入條款」の作用によつて、またはその他の事情で、一掃されるかもしれないけれども、右の條約は依然として慣習國際法のりつばな

證據であり、與えられた事態に適用されるべき慣習法を決定するにあつて、他のすべての入手し得る證據とともに、本裁判所が考慮に入れるべきものである。

## ヘイグ第一條約

一九〇七年にヘイグ會議で定められた第一條約は、國際紛争平和的處理條約であつた。(附屬書B-I-四)。この條約は、日本及び起訴狀を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、グレート・ブリテン、オーストラリア、カナダ、インド及びニュージーランドを除いて、右の諸國の全部によつて、またはそれらの名において、批准された。そのほかの二十一カ國も同様にこの條約に調印し、批准し、さらに五カ國は後に至つて加入した。起訴狀を提出した諸國であつて、この條約を批准しなかつた國は、日本との關係に關する限り、一八九九年七月二十九日にヘイグで調印された國際紛争平和的處理條約によつて、依然として拘束されていた。その理由は、この後の條約が日本と右の各國によつて、またはそれらの名において調印され、批准されたからである。この標題をもつてゐる條約のどちらも、「總加入條款」を含んでゐなかつた。従つて、これらの條約は、起訴狀に述べられた本件に關連のあるすべての時期にわたつて、直接に條約に基く義務として、日本を拘束してゐた。他の締約國と等しく、他のいろいろなことと共に、日本は次のことに同意した。

- (一) 他の諸國との関係において、武力に訴えることをなるべく避けるために、日本は國際紛争の平和的處理を確保するのに全力をつくすこと、及び
- (二) 重大な意見の衝突または紛争を生じた場合に、おいて、武力に訴える前に、日本はその友好國中の一國または數國の斡旋または仲介に依頼すること。

## ケロツグ・ブリアン條約

一九二八年八月二十七日にバリーで調印されたケロツグ・ブリアン條約、すなわちバリー條約は、侵略戦争を不法であるとし、かつ、國際紛争の平和的處理に關する一九〇七年十月十八日のヘーグ第一條約によつて明示された法を再述した。(附屬書B1一五)。この條約は、ソビエツト社會主義共和國連邦、中國及びオランダを除いて、日本及び起訴狀を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准された。日本はこの條約を一九二九年七月二十四日に批准し、中國は一九二九年五月八日にこの條約に加入した。オランダは一九二九年七月十二日にこの條約に加入し、ソビエツト社會主義共和國連邦は一九二八年九月二十七日に加入した。従つて、日本と起訴狀を提出した各國とは、一九二九年七月二十四日までに、この條約に確定的に加入していた。その上に、他の八カ國がこの條約に調印し、批准していた。ある時期には、さらに四十五カ國がこれに加入していた。この條約は、起訴狀に述べら

れた本件に關連のあるすべての時期にわたつて、日本を拘束していた。

日本を含む締約國は、國際紛争を解決するため戦争に訴えることを不法とし、またその相互關係において、國家の政策の手段としての戦争を放棄することを宣言した。

次に、締約國は、相互間に起るかもしれない一切の紛争または紛議は、その性質または起因がどのようなものであつても、平和的手段による以外には、その處理や解決を求めないことを約した。

この條約の批准に先だつて、締約國のあるものは、自衛のために戦争を行う權利を留保し、この權利のうちには、ある事態がそのよきな行動を必要とするかどうかを、みずから判斷する權利を含むと宣言した。國際法にせよ、國內法にせよ、武力に訴えることを禁じている法は、必ず自衛權によつて制限されている。自衛權のうちには、今にも攻撃を受けようとしている國が、武力に訴えることが正當であるかどうかを、第一次的には自分で判斷するといふ權利を含んでいる。ケロッグ・ブリアン條約を最も寛大に解釋しても、自衛權は、戦争に訴える國家に對して、その行動が正當かどうかを最終的に決定する權限を與えるものではない。右に述べた以外のどのよきな解釋も、この條約を無効にするものである。本裁判所は、この條約を締結するにあつて、諸國が空虚な芝居をするつもりであつたとは信じない。

E-68

一九〇七年のヘーグ會議で諸國が締結したヘーグ第三條約は、開戦に關する條約であつた。(附屬書B一六)。この條約は、中國を除いて、日本及び起訴狀を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准された。しかし、中國は一九一〇年にこの條約に加入した。ポルトガルとタイを含む合計二十五カ國がこの條約に調印し、批准した。後に至つて、六カ國がこれに加入した。この條約は「總加入條款」を含んでいない。この條約には、締約國中の二國または數國間の戦争の場合に效力をもつと規定している。この條約は、起訴狀に述べられた本件に關連のするすべての期間にわたつて、日本を拘束していた。この條約を批准することによつて、他のいろいろなことと共に、日本は次のことに同意した。

日本と他の締約國との間の敵對行爲は、理由を附した宣戰布告の形式か、條件附の宣戰布告を含む最後通牒の形式において、明瞭な事前の通告によらなければ、開始してはならないこと。

E-69

## ヘーグ第五條約

一九〇七年のヘーグ第五條約は、陸戦の場合における中立國及び中立國人の權利義務に關する條約である。(附屬書B一七)。この條約は、グレート・ブリテン、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、インド及び中國を除いて、日本及び起訴狀を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准された。しかし、中國は一九一

○年にこの條約に加入した。タイ及びポルトガルを含む合計二十五の國家がこの條約に調印し、批准した。後になつて、三カ國がこれに加入した。この條約に調印したグレート・ブリテンとその他の十六カ國は、これを批准していない。

この條約は、ヘーグ諸條約のうちで、『總加入條款』を含む條約の一つである。この條約は、一九〇一年十二月八日にグレート・ブリテンが参戦したときに、直接に條約に基く日本の義務としては、こんどの戦争に適用されなくなつたけれども、依然として慣習國際法のりつばな證據であり、與えられた事態であつて、この條約に規定された諸原則が適用できるようなものについて、そこに適用される慣習法が何かということを決定するにあつては、他のすべての入手し得る證據とともに、考慮に入れられるべきものである。

この條約によつて、他のいろいろなことと共に、日本は次のことに同意した。

- (一) 中立國の領土は不可侵であること。
- (二) 交戦國が、軍隊または彈藥その他軍需品の輸送隊を、中立國の領土を通つて動かすことを禁ずること。及び
- (三) 兵器、彈藥、その他一般に軍隊または艦隊の役に立つ一切の物を、交戦國の一方または他方のために、輸出または輸送することを、中立國は阻止する必要がないこと。

一九〇七年のヘーグ第四條約は、陸戦の法規慣例に關する條約である。(附屬書B一八)。陸戦の法規慣例に關する規則は、右の條約に附屬し、その一部であるとされた。(附屬書B一九)。この條約は、中國を除いて、日本及び起訴狀を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准された。タイとポルトガルを含むその他の十九カ國もこの條約に調印し、批准した。後になつて、他の二カ國がこれに加入した。

この條約は、ヘーグ諸條約の中で、「總加入條款」のついでに他の一つの條約である。この條款についてわれわれがすでに述べたことは、ここでも、同じように適用される。



E-71

この條約の前文に述べられてゐるように、締約國は、どんなに極端な場合でも、戦争の害悪を減らすことによつて、人類の福利と文明の要求に副うという要望に動かされ、交戦者の行動の一般的準則としての役目を果させようとして、この條約及びそれに附随するこの規則を採擇したのである。實際に起り得るような場合のすべてにわたつて適用すべき規定を、その際に協定しておくことは不可能であると認めて、各國は次のように宣言した。予見できない場合を軍隊指揮者の獨斷に委せてしまふのは締約國の意思ではないこと、一層完全な法典ができるまでは、この規則に含まれていない場合には、一般住民と交戦員は、依然として文明諸國の慣習、人道の法則及び公共の良心の要求から生ずる國際法の保護と原則のもとにあること。

この條約によつて、その他のいろいろなことと共に、日本は次のことに同意した。

- (一) 捕虜は敵の政府の権力内に屬し、これを捕へた個人または部隊の権力内に屬しないこと、捕虜は人道的に取扱われなければならないこと、捕虜が持つてゐるものは、兵器、馬及び軍用書類のほかは、依然としてその所有物であること。
- (二) 交戦國の軍隊に屬する者は、戦闘員であるか、非戦闘員であるかにはかわりなく、捕えられた場合に、捕虜として取扱われること。
- (三) 將校以外は、捕虜の勞働を使用することができ、その勞務は過度のものでなく、また一切作戦行動に關係しないものであること、捕虜

の行つたすべての仕事に對しては、支拂いをすること。

(四) 交戦國間に特別な協定がないときには、糧食、宿舎及び被服に關して、捕虜はこれを受けた軍隊と對等な取扱いを受けること。

(五) 自國の権力内にある捕虜は、自國の軍隊で行われている法規に従うものであり、またその利益を受ける権利があること。

(六) 日本は敵對行為の開始とともに情報局を設置すること、情報局は捕虜に關する一切の問合せに答えることを任務とし、各捕虜に關して現在までの銘銘票を作成し、その票に捕虜に關する一切の必要な重要事項その他の有用な情報を記載すること。

(七) 捕虜のための救恤團體に對して、その人道的事業を圓滑に遂行するために一切の便宜を與え、その代表者は救恤その他を行うために收容所に出入を許されること。

(八) 次のことを禁ずること。  
 (イ) 毒または毒を施した兵器を使用すること。  
 (ロ) 敵國または敵軍に屬する者を奸計をもつて殺し、または傷つけること。

(ハ) 兵器を捨て、またはもはや防禦手段を失つて、自發的に降服した敵を殺し、または傷つけること。  
 (ニ) 助命しないという宣言をすること。

(ホ) 白旗、敵の國旗、軍用の標章、制服、またはジュネーヴ條約の特殊記章を濫りに使用すること。または、  
 (ヘ) 戦争の要求上どうしても必要な場合のほか、敵の財産を破壊し、

- または押収すること。
- (九) 包圍及び砲撃をするにあつては、宗教、藝術、學術及び慈善のために用ひられる建物、歴史上の記念建造物、病院並びに病者及び傷者の收容所が損害を免れるように、必要な一切の手段をとること。
- (十) 都市その他の地域は、突撃によつて攻め取つた場合でも、これを掠奪することを禁ずること、及び
- (十一) 戦争中家族の名譽と權利、個人の生命、私有財産及び宗教上の信仰と慣行を尊重すること。

## ジュネーヴ俘虜條約

俘虜の待遇に關する條約は、一九二九年七月二十七日に、ジュネーヴで調印された。(附屬書B I 二〇)。四十七カ國がこの條約に調印し、三十四カ國がこれを批准するか、またはこれに加入した。オーストラリア、中國及びソビエツト社會主義共和國連邦を除いて、起訴狀を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、この條約は調印され、批准された。

日本は全權委員を送り、この委員は會議に参加して條約に調印した。しかし、一九四一年十二月七日における開戦の前には、日本はこの條約を正式に批准してゐなかつた。しかし、一九四二年の初めに、合衆國、イギリス及びその他の諸國は、かれらがこの條約を遵守することを日本に申出で、この條約に對する日本の態度に關して、日本から保證を求めた。

日本の外務大臣は被告東郷であつたが、かれを通じ、日本は關係諸國に對して、日本はこの條約によつて正式に拘束されてはいないが、アメリカ、ブリテン、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの捕虜に對して、『必要なる變更を加えて』この條約を適用すると言明し、保證を與えた。この保證によつて、この保證が與えられた當時存在することが關係諸國に知られていた特別の事情のために、その條項に文字通りに従うことができない場合を除いて、日本はこの條約に従う義務を負うことになつた。右の特別な場合には、文字通りの遵守にできるだけ近いものを適用する義務を日本は負つていた。この保證の效果は、この判決で、追つてさらに詳しく考察することにする。

この條約は、一九〇七年十月十八日に締結された陸戦の法規慣例に關するヘーグ條約の締約國が考へていた『一層完全ナル戰爭法規ニ關スル法典』である。この條約は、その條項によつて、右のヘーグ條約に附屬している「規則」の第二章と考えるべきであるとして規定している。この條約は、『總加入條款』は含むことなく、かえつて、交戦國の一がこの條約の當事者でない場合でも、この條約の規定はこれに參加した交戦國の間に拘束力があるという規定を含んでいる。

この條約は、他のいろいろなことと共に、次のことを規定している。

(一) 捕虜は敵國の権力内に屬し、これを捕えた個人または部隊の権力内に屬さないこと。捕虜は

## (二)

人道的に取扱われなければならず、また暴行、侮辱及び公衆の好奇心に對して特に保護されなければならぬこと。捕虜はその人格及び名譽を尊重される権利があること。女は女性に對する一切の斟酌をもつて待遇されること、及びすべての捕虜は捕獲國が給養を與えること。

捕虜はなるべく速やかに戦闘區域から離れた收容所に移すこと。しかし、徒歩によつて移す場合は、必ず一日二十キロメートルの旅程で行うこと。但し、水と食糧に到達する必要から、一層長い旅程を必要とする場合には、この限りではない。

(三) 捕虜は抑留することができる。但し、やむを得ない保安または衛生上の手段としてのほかに、これを禁足または投獄することはできない。不健康な地または氣候において捕えられた場合には、もつと良好な氣候の地に移されること。收容所の清潔と保健を確保するためのすべての衛生的措置を講ずること。捕虜の一般の健康状態を確保するために、醫學上の検査が少くとも月に一回は行われること。食糧に關する個體的懲罰手段は禁止すること。食糧はその量と質に於いて主要基地部隊と同一であること。捕虜は追加食糧を自分で調理するための設備と、充分な飲料水とを供給されること。捕虜には被服、敷布類及び靴を支給すること、並びに労働する者には作業服を支給すること。各收容所は捕虜が必要とするあらゆる性質の手當を受ける醫務室を備えること。

(四) 捕虜は捕獲國のすべての將校に對して敬禮しなればならないが、將校である捕虜が敬禮しなればならないのは、捕獲國の上級または同階級の將校に對してだけであること。

(五) 交戦國は、將校を除いて、健康な捕虜の労働を使用することができ。但し、下士官は監督の仕事だけに使われること。どの捕虜も、その体に不適當な労働には使用しないこと。捕虜の一日の労働時間は過度にならなないこと。そして、各捕虜に對しては、毎週連続二十四時間の休養を與えること。捕虜を不健康な、または危険な作業に使用しないこと。また、労働分遣所は、

特に衛生上の條件、食糧、醫療手當等に関して、捕虜收容所と同じような取扱いをすること。捕虜には、その勞働に對して賃銀を支拂うこと。そして捕虜の勞働は、作戰行動、特に各種の兵器彈藥の製造及び運搬並びに戰鬥部隊に宛てられた材料の運搬に、なんら直接の關係がないものであること。

(六) 捕虜は食用または被服に供するための小包郵便物を受取るのを許されること。そして捕虜のための救恤團體がその人道的事業を有効に遂行するため、捕虜國は一切の便宜を與えること。

(七) 捕虜はその抑留状態について要求をなし、また苦情を述べる権利があること。捕虜はどこに在る場合でも、抑留國の軍事官憲に對して、直接自分を代表する代表者を指定する権利があること。右の代表者を移轉させるには、かれがその後繼者に進行中の事務に通じさせるに必要な時間を與えなければならぬこと。

(八) 捕虜は捕虜國の軍隊で行われてゐる法律、規則及び命令には服従しなければならないが、同一の行爲について、捕虜國の軍隊の軍人に對して定められた罰と異なる罰を課せられないこと。体刑、日光のはいらない場所における監禁及び一般にすべての殘虐な行爲を加えることを禁止し、並びに個人の作爲または不作爲のために、團體的な處罰を加えるのを禁止すること。

(九) 脱走した捕虜で再び捕えられた者は、懲罰だけに付せられること。脱走に協力した脱走者の

同様は、懲罰だけに付することができること。

(十) 捕虜に對する裁判手續の開始に際して、少くとも審理の開始前に、捕虜國は捕虜の保護國の代表者にこれを通告すること。捕虜には辯護の機會を與えないうて有罪の宣告をしないこと、訴追された行爲について、捕虜はみずから有罪と認めることを強制されないこと。保護國の代表者は審理に立會う權利があること。捕虜に對する判決は、捕虜國の軍隊に屬する者を審理する場合と同一の裁判所において、また同一の手續による以外には、言渡されないこと。言渡された判決は直ちに保護國に通知されること。死刑の宣告の場合には、右の通知から三カ月経たないうちには、刑の執行をしないこと。

(十一) 交戦國は重病及び重傷の捕虜を、移送できる状態に回復させた後、階級と致に關係なく、これをその本國に送り還す義務があること。

(十二) 抑留中に死亡した捕虜が鄭重に埋葬されるように、また墳墓がしかるべき一切の標識をもち、尊敬され、維持されるように、交戦國は注意すること。

(十三) 敵對行爲の開始とともに、各交戦國は捕虜情報局を設置し、情報局は各捕虜について、一定の重要な情報を記載した銘銘票を作成保存し、また前記の情報を關係國に速やかに傳達すること。

日本はさらに交戦諸國に對して次のことを保證した。



この條約を一般人抑留者に適用すること、この條約を適用するにあつて、捕虜に被服、食料品を給與する場合には、相互條件に基いて、捕虜や一般人抑留者の國民的と人種的の風俗習慣を考慮することを保證した。

E-79

## ジュネーヴ赤十字條約

戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関するジュネーヴ赤十字條約も、また一九二九年七月二十七日に調印された。(附屬書B-121)。この條約は、日本及び起訴狀を提出した諸國並びにそのほかの三十二カ國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准された。この條約は、直接に條約に基く義務として、起訴狀に述べられた本件に関連のあるすべての期間にわたつて、日本とその臣民を拘束していた。この條約は、どんな場合にも、締約國はこれを尊重しななければならないという趣旨の規定を含んでいる。戦時において、交戦國のうちの一つがこの條約に参加していないときは、その規定は参加している交戦國の間に効力がある。

日本及びその他の締約國は、この條約に調印し、批准することによつて、他のいろいろなことと共に、次のことに同意した。

- (一) 軍人及び公に軍隊に附屬するその他の人員で、負傷しまたは病氣にかかつたものは、どんな場合にも尊敬され、保護されること。かれらは、國籍の區別なく、これを自己の権力内に收容した交戦者によつて、人道的に待遇され、また看顧されること。

E-80

□ 各戦闘の後に、戦場の占領者は、傷者や死者を捜索し、また掠奪や虐待に對してこれを保護する措置をさること。傷者や病者で敵の権力内に陥つたものは、捕虜となり、捕虜に関する國際法の一級規則を適用されること。

□ 傷者と病者の收容、輸送及び治療に、また衛生上の部隊及び營造物の事務に、もつばら從事する人員と軍隊附屬の教法者は、尊敬され、保護されること。これらの者は、敵の手に陥つたときでも、捕虜として取扱われないこと。また抑留されないこと。右の人員は、所有する武器や器具を待つて、直ちにその屬する軍隊に送還されること。

四 移動衛生部隊と衛生上の固定營造物は尊重し、保護されること。敵の手に陥つたときでも、傷者や病者の看護のために必要な建物、輸送機關その他の材料を保有すること。

伍 この條約によつて尊重され、保護される権利のある人員、部隊及び營造物だけが、ジュネーヴ條約の特殊記章を掲揚することができること。及び、

六 交戦國の軍隊の指揮官は、この條約の一般原則に従つて、前述の諸條の實施の細目と規定漏れの事項を補足すること。

E-81

ヘーグ第十條約

ヘーグ會議で協定され、一九〇七年十月十八日に調印された第十條約は、一九〇六年七月六日のジュ

ネーヴ條約の原則を海戦に適用する條約であつた。  
(附屬書B一三二)。この條約は、グレート・ブリテン、オーストラリア、カナダ、インド並びにニュージーランドを除いて、日本及び起訴狀を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准された。この條約は二十七カ國によつて調印、批准された。その後、他の五カ國がこれに加入した。この條約を批准しなかつた訴追國及び日本は、一八九九年七月二十九日にヘーグで調印された條約の參加國である。従つて、これらの諸國は、後の一九〇七年の條約にある規定の大部分を含んでゐる。一八九九年の條約によつて、相互に拘束されてゐる。

これもまた「總加入條款」を含んでゐるヘーグの諸條約の一つである。従つて、非締約國が交戦國となつたときに、直接に條約に基く義務として、それは日本に適用されなくなつた。この條款に關してわれわれが述べたことは、ここにおいても、同じように適用される。

この條約は、他のいろいろなことと共に、次のことを規定してゐる。

(一) 各戦鬪の後に、雙方の交戦者は難船者、傷者及び病者を搜索し、また掠奪と虐待に對して、これらの者と死者を保護する措置をとること。敵の權力内に陥つた者は、捕虜となること。抑留國は、捕獲した者の身分を證明する名簿をなるべく早くその本國に送付し、病者と傷者を看護し、死者を埋葬すること。

□ 病院船は尊重し、捕獲しないこと。しかし、これらの船舶は軍事目的に使用しないこと。ジュネーブ条約の記章を表示する標識と旗を掲げることによつて、識別ができるようにすること。病院船識別のために定められた標識は、この條約によつて保護される権利のある船舶以外には、これを使用しないこと。

日本は國際社會の一員であつた

このようにして、一九三〇年の前、多年にわたつて、日本は世界の文明社會でその一員としての地位を占めることを主張し、平和を増進し、侵略戦争を不法とし、また戦争の惨害を軽減するためにつくられた以上の義務を自發的に負つていた。被告の行爲は、これらの義務に照らして觀察し、判断されなければならぬ。

No. 3

⑤ # 抄

92

裏面白紙

JUDGMENT, I.M.T.F.E.  
PART B, CHAPTER IV  
[Japanese Translation by  
Language Division, IMTFE]

第一卷  
一九四八年十一月一日  
英文八三二八〇頁

軍部による日本の支配と戦争準備

第 B 部  
第四章

判決

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

99

## 序 論

この起訴状が主として取上げている日本の歴史上の期間を取扱うにあたっては、まず第一に、同期間内における日本の国内史を考察することが必要である。一九二八年からこのかた、日本の軍際はその近隣の多くの國の領土を相次いで侵略した。本裁判所は、これらの攻撃の歴史と、日本が占領した領土の資源の日本による開發とを取扱わなければならぬ。しかし、本裁判所の最も重要な任務は、これらの攻撃が違法であつたという範圍内で、それらに対する個人の責任を判定することである。この責任は、單に國外における日本の活動を檢討するだけでは判断することができない。實際において、『なぜこれらのが起つたか』、また『それらが起つたことに對して、だれが責任があるか』という質問に對する答えは、日本の國內政治のその當時の歴史がわかつて初めて見出されるといふことがしばしばある。その上に、もしわれわれがまず最初に國外における日本の活動の檢討に手を着けたとしたら、この檢討をしている間に、これらの活動を充分に理解することは不可能であるといふことをわれわれは發見するであらう。なぜなら、これらの活動を行うために選ばれた時期並びにその進展の形態及び範圍は、しばしば、海外の事態だけでなく、國內の事態によつても支配されたからである。これらの理由によつて、

E-84

海外における日本の行動を大いに支配し、説明するところの、日本國內の政治的發展を、われわれはここでまず第一に考慮するものである。

ここに検討中の期間の著しい特徴は、軍部と其の支持者が日本政府部内で非常に有力な地位に段々上つて行つたので、他の政府機關は、國民の選んだ代表者にしても、内閣の文官大臣にしても、樞密院や天皇の側近者のうちの文官補弼者にしても、その後期においては、軍部の野望に對して實效のある抑制を何も加えなかつたということである。日本の純粹の軍事問題についても、民政や外交についても、軍部と其の支持者の勢力が優勢になつたことは、一舉に成就されたものでもなければ、その達成を齎す諸事件が起ることなしに成就されたものでもなかつた。しかし、結局は成就されたのである。軍部が優位を占めることによつて頂點に達した政治的鬭争の中において、主要人物の受けた變轉に消れた運命は、國外で起つた事件の多くに、説明の光を投げるものであることがわかるであろう。日本の軍事的冒險とそれに對する準備は、日本の内地における政治鬭争の變轉の多い運命につれて消長があつた。

E-85

## 皇道と八紘一宇の「原理」

日本帝國の建國の時期は、西曆紀元前六百六十年であると言われている。日本の歴史家は、初代の天皇である神武天皇によると言われる詔勅がその時に發布されたと言っている。この文書の中に、時の經<sub>2</sub>につれて多くの神秘的な思想と解釋がつけ加えら



れたところの、二つの古典的な成句が現われている。第一のものは、一人の統治者のもとに世界の隅々までも結合するということ、または世界を一つの家族とするということの意味した「八紘一宇」である。これが帝國建國の理想と稱せられたものであつた。その傳統的な文意は、究極的には全世界に普及する運命をもつた人道の普遍的な原理以上の何ものでもなかつた。行爲の第二の原則は、「皇道」の原理であつて、文字通りに言えば、「皇道一統」を意味した古い成句の略語であつた。「八紘一宇」を具現する途は、天皇の仁慈に満ちた統治によるのであつた。従つて、「天皇の道」——「皇道」または「王道」——は徳の概念、行爲の準則であつた。「八紘一宇」は道徳上の目標であり、天皇に對する忠義は、その目標に達するための道であつた。

これらの二つの理念は、明治維新の後に、再び皇室と結びつけられた。一八七一年に發布された勅語の中で、明治天皇はこれらの理念を宣言した。その當時に、これらの理念は、國家組織の結集點を表現したものであり、また日本國民の愛國心への呼びかけともなつた。

E-36

## 大川によるこれらの「原理」の唱道

一九三〇年に先だつ十年の間、領土の擴張を主張した日本人は、これらの二つの理念の名のもとに、それを主張した。これに續く幾年の間、軍事的侵略の諸手段は、「八紘一宇」と「皇道」の名のもとに、くりかえしくりかえし唱道され、これら二つの理念は、

遂には武力による世界支配の象徴となつた。

最初は被告の一人であつたが、本裁判の進行中に、精神に異状を來した大川博士によつて、一九二四年に一冊の書物が出版された。日本は大地の最初に成つた國であるから、萬國の國民を支配することがその天命であるとかれは述べ、また、日本によるシベリアと南方諸島の占領を唱道した。一九二五年及びその後、かれは東洋と西洋の間に戦争が起り、その戦争で日本はアジアの戦士になるであろうと予言した。一九二六年に、強い物質主義的精神を伸張させることによつて、この崇高な使命を達成することに努めるべきであると述べた。かれは有色民族の解放と世界の道義的統一を唱道した愛國結社を組織していた。参謀本部の招請に應じて、かれはしばしばこれらの主旨に基いて講演した。

田中内閣のもとにおける陸軍の勃興

E-87

一九二七年四月に、田中が總理大臣に就任したとき、對外進出論者が最初の勝利を占めた。新内閣は、滿洲と呼ばれる中國の一部に平和的に浸透する政策を行うことにきめていた。しかし、中國の有力な分離論者との交渉を通じて、滿洲に日本の覇權を確立することを田中が提唱したのに對して、關東軍内部の諸分子は、この政策に對して焦燥を感じていた。關東軍は、南滿洲鐵道を含む日本の利益を保護するために、ポーツマス條約に基いて滿洲に維持されていた日本の部隊であつた。一九二八年四月に、田中の交渉相手であつた張作霖元帥を關東軍の一部の者

が殺害した。張作霖元帥は滿洲における中國軍の總司令官であつた。

この殺害に責任のある陸軍將校を處罰しようとする田中の努力に對して、參謀本部は陸軍大臣の支持のもとに反抗したのであつてこの反對は見事に成功した。陸軍は政府を無視した。そして、中國側の反抗は大いに活潑になつた。軍の支持者の離反によつて、政府は甚しく弱体になつた。

一九二九年四月に、大川は滿洲問題を政府の手から奪う目的をもつた大衆運動を開始した。參謀本部は大川の成功によつて意を強くし、やがてかれと協力し始めた。この問題について世論を喚起するため、有能な宣傳家が日本の各地に送られた。

この反對と、滿洲で絶え間なく起つた混亂とに直面して、田中内閣は一九二九年七月一日に辭職した。

E-88

## 濱口内閣時代の對外進出宣傳

田中の後を承けて濱口が總理大臣になつたときに、幣原男爵は外務省に復歸した。田中の就任前の諸内閣で、幣原は友好的な國際關係という自由主義的政策の代表的な主唱者であつた。かれの再任は、陸軍の武力による對外進出計畫に對して、一つの脅威となつた。この挑戦を冒して大川は、參謀本部員の支持のもとに、その宣傳戦を續けた。滿洲は中國から分離され、日本の支配下に置かれなければならぬといふとかれは主張した。このようにして、アジアに對する白色人種の支配は終りを告げ、それに代つて、『王道』の原理の上に打ち建てられた國が創造

され、日本はアジアの諸民族の指導権を握り、白人種を驅逐するといふのである。このようにして、一九三〇年には、すでに皇道は日本によるアジアの支配及び西洋との競争の可能性を意味することになった。

E-89  
陸軍當局者は直ちに大川に追隨した。滿洲は日本の生命線であり、日本はそこに進出し、これを經濟的、産業的に開發し、ソビエト連邦に對してこれを防衛すべきであるといふ主張を普及するため、陸軍將校は大仕掛の宣傳を開始した。一九三〇年六月に、當時陸東軍の一參謀であつた板垣大佐は、武力によつて滿洲に新國家を樹立することに賛成してゐた。かれは大川に倣つて、このよゝうな發展は「王道」に適つたものであり、アジアの諸民族の解放をもたらすものであると言つた。

## 橋本と一九三一年の三月事件

一九三〇年を通じて、濱口内閣は緊縮政策をとつた。この政策は軍閥の反感を煽つた。陸海軍の予算は削減された。常備軍は縮小された。海軍軍備制限條約は強い反對を押し切つて批准された。少壯海軍將校や愛國諸團體の中には、かなり憤慨する者があつた。一九三〇年十一月に、總理大臣は暗殺者によつて致命的な傷を負わされたが、幣原男爵の自由主義的な指導のもとに、内閣はそのまま續いた。

従つて、自由主義は陸軍の憤懣のおもな對象となつた。そして、一九三一年一月に、これを打倒しよるとする陰謀が企てられた。これがいわゆる「三月

E-90  
事件』であつて、戒嚴令を布くための理由をつくり、  
軍部内閣の樹立に導こうという筋書をもつた叛亂を  
引き起すために、大川と橋本中佐によつて企ちられ  
た一つの共同謀議であつた。それは参謀本部の支持  
を受けていた。軍務局長小磯中將は共同謀議者を教  
唆した。新總理大臣として選ばれていた宇垣がそれ  
を黙認することを拒絶したので、この陰謀は失敗し  
た。

裏  
面  
白  
紙

一九三〇年一月に、橋本はヨーロッパのいろいろな獨裁制の方法についての知識と熱情をもつて、トルコから日本に歸つて來た。一九三〇年九月に、かれの同僚である參謀本部の高級將校の間に、必要ならば暴力によつても國家の改革を成し遂げることを究極の目的とする一つの結社をかれは組織した。不成功に終つた一九三一年の三月事件は、この工作の結果であつた。

橋本の工作は、大川のそれと互いに補足し合うものであつた。かれの手によつて、『皇道』は同時に軍部獨裁の道ともなつた。軍の憤懣を買つた謔を打倒しなければならぬということ、かれは大川に洩らした。大川自身も既成政黨を排除し、軍政によつて皇威を顯揚しなければならぬと字垣に語つた。これが『昭和維新』の事業となるはずであつた。『昭和』は現在の天皇の治世に與えられた名稱である。

日本憲法によれば、陸海軍大臣は總理大臣と同等の立場で天皇に直接近づくことができた。參謀總長と海軍軍令部長も、直接天皇に對して責任があつた。従つて皇道、という道は軍の道であるという主張には、歴史的に見て、正當な理由があつた。

E-91  
一九三一年の三月事件は失敗したけれども、その後の諸事件に對する前例をつくつた。陸軍は軍備縮小と自由主義の唱道者に對する民衆の憤激をかきたてた。このような不平分子の一人が、自由主義的な總理大臣であつた濱口を暗殺した。或る方面では、陸海軍軍備縮小計畫は、軍の問題に對する内閣の不

當な干渉であると見られていた。軍國主義者は、天皇に對する忠義という愛國的な感情を、かれら自身の目的に轉用することに或る程度成功した。

## 若槻内閣と奉天事件

一九三一年四月十四日に、濱口の後を承けて總理大臣となつた若槻のもとで、内閣と陸軍は正反對の政策をとつていた。外務大臣として留任した幣原が、滿洲問題の平和的解決を交渉するため、誠心誠意努力していたのに反して、陸軍は積極的に紛争をかもし出した。それが頂點に達して、一九三一年九月十八日における奉天の攻撃となつた。これは後に奉天事件として知られるに至つたものの發端であつて、それが遂には滿洲國という別個の政府を樹立するに至つた。これは後に取扱うことにする。

それまでの五カ月の間に、内閣の軍備縮小と豫算節約との政策に對する反抗が強くなつた。橋本とかれの率いる陸軍將校の一團は、依然として武力による滿洲の占領を唱えていた。この一團は、「櫻會」として知られ、國家の改造を招來することを目的としていたものである。國粹主義と反ソビエツト政策を標榜する黒龍會は、民衆大會を開催し始めた。大川は民衆の支持を得るための運動を續けた。かれは陸軍が全然統制することのできないものとなつたと言ひ、内閣が陸軍の意のままに黙従するのにも、單に時間の問題であらうと言つた。大川と同様に、南滿洲鐵道株式會社の役員であつた松岡洋右は、滿洲が戰略的にも經濟的にも日本の生命線であるという、

周知の議論を支持する書物を著わした。

橋本及びその櫻會とともに、大川は奉天事件を煽動した。参謀本部は、土肥原大佐の勧めに従つて、この計画を承認した。土肥原と板垣大佐は、ともに関東軍参謀部の部員であつたが、各々この攻撃の立案と遂行にあつて重要な役割を演じた。

田中内閣のときに参謀次長であつた南中将は、若槻内閣では陸軍大臣となつていた。かれは自分の前任者である宇垣と異つて、自分が閣僚として参加していた自由主義的内閣に對抗して、かれは陸軍の立場を支持した。一九三一年八月四日に、部下の高級將校に向つて、かれは日本、満洲、蒙古の間の緊密な關係について語り、軍縮政策を支持する人々を非難し、天皇の大目的に完全に奉仕することができると、かれらが訓練を誠實に實行することを促した。

E-93  
陸軍中將小磯は、軍務局長として、一九三一年の三月事件の計画について、内々與り知つていたが、今では陸軍次官になつていた。陸軍大臣南は、陸軍の側に立つて、満洲の占領に關する陸軍の計画に賛成したが、内閣と天皇の見解に對しては、ある程度の敬意を拂う氣持があつた。若槻内閣は陸海軍予算を削減しようとする方針を續けていた。そして、一九三一年九月四日までには、この點について、陸軍大臣南と大藏大臣井上との間に、實質的な同意が成り立つていた。この措置に賛成したことについて、南は直ちに小磯から強い非難を受けた。その結果として、南と井上との間にできた同意は無効にされた。



一九三一年九月十四日までには、蒙古と滿洲における陸軍の計畫は、東京で知られていた。その日に、南は天皇からこれらの計畫を中止しなければならぬと警告された。東京における陸軍の首脳部とその他の者の會合で、この言葉をかれは傳えた。そこで、この陰謀は放棄することに決定された。南はまた關東軍司令官に書簡を送り、陰謀を放棄するように命令した。この書簡は、奉天における事件が起つた後になつて、ようやく傳達された。この重要な書簡を傳達するため派遣された使者は、建川少將であつた。われわれが滿洲事變を論ずるときにわかるように、事件がすでに起つてしまふまで、かれは故意にこの書簡の傳達を遅らせたように見受けられる。

一九三一年九月十九日に、すなわち奉天事件の起つた翌日に、事件は南によつて内閣に報告されたが、かれはこれを正當な自衛行爲であると稱した。

## 若槻内閣時代における陸軍の権力の確立

若槻は直ちに事態を擴大してはならないという訓令を發し、陸軍が政府の政策を完全に遂行しなかつたことに對する憂慮の念を表明した。五日の後、すなわち一九三一年九月二十四日に、内閣は日本が滿洲に領土的野心を有するということを否定した正式の決議を可決した。

天皇が内閣の對滿政策を支持するように仕向けられたことについて、陸軍は憤激した。そして、ほとんど毎日、南はかれ自身が總理大臣に與えた保證に背いて行われた陸軍の進出を報告した。一九三一年

九月二十二日に、かれは朝鮮軍を滿洲に送るといふ計書を提案したが、このようなことをしたことについて、首相から非難された。一九三一年九月三十日に、南は増援部隊の派遣を要求したが、首相は再び拒絶した。内閣の決議が可決されてから一週間の後、参謀總長は、若槻に對して、關東軍はさらに揚子江地域にまで前進することを余儀なくされるかもしれぬ、關東軍はその特權に對して外部から干渉されるのを我慢しえないであらうと警告した。

一九三一年十月に、新しい共同謀議が橋本とその侵會によつて計書された。かれは滿洲事變における自分の役割を告白している。この事件は、かれの言うところによれば、「王道」に基いた新しい國家を滿洲に樹立するばかりでなく、日本の政治的狀態の解決を目的としたものであつた。

十月陰謀は、この後の目的を達成するため計書されたものであつた。軍部のクーデターによつて政黨制度を破壊し、陸軍の政策に共鳴する内閣を樹立することが計書されたのである。

陰謀は暴露され、南の命令によつて、この計書は放棄された。しかし、一九三一年の十月と十一月を通じて、滿洲では、内閣の方針を眞向から破つて、軍事的活動が續けられた。もし内閣が協力を拒み續けたならば、關東軍はその獨立を宣言するであらうといふ噂が流布された。この威嚇に直面して、自由主義者中の穩健分子の抵抗が打ち破られた。

<sup>E-96</sup> 一九三一年十二月九日に、陸軍大臣は滿洲の事態について樞密院に報告した。陸軍の活動を妨げるものは、今では、それが日本と西洋諸國との關係に及ぼすかもしれない有害な影響だけに限られていた。

南は、日本の公式の保証と陸軍の行動との間の食い違いは、不幸なものであるということには同意した。しかし、陸軍の軍紀事項に關しては、部外者の干渉を一切許さないという鋭い警告をかれは發した。

三日の後に、すなわち一九三一年十二月十二日に、若槻はその内閣が陸軍を統制する能力がないということに認めて辭職した。滿洲事變は、これを阻止しようとする内閣の決定にもかかわらず、擴大し續けたとかれは言つた。陸軍を統制することのできる連立内閣を組織する望みを捨てて、心ならずも幣原の政策を放棄するほかないと、かれはきめたのである。幣原外務大臣がどうしても譲歩しなかつたので、若槻はその内閣の辭表を提出することを余儀なくされたのであつた。陸軍は滿洲における征服戦争の目的を達成し、日本の内閣よりも強力であることを示した。

#### 犬養内閣の時代における滿洲の征服

陸軍を統制することを企てるのは、こんどは、いまままで反對黨であつた政友會の番となつた。犬養が天皇の命令を受けたとき、天皇は日本の政治が完全に陸軍によつて支配されることを欲しないということを開かされた。かれの黨の内部には、新政府の内閣書記官長となつた森を指導者とする強力な親軍派があつた。しかし、犬養は直ちに關東軍の活動を制限し、また滿洲から陸軍を次第に撤兵することを蔭介石大元帥と交渉する政策をとつた。

阿部大將は新内閣の陸軍大臣として指名されてい

たが、多くの陸軍青年將校は、阿部がかれらの感情を知らず、またそれに同情ももつていないという理由で、この任命に反対していた。犬養はかれらの強要に従つて、荒木中將ならば陸軍を統制することができると信じて、かれを陸軍大臣に任命した。

滿洲で日本の支配のもとに新國家を建設することをすてに計畫していた關東軍の司令官本庄中將は、板垣大佐を使者として東京に派遣し、陸軍大臣荒木の支持を得た。

犬養は密かに蒋介石大元帥と交渉を開始したが、それは森と軍閥の知るところとなつた。森は陸軍の憤激について犬養の子息に警告した。そして、交渉は充分の見込みがあつたにもかかわらず、總理大臣はやむを得ずこれを中止した。一九三一年十二月下旬に、すなわち内閣就任の二週間後に、御前會議が開かれ、その直後に、荒木、陸軍省及び參謀本部によつて、滿洲における新しい攻勢が計畫された。犬養は滿洲からの撤退を許可する勅命を拒絶された。板垣大佐は、傀儡統治者を就任させて、新國家の行政を手中に収めるといふ關東軍の計畫を仄めかした。陸軍を統制しようとする新總理大臣の計畫は、數週間うちに挫折した。

陸軍が計畫した通りに、滿洲における新攻勢が始まつた。他方で、東京では、軍事參議官の南は、天皇に對して、滿洲は日本の生命線であること、そこに新國家を建設しなければならぬことを進言した。一九三二年二月十八日に、滿洲國の獨立が宣言され、

一九三二年三月九日に、最初の組織法が公布され、それから三日の後に、新國家は國際的承認を要請した。一カ月の後、一九三二年四月十一日には、この既成事實を遂に容認した犬養内閣は、日本による滿洲指導の計畫を審議した。

## 政黨政治に對する攻撃と犬養の暗殺

一九三二年の最初の三カ月の間に、橋本と大川は、それぞれ、日本から民主政治を排除する國家改造または革新の準備をしていた。一九三二年一月十七日に、橋本は日本の議會制度の改革を主張する新聞記事を發表した。民主政治は日本帝國の建國の原理と相容れないという論旨をかれは唱えたのである。既成政黨を血祭りにあげ、明朗な新日本の建設のために、その撲滅をはかることが必要であるとかれは述べた。

大川は新しい結社をつくろうとしていた。この結社は、日本帝國の傳説的な創始者であり、「皇道」と「八紘一宇」の傳説的な唱道者であつた神武天皇にちなんで名づけられた。この新結社の目的は、日本精神を昂揚し、國家主義を發展させ、日本人に東亞の指導者になろうという志を抱かせ、既成政黨を打倒し、國家主義的な線に沿つて組織された政府の實現を達成し、國力の海外への進出を促進するよう

に、日本の産業開發の統制を計畫することであつた。犬養内閣は滿洲問題について譲歩したけれども、閣内の自由主義分子は、大川や橋本が主張した形式の國家革新には依然として反抗した。犬養は陸軍豫

算の節減に賛成し、日本が滿洲國を承認することに反対した。かれの軍閥に對する反対は、かれの生命を危うくしているという警告を、その子息を通じて、森から何度も受けた。軍國主義者と、内閣による支配がよいとまだ信じていた人々との間の分裂は、内閣にも陸軍自体にも影響を及ぼした。武斷派は陸軍大臣荒木によつて指導され、「皇道派」——「皇道」の「原理」を支持する者——と言われるようになった。

一九三二年五月に、犬養は民主主義を稱揚し、フアツシズムを非難した演説を行つた。一週間の後に、かれはその官邸で暗殺された。橋本は海軍將校によつて遂行されたこの陰謀の加担者であつた。

惹き起された事態について、近衛公爵、原田男爵及びその他の者が協議した。内大臣秘書官長木戸、陸軍次官小磯中將、軍務局の鈴木中佐がそこに出席していた。犬養の暗殺は、かれが政黨政治を擁護したことに直接に起因しているというところに、意見が一致した。鈴木は、もしこれに續く諸内閣が政黨人を首班として組織されたならば、同様な暴力行爲が起るであろうと考へ、その理由をもつて、連立内閣を作ることに賛成した。

E-100

## 齋藤内閣時代の戦争準備

一九三二年五月二十六日に就任した齋藤内閣は、内閣と陸軍との間の対立について妥協を成就しようとして試みた。内閣は軍を統御して、そして陸軍豫算の縮減を含む一般的節約を実施しようというのであつた。他方で、内閣は満洲國における陸軍の政策を容認し、日本の支配のもとに同國の經濟的、産業的開發を促進することを決意した。荒木中將は依然として陸軍大臣であり、一九三二年二月に陸軍次官になつた小磯中將は、その職に留任した。

満洲國に關する新内閣の政策が日本と西洋諸國との關係を悪化させることは避けられないことであつた。しかし、陸軍は、また國內の反對に束縛されないうで、ソビエツト連邦との戦争のために、また中國の中央政府との新たな闘争のために、準備をしてゐた。

早くも一九三一年十二月には、中國の熱河省を新國家に包含することが計畫されてゐた。そして、一九三二年八月に、同地域は満洲國の一部をなすものであると聲明された。同じ月に小磯は關東軍參謀長になるために、東京におけるその職を去つた。それより一月前に、すなわち一九三二年七月に、モスコイの日本陸軍武官は、ソビエツト連邦との戦争は避けられないものであるから、この戦いに對する準備に最大の重點を置かなければならないと報告してゐた。國際連盟の製肘、中國の抵抗及び合衆國の態度が、日本のアジアにおける大業の完成に對して、より一層の障害となつてゐることをかれは認め

E-101

た。中国との、またソビエト連邦との、戦争は當然起るにきまつており、合衆国との戦争は起るかも知れないから、これに對して日本は用意していなければならぬとかれは信じていた。

日本の滿洲國承認は六カ月間遅らされていたが、一九三二年九月に、樺密院は、この措置によつて生ずる國際的反響は恐れるに足りないと決した。樺密院の承認によつて、關東軍が立てた傀儡政権と日本との間に、協定が結ばれた。大陸における日本の利益擴張を保證するため、これは適切な措置であると考えられた。この協定の規定によつて、新國家は日本のすべての權益を保證し、關東軍が必要とする施設はすべて提供すると約束した。日本は、滿洲國の負擔において、同國の防衛と治安維持を引受けた。中央と地方との政府における要職は、日本人のために保留され、すべての任命は、關東軍軍司令官の承認を得て初めて行われた。

右の協定に従つて、小磯は關東軍參謀長として、日滿兩國の經濟的『共存共榮』の計畫を立案した。兩國は單一經濟ブロックを形成し、産業は最も適當な土地において開發すること、陸軍は思想運動を統制し、當分の間政黨の存在を許さないこと、必要な場合には斷乎として、武力を用いることになつていた。

E-102

齋藤内閣が就任して後間もなく、陸軍大臣荒木は、滿洲國の建設にかんがみ、國際連盟の決議と以前に日本が行つた聲明とは、もう日本を拘束するものと認められぬと發表した。一九三一年に、滿洲にお



ける日本の干渉をめぐる事情を調査するため、  
際連盟はリットン委員会を任命した。この委員会の  
報告を受取つた後、滿洲における日本の行動と、中  
國の他の地域において新しい事件をつくり出しつつ  
ある活動とに對して、連盟は強い非難を表明した。  
日本の計畵に對するこの反對にかんがみ、一九三三  
年三月十七日に、齋藤内閣は連盟を脱退するという  
日本の意思を通告することに決定した。その措置は  
それから十日後にとられた。それと同時に、太平洋  
における日本の委任統治諸島に、外國人を入れない  
措置がとられた。これによつて、條約上の義務に違  
反し、外國の監視を逃れて、太平洋における戦争の  
準備をすることができた。

その間の大陸における軍備は、直接にソビエツト  
連邦に向けられていた。一九三三年四月に、軍務局  
の鈴木中佐は、ソビエツト連邦は絕對の敵であると  
稱した。なぜならば、ソビエツト連邦は、かれの言  
葉によれば、日本の國体の破壊を狙つていたからで  
ある。

## 世論の戦争への編成替

## 荒木が陸軍の計畵を示す

政治評論家は、この期間に起つた事件は、日本の  
「新秩序」の基礎であると評した。橋本は、滿洲の  
征服と連盟脱退について、自分もある程度まで與つ  
て力があつたことを認めた。これらのことは、かれ  
の言うところによれば、ある程度まで、かれが一九  
三〇年一月にヨーロッパから歸國したときに企てた

E-103

計書の結果であつた。

大川は、日滿議定書は兩國の共存共榮の法的基礎を確立したものであると言つた。日本國民の魂の中に、愛國の心が勃然として湧き起つたのであるとかれは言つた。民主主義と共產主義は一掃され、日本において、國家主義的傾向が今までにないほど旺盛になつた。

大川はまた日本が國際連盟から脱退したことを歓迎した。かれの見解によれば、國際連盟はアングロ、サクソン優越の舊秩序を代表しているものであつた。日本は一舉にして英米への依存に打ち勝ち、外交において新しい精神を發揮することに成功したのであるとかれは言つた。

E-104

一九三三年六月に、陸軍大臣荒木は、最も重要な意味をもつた演説を行つた。形式においてその演説は愛國心に訴えた感情的なもので、非常時には陸軍を支援せよと日本國民を促すものであつた。しかし、その中には、荒木が八紘一宇の傳統的目標と同一視してゐた東亞の武力的征服を達成しようとする不動の意圖が、明確に示されてゐた。

戦争への感情を醸成するために、かれは大川と橋本が廣く宣傳してゐた政治哲學を大いに利用した。日本は無窮であり、かつ擴大發展する運命にあるとかれは言つた。混沌たる中から秩序を見出し、理想的な世界を、東亞に樂土を具現するのが、日本民族の眞の精神であるといふのであつた。

ここに新秩序と舊秩序との間の區別がある。なぜならば、全世界は國際連盟の指導のもとに、日本の

神聖な使命の達成を妨げているからであると荒木は言った。したがって、これは日本にとつて非常時であつた。最近に起つた事件は、國家をあげての總動員を準備しなければならぬことを示しているといふのであつた。

國際情勢に關するこの解釋を基礎として、荒木は國民一般の支持を求めた。かれはその聽衆に對して、滿洲建國は日本の民族精神を新たに覺醒させた天の啓示であるとかれは言つた。奉天事件によつて生れた熱意が保持されるならば、新秩序は達成される。民族精神の復興は、日本を悩ましてゐる國際的困難を解決するであらう。なぜならば、戦争が起るかどうかという問題は、結局、國民の精神力によるからである。

國民の行くべき道は「天皇の道」であり、日本の軍隊は天皇の軍隊であると荒木は言つた。従つて、「皇道」を宣揚しようとする使命に反對するものに對しては、どのようなものであつても、陸軍は戦うといふのである。

その後、日本の戦争準備の基本原則となることになつたところの、「國防」という言葉についても荒木は述べた。それは、日本自身の防衛に限られてゐるのではなく、「國の道」の、すなわち皇道の護持もその中に含まれてゐるとかれは言つた。従つて、「國防」とは、武力によつて他の國を征服することを意味するといふことをかれは明確に示した。同じ期間中に、かれが書いたものの中で、荒木は蒙古に對する陸軍の計畫を示し、「皇道」に對して反對する國

はどんな國でも、斷乎としてこれを擧碎するといふ  
日本の決意を再び斷言した。

## 齋藤内閣時代の戦争準備、並びに天羽聲明

E-106  
その後の数カ月の間に、荒木の方針は、一般國民の支持も、内閣の承認も得ていた。一九三三年九月ごろには、軍首腦者の努力によつて、軍縮諸條約に對する強烈な反感がつくり上げられていた。當時の海軍の比率を、日本に有利に修正せよという國民一般の要求があつた。どの内閣も、この一般國民の叫びに反對するものは、憤慨した民衆の反對に遇わなければならなかつた。日本はワシントン海軍軍縮條約から脱退する意向を通告した。

その間に、齋藤内閣は、荒木の國防の原則を、滿洲國に對する政策において、最も優先的な考慮事項としていた。一九三三年十二月までに、この政策は確定されていた。兩國の經濟は統合され、その軍費は分擔されることになつていた。滿洲國の外交政策は、日本のそれを模範とすることになつていた。兩國の「國防力」は、日本がやがて直面するかもしれない國際危機を乗り切るために、増強されることになつていた。九國條約の「門戶開放」に關する規定は、「國防」の要求と相反しない範圍においてだけ、これを遵守するということになつていた。

一九三三年十二月に、日本がソビエト連邦に對して戰端を開くべき日に備えるために、關東軍は作戦とその他の準備を行つていた。二カ年の間に、外務大臣幣原の「友好」政策は完全に棄てられてしまつた。

一九三四年四月に、東亞に關する新しい政策が

「天羽聲明」として表示された。この非公式聲明は、外務省の一代辯者によつて新聞に發表されたもので、國際的な驚愕を惹き起した。そして、齋藤内閣によつて、直ちに否認された。しかし、これは一九三三年の内閣の諸決定と完全に一致したものであつて、陸軍大臣荒木が十カ月前に言明したのとほぼ同じ政策を、荒木ほど煽動的な言辭を用いないで、繰返したものにほかならない。

日本は中國において特殊な地位を有しているから、日本の見解は、必ずしもあらゆる點で列國のそれと一致しないかもしれないと聲明された。日本が連盟を脱退しなければならなかつたのは、この意見の對立のためであつた。日本は諸國と友好關係を希望してはいたが、東亞の平和と秩序とを維持することに關しては、自己の責任において行動するといふのであつた。この責任は、日本にとつて回避することのできないものであり、また中國自身を除いた他の國とは、その責任を分擔することができないといふのであつた。それであるから、日本に對して抵抗するため、外國から援助を求めようとする中國のいかなる試みも、日本の反對を受けるといふのであつた。

#### 齋藤内閣と岡田内閣の時代の廣田の外交政策

一九三三年九月十四日に、國際的緊張が増大していたこの霧國氣の中で、廣田は日本の外務大臣になつた。内閣と陸軍が新秩序を計畫し、準備していたときに、かれは西洋諸國の懸念を緩和し、自分の國の國策の侵略的性質を小さく見せようとした。一九

三四年二月に、合衆國に對して、同國と日本との間には、友誼的解決が根本的に不可能な問題は存在しないと確信するとかれは保證した。

一九三四年四月二十五日、天羽聲明が發表されてから一週間の後に、廣田はその意味を弱めようとした。アメリカの國務長官ハルに對して、この聲明はかれの承認も受けないで行われたものであり、誤つた印象を起させたと傳えた。日本は九國條約の規定の適用を排除して、中國で特殊の權益を求めようとする意思は全然ないという斷定的な保證をかれは與えた。それにもかかわらず、かれの政府は、この同じ條約の「門戶開放」の規定よりも、滿洲における日本の戰爭準備の要求の方を重要視することをすでに決定していたのである。

さらに、一九三四年の四月と五月に、ワシントン  
の日本大使は同様な保證を與えた。しかし、同大使は、日本政府が中國における平和と治安の維持に特別の關心をもつてゐるということ、たしかに認められた。但し、ハルの直接の質問に答えて、かれは、この表現は、東洋における最高覇權を意味するとか、できるだけ速やかに通商上の優先權を掌握しようという意圖さえも意味するものではないといつた。  
一九三四年になると、どのような保證も、滿洲國に石油獨占が制定されていたという事實を隠すことはできなかつた。ハルは、日本が條約上の義務に違反して、アメリカの商社を排斥することに對して抗議した。一九三四年八月に、齋藤に次いで、岡田が

總理大臣になつた後に、外務大臣 廣田は、ハ  
ルに對して、滿洲國は獨立國であつて、日本は石油  
獨占到關してはなんら責任を有しないと通告した。  
滿洲國は關東軍の支配の下にあり、また、石油獨占  
を始めることは、齋藤内閣の「國防」政策の直接の  
結果であつたけれども、合衆國がその後さらに發し  
た通告は、日本に少しもその責任を認めさせること  
ができなかつた。

廣田の公言と日本の行動との間の不一致は、一九  
三四年十二月においつそう明らかになつた。その  
月に、滿洲國に關する政策を統合するための日本政  
府の機關として、對滿事務局がつくられた。

一九三五年、大陸における陸軍の進出と政  
府の經濟的準備

廣田が日本の意圖は侵略的ではないと否定してい  
る間に、陸軍はその戰爭準備を促進した。一九三五  
年に、陸軍はアジア大陸における軍事的進出の準備  
を主唱した。他方で、一九三四年七月八日に就任し  
た岡田内閣は、滿洲國における陸軍の經濟計畫を支  
持した。

一九三四年十二月に對滿事務局が設置されると  
同時に、南大將は關東軍司令官と駐滿大使に任命さ  
れた。板垣少將がかれの參謀副長になつた。

板垣の助力によつて、南は内蒙と華北五省に自治  
政府の樹立を育成する計畫を立てた。これは中國國  
民政府に重大な損害を與えるものであり、それと同



時に、一方で滿洲國と、他方で中國及びソビエツト連邦との間に、緩衝國を設けることにならるものであつた。

E-110

一九三五年五月に、梅津中將隷下の北支駐屯軍は、同地域の中國軍に對して、最後通牒に等しいものを發する口實をつくつた。梅津の要求に力を添えるために、南は關東軍を動員した。ある部隊は、華北の非武装地帯にはいつた。一九三五年六月に、中國側は屈服し、その軍隊と行政機關を天津地域から移した。木戸が東京で認めたように、中國に對するこの手段は、板垣とその他の者の計畫に基くもの、すなわち、かれらが滿洲國の場合に行つたように、外交官でなく、軍部が率先して中國の處理にあたらなければならぬという計畫に基くものであつた。

同じ期間に、關東軍は張北で一つの事件をつくり上げ、土肥原少將は傀儡統治者として豫定されていた者との陰謀を擔當した。その目的は、新自治政府の結成にあつた。外務省はこれらの出來事には介入しなかつたが、廣田は北京大使館から、その進行振りに關して、充分な報告を受けた。一九三五年十月二日に、日滿經濟ブロックに華北を入れ、國防を増強するために、陸軍が實質的な自治國家を樹立する企圖を有しているということをかかれは聞いた。また、陸軍の内蒙計畫は着々と進行しており、土肥原は疑いもなくそれを促進しているということも聞いた。辯護側の證人河邊によれば、張北事件は、一九三五年六月二十七日に、土肥原・秦徳純協定の締結によつて解決された。陸軍は、今では、内蒙の半分と

華北五省の相當な部分における地方政權を支配していた。

E-111  
その間に、一九三五年七月三日、樞密院は、滿洲國とのいつそう緊密な經濟的協力を審議するため、外務大臣廣田の列席のもとに、會議を開いた。樞密院の審査委員會は、滿洲における軍事外交の施策は充分進められているが、經濟方面において種々の施策を調整統合する組織が未だに考え出されていないと報告した。そこで、この委員會は、必要な機構を設けるべき經濟共同委員會を設置する協定を結ぶことを進言した。樞密院は、日本が常に經濟共同委員會における投票權の優勢を期待することができるという廣田の保證を得た後に、右の措置を承認した。この新しい協定は一九三五年七月十五日に調印された。

廣田の外交政策と陸軍の企畫との調整統合

岡田内閣が倒壊する前の、最後の三カ月の間において、陸軍の政策と廣田の外交政策は完全に統合された。一九三五年十二月に、内蒙の地方政府が中國側から残りの地域を接收するのを援助するため、南大將は軍隊を派遣した。一九三五年八月一日に、梅津の後任として北支駐屯軍司令官になつた多田中將は、かれの軍事的目的の達成に使用するため、同地域における鐵道をかれの支配下に置く計畫を立てた。

また同じ月に、關東軍は、華北におけるその軍事活動に即應して行うべき宣傳計畫を陸軍省に送つた。<sup>27</sup>

E-112 中國の本土に進出すると同時に、日本の立場が合法的であることを全世界に納得させるために、宣傳を開始することになつてゐた。反國民黨と反共産黨的の煽動によつて、華北の住民を中央から分離する試みもなされることになつてゐた。「反共」というこの標語は、一九三五年自治運動が初めて開始されたときに、土肥原、板垣及びその他の者によつて選ばれたものであつた。

一九三六年一月二十一日に、陸軍が華北を處理するため立案した計畫の要領を、廣田は中國にある日本の大使に送つた。この大使は、華北五省に自治政府を次第につくり上げていくという趣旨である。と訓令された。外務省は、新しい政治機構に支援と指導を與え、それによつて、自己の機能を擴張し、強化しようとしていた。滿洲國と同様な獨立政府を華北に樹立しようという日本の意思を示すものと世界が認めるような措置は、一切とらないことになつてゐた。軍事機關は、計畫の實施にあたつて、外務省や海軍と密接な連絡を維持するようにと指示されることになつてゐた。自治に關する種々の問題を取扱うための臨時組織は、北支駐屯軍司令官のもとに設置されることになつてゐた。

E-113 この外務省と陸軍との間の妥協によつて、第一期の軍事的準備は完了した。滿洲國の資源は開發の途上にあつた。陸軍の常備兵力は、一九三〇年當初の二十五万から、一九三六年當初の四十万に増加した。第二期における軍事的な計畫は、全國民を戦争のため総動員することになつてゐた。

## 岡田内閣時代における陸軍の権力の増大

一九三四年七月八日から一九三六年三月八日まで、日本の総理大臣であつた岡田啓介は、かれとかれの前任者齋藤の在任中、陸軍の権力は増大しつゝあつたと證言した。岡田の言うところによると、アジアにおける日本の勢力を擴大するにあつて、武力を行使しようとする陸軍の政策に對して、右の二つの内閣は反對する勢力であると陸軍が認めためたので、内閣とも陸軍の怨みを買つた。

陸軍部内における「過激派」の勢力と横暴は、一九三五年七月に、教育總監が辭職を強要されたときに明らかに示された。この處置に對する抗議として、軍務局長永田中將は、かれの事務室で、佐官級の一陸軍將校によつて暗殺された。總理大臣として、岡田はこの事件を非常に遺憾としたが、この犯罪の調査には無力であつた。陸軍は勝手に調査を進め、總理大臣や内閣の介入を許さなかつた。

この事件の結果として、さらにまた面倒な問題を軍部が起すのを恐れたので、林大將は陸軍大臣として辭表を提出した。すべての將官が擁護することを同意した川島大將がかれの後任になつた。川島がその任命を受諾したのは、相當な危険を冒すものであることを、閣僚は承知していた。

E-114

## 一九三六年の二・二六事件と岡田内閣の倒壊

その後起つた事件は、前述の危惧が根據のないものではなかつたことを證明した。というのは、一

九三六年二月二十六日に、陸軍の岡田内閣に對する  
忿懣は、陸軍青年將校の一團による、かれ自身に對  
する暗殺の試みによつて、最高潮に達したからであ  
る。政府に對して叛亂し、主要な官廳を占據して、  
二十二名の將校と約千四百名の兵士は、三日半にわ  
たつて、東京を恐怖に陥れた。この期間、總理大臣  
がその官邸に包圍されている間、政務は内務大臣に  
よつて行われた。大藏大臣高橋と内大臣齋藤は、こ  
れらの暴力行爲者によつて暗殺された。十日の後に、  
軍部を統制することができなないので、岡田はその内  
閣の辭表を提出した。

E-115

## 岡田の政策と失脚は陸軍の要求の過激な性質を示している

岡田の在職中に、日本國民を戦争準備の状態に置こうとする多くの措置が講ぜられた。廣田は外務大臣として、永野はロンドン海軍會議への日本代表として、日本が一九三四年十二月に海軍軍備の制限と縮小に關するワシントン條約を廢棄するという意思を宣言し、翌年十二月にロンドン海軍會議から脱退するに至つた政策について、主要な役割を演じた。同じ期間中に、委任統治諸島では、諸地點で航空基地や貯藏施設が建設されており、同地への外人旅行者の立入りを阻止する周到な警戒處置がとられた。

一九三五年には、また、内務省の直轄のもとに、嚴重な報道檢閲制度が實施され、新聞は政府によつて承認された宣傳を流布するための道具以上のものではなくなつた。一般の輿論發表機關の一切について、警察は檢閲と取締の廣汎な處置を講じた。一九三五年八月に、陸軍省は學校と大學における軍事教練の情況を査閲し、その發展に貢獻し、卒業生の資格について將來の軍事的價値を評價することができるための規則を發した。

E-116

合衆國からのたびたびの抗議にもかかわらず、日本側は滿洲で石油の獨占を確立し、同國の天然資源開發のための機械を供給した。

少くとも一九三五年十月このかた、陸軍は日本の外交政策に積極的な、また獨自な立場をとつてきた。というのけ、現に同じ月に、當時のベルリン大使館

附武官であつた被告大島は、日獨條約の交渉を始め  
ており、フォン・リッペン・トロップに對して、兩國  
の間に一般的條約を締結したいという日本參謀本部  
の希望を表明していたからである。

これらのすべての成行きにもかかわらず、また關  
東軍が滿洲と華北においてその目的の實現に着々と  
して進んでいたにもかかわらず、急進分子は満足し  
ていなかった。陸軍では、岡田内閣は海軍が軍國主  
義者を抑制しようとしてつくつたものであると見て  
いた。華北における陸軍の政策に對して、正當な支  
持を受けていないと陸軍は考えた。暗殺や叛亂によ  
つて陸軍部内の急進分子は、かれらの進路からして、  
まず陸軍省自身の、より穩健な勢力を追拂い、それ  
から内閣を追拂つた。軍國主義者の壓迫に對して、  
内閣は實質的な抵抗はしなかつたけれども、やはり  
それほど過激でない政策を代表しているのであつた。  
一九三六年二月二十七日に、すなわち東京で陸軍の  
117 叛亂が起つたその翌日に、中國の厦門の日本領事館  
Eは、この叛亂の目的は、分裂した内閣を軍部内閣に  
よつてとり代えることにあると發表した。青年將校  
層は、中國全土を一撃のもとに占領し、日本がアジ  
アで唯一の強國となるように、直ちにソビエト連  
邦に對して戦争する準備をしようと思つていると言  
つた。

これは陸軍の企圖であつた。そうして、一九三六  
年三月九日に、廣田内閣は右に述べた状況において  
成立したのであつた。一九三五年十一月に、白鳥が  
ある友人に語つたように、外交官も政黨も、軍國主

義者を抑壓することができないうら、むしろかれらの政策を支持し、これを實現するように努力する方がよいというわけであつた。

#### 廣田とその内閣

一九三六年三月九日、新内閣が成立したときに、岡田内閣の閣僚は、廣田自身をただ一つの意味深長な例外として、すべて更迭された。齋藤が總理であつたときに、一九三三年九月十四日、かれは外務大臣となり、三十カ月の間、その職を占めていた。日本側のアジア大陸侵入が續くにつれて、權益に影響を受けた他の諸國、特に合衆國からの抗議はだんだん増加し、かれはこれを處理しなければならなかつた。日本側が大陸における主權を奪い、九國條約の「門戸開放」の規定を到る處で破つたことは是正されなかつたが、かれは西洋諸國の信用をある程度まで保持することに努めた。今では、陸軍が優勢な時代になり、他の閣僚が職を投げ出したというときに、廣田は日本の總理大臣になつた。一九三五年十二月に、ロンドン海軍會議から引揚げた日本の代表の主席であつた永野が、かれの海軍大臣になつた。一九三五年八月一日まで北支派遣軍を指揮した梅津中將が、陸軍次官になつた。嶋田海軍中將は、軍令部次長として留任した。有田は廣田にかわつて外務大臣となり、一九二六年十月から樞密院副議長であつた平沼男が、同院議長に就いた。

東亞に新秩序を立てるといふ陸軍の企圖は、この内閣のもとで、日本政府の確定政策となつた。



陸海軍大臣は現役將官から選ぶことを

規定した勅令

E-119  
新内閣が成立してから二カ月の後に、代々の政府に對する陸軍の勢力をさらに強固にした一つの處置がとられた。一九三六年五月十八日に、海軍大臣と陸軍大臣は、中將またはそれ以上の階級をもつた現役將官でなければならぬという古い規則を復活する勅令を、新政府は公布したのである。このことは、間もなくいろいろな事件で證明された通り、岡田を辭職させた威嚇の方法を用いなくても、内閣を成立させたり倒したりすることのできる一つの武器を、軍當局の手に與えるものであつた。

日本の國策の基準は一九三六年八月十一日に決定された

一九三六年八月十一日に、總理大臣廣田、外務大臣有田、陸軍大臣寺内、海軍大臣永野及び大藏大臣馬場が出席した五相會議で、日本の國策の根本が決定された。この決議には、諸外國に對する日本の對外關係においても、戦争のための國內準備の完成に於いても、日本の指針となる諸原則がきわめて明瞭に述べられた。われわれはまずこの決議そのものの内容を検討し、それからこれを採用するに至つた経緯を検討することにしよう。

#### 決定された諸原則

國策の基本原則は、日本を内外兩方面で鞏固にし、日本帝國が『名實共に東亞の安定勢力となりて東洋の平和を確保し、世界人類の安寧福祉に貢献』するということにあつた。その次の一句は、企圖されていた發展の性質について、疑念の余地を残さないものであつた。國策の確立とは、『外交國防相俟つて東亞大陸に於ける（日本）帝國の地歩を確保すると共に、南方海洋に進出發展する』ようにすることであつた。この決定の第二部は、この政策から生じる事態と、この事態に對應する處置とを検討することにあつてゐてゐた。

まず第一に、この政策は東洋に權益をもつてゐる他の諸國との間に、必ず紛議をかもすであらうというところが認識された。従つて、日本は『列強の覇道政策を排除し』、『共存共榮主義』に立脚した自國の政策をとるといふことになつてゐた。この方針

E-120

は、一年の後に、重要産業五カ年計畫の中で、さらに具体的に定義された。この計畫では、国防上必要な産業は、『適地適業主義に則り』、つとめて大陸に進出させ、日本は『最も必要と認める資源を選び、巧に北支の經濟開發に先鞭を着け、その天然資源を確保するに務めること』とされていた。このような政策は、一九二二年の九國條約の規定に公然と違反するものであつた。

一九三六年八月に設けられた第二の原則は、第一のものに暗示されていた。『我帝國の安泰を期し、其の發展を擁護し、以て各實共に東亞の安定勢力たるべき地位を確保するに要する國防軍備を充實す』<sup>E-121</sup> というのである。この言葉も、一九三七年の陸軍の計畫の中で、具体的な定義を受けることになつた。

第三の原則は、最初の二つの原則の實際の施策に對する關係を明らかにしている。日本は『滿洲國の健全なる發達並びに日滿國防の安固を期せんがため、北方蘇國の脅威を除去するに邁進すべきものとす』<sup>E-121</sup> というのである。日本は『又英米に備へ日滿支三國の緊密なる提携を具現して我が經濟的發展を策するものとす』<sup>E-121</sup> というのであつた。しかし、この目的を遂行するにあつて、日本は『列國との友好關係に常に留意するものとす』とされていた。

これと同じ用心が第四の、つまり最後の原則に見られる。『南方海洋、殊に外南洋方面に對し、我社會的、經濟的發展を策し、努めて他國に對する刺戟を避けつつ、漸進的平和手段による我勢力の進出を計り、以て滿洲國の完成と相俟つて國力の充實強化

を期す」というのである。

一九三六年の決定によつて要求された  
戦争準備の措置

B-122

一九三六年の國策決定の最後の部分には、軍部と外交機關との均衡が規定されていた。国防軍備は充實されることになつてゐた。兵力の程度は「蘇國の極東に使用し得る兵力に對抗する」ために必要をものとし、また日本が「蘇國に開戦初頭一撃を加へ」得るようになり、在滿鮮兵力を充實することに特に注意を拂うことになつてゐた。海軍軍備は、合衆國海軍に對して、西太平洋の制海權を確保することができ、る程度に強化されることになつてゐた。

日本の外交政策は、「根本國策の圓滿なる遂行に」とあるとされてゐた。そして、軍當局は、外交機關の活動を有利に圓滿に進ませるようになり、これを援助する義務を與えられた。

最後に、國內政策は根本國策に基いて決定されることになつてゐた。國內世論を指導し、統一し、非常時局を切抜けることについて、國民の覺悟を固めるための措置がとられることになつてゐた。國民生活の安定、國民体力の増強、「國民思想の健全化」について措置がとられることになつてゐた。日本の外交は刷新され、その對外情報宣傳組織が完備されることになつてゐた。航空輸送と海上輸送を飛躍的に發展させることになつてゐた。國策の遂行に必要な貿易と産業を振興し、促進するため、行政と經濟の機關が創設されることになつてゐた。重要な資

源と原料の自給自足計畫の確立が促進されることになつていた。

E-123

## 一九三六年の國策決定に

## 表明された目標の意義

五相會議が一九三六年八月十一日に採擇した國策の基準を述べたものは、東亞の支配權を握るばかりでなく、南方に勢力を擴げようとする日本の決意を表明していた。この南方への進出は、できれば平和のうちに成し遂げられることになつていたが、外交上の勝利を確保するためには、武力による威嚇も用いることになつていた。日本の大陸に對する計畫は、ソビエト連邦との衝突をもたらすことがほとんど確實であり、また東洋に權益をもつ他の諸國との紛争も必然的に引き起すであろうということが認識されていた。この列強のうちには、一九二二年の九國條約締約國のすべてを、わけてもイギリスと合衆國とを挙げなければならぬ。日本が「現存する列強の覇道政策」を自國の「共存共榮」主義に代えるという決意は、明らかに、九國條約の締約國としての日本の義務に違反して、滿洲と中國の他の地域とにおける經濟と産業の強奪を、日本の指導者が決意していたということを意味したにすぎない。

E-124

この國策は、戦争のための廣汎な動員計畫で支持されることによつて、初めて成功し得るものであることが率直に認められた。海軍擴張の目標は、合衆國海軍に對抗して、日本が西太平洋の制海權を確保することができざる程度の大きい兵力とすること、陸

軍擴張の目標は、ソビエト連邦がその東部國境に展開することのできる最も強大な兵力に對して、歴史的な一撃を加えることができる程度の強い軍隊をつくることになければならないことに意見が一致した。これらの目標は、産業開發と自給自足のための廣汎な計畫の樹立を必要とすること、日本國民の生活は、すべての面で、來るべき國家的非常時において、かれらの演ずる役割に完全に備えさせるように、指導と統制を行わなければならぬことが認められた。

## 國策決定の起源

日本の戦争準備の全体制の礎石となつたこの根本的な國策の決定は、廣田内閣が全体としてこれを發意したものではなく、陸海軍省で發意されたものである。一九三六年六月三十日に、陸軍大臣寺内と海軍大臣永野は、會議を開いて一つの草案に同意した。この草案は、あらゆる重要な點で、一九三六年八月十一日の五相會議で最終的に採擇された要綱と一致していた。強調された點において、多少の相違があった。そして、これらの場合には、兩軍部大臣のいつそう露骨な用語の方が、政策の立案者の意圖を、アジアにおける強固な地歩の確保と南洋の開發とについて、曖昧に述べているが、そこを兩軍部大臣は斷定的に述べ、日本の指導原理は、一貫した海外發展策を遂行することによつて、『皇道』の精神を實現することになければならないといつてゐる。

E\_125

同じ日に、すなわち一九三六年六月三十日に、寺内と永野は、五相會議の同僚であつた廣田、有田及び馬場に對して、かれらの計畫を提示した。大藏大臣馬場は、列強の霸道政策をアジア大陸から驅逐しなければならぬことに同意したが、日本自身としては、軍國主義的専制を行わないことが肝要であると述べるのを適當と考へた。外務大臣有田は、當時の國際情勢では、イギリスと合衆國の好意を維持する必要があると強調した。しかし、それ以外の點では、草案に於ける意見は、日本の外交政策に關するかれの考へに一致するものであるとし、これに少しも反對しなかつた。總理大臣廣田は、提案に少しも缺點を見出せないと言つた。そして、會議は具体案の立案を陸海軍に一任して閉會した。

一九三六年八月七日に、五大臣は再び會議を開いて、その計畫を最終的な形で承認した。その四日後に、すなわち一九三六年八月十一日に、これらの決定は、關係五六臣がそれぞれ署名した公式文書の中にくり返して表明された。

E-126

防共協定

一九三六年の六月と八月の五相會議より數カ月前に、廣田の政府は、もう一つの陸軍の重大な計畫を採擇したといふことをここで記しておこう。一九三五年十月に、ベルリン大使館附の陸軍武官大島は、參謀本部の承認を得て、日獨同盟のための非公式な會談を開始した。一九三六年の春、廣田が總理大臣に就任した後に、武者小路大使はベルリンに歸り、その後はかれ自身その交渉にあつた。フォン・リッペンとロップと武者小路との間の長期にわたつた會談の後に、一九三六年十月二十三日、防共協定についてベルリンで話し合が始まつた。一九三六年十一月二十五日に、この協定は日本の樞密院によつて批准された。

廣田のもとにおける經濟

上と産業上の戰爭準備

E-127  
 國策の基準が再び確定される前と後に廣田内閣がとつた處置は、その決定に示された原則に緊密に即應していた。滿洲と華北に對する日本の支配力を強固にすることは、大いに進捗した。關東軍は滿洲自体で支配力を揮つていたが、日本内地の政府當局は、名目上獨立した衛星國を建設し、その國策を日本が左右し、その天然資源を日本が自由に開發することができるとをはかつていた。一九三六年六月十日に調印された日滿協定は、この目的が實際上達成されたことを示した。



二日の後に、合衆國の國務長官コーデル・ハルは、日本外務省の代表者に對して、第一に東亞の、次いで日本が適當と認める他の地域の、絶對的な經濟的制覇を日本は求めているという印象が作り出されていると知らせた。これは、終局においては、政治的と軍事的の支配をも意味するものであるとハルは述べた。

一九三六年八月十一日に、日本の國策の基本を決定したその同じ會議で、『第二次北支處理要綱』も承認された。その主要な目的は、防共親日滿の地帯を建設し、そこで日本が戦争準備計畫に必要な資源を獲得し、かつ、ソビエト連邦との戦争に備えて、その交通施設を改善することであつた。

大陸で陸軍が新しい資源と産業擴充の新しい進路とを確保しつつあつた間に、日本では新しい戦争經濟を發展させる處置が講じられつつあつた。一九三六年二月の陸軍の叛亂中に、大藏大臣高橋が暗殺され、それに續いて廣田内閣が組織されたことは、日本政府の財政政策上の一轉換期を創したものである。政治的目的のために、經濟の國家統制を強調する一連の財政的措置に、日本はいまや着手したのである。この新しい政策は、産業擴充の全面的計畫に適合するよう計畫されていた。このときから、莫大な歳出豫算に應ずるために、政府の國債發行高は絶えず増加し、健全財政の原則はほとんど考慮されなかつた。一九三七年の一月に、外國爲替を必要とする取引は、政府の許可を受けなければならなくなり、在外資産からの支拂は、實際上戦争産業に必要な物資

E-128

の購入に限定された。

一九三六年五月二十九日に、「国防と國産工業を整えるために」、自動車生産工業を確立するという明確な目的で、法律が制定された。それまでは、自動車工業は事實上存在していなかつたばかりでなく、經濟上健全な企業ではなかつた。それであるのに、この工業の發達は、政府の嚴重な統制のもとに、今や國家の助成金や大幅な免稅の恩典によつて、獎勵されることになつた。

日本の商船隊も、政府の補助金によつて、急速に増加されつゝあつた。廣田の在任中に、第三次の「解體、建造」計畫が開始された。前年度の計畫と合わせて、この計畫は總トン數、十萬トンを新造した。それによつて、一九三六年末には、日本はその所有總トン數に比して、世界の諸國中、最も近代的な商船隊を所有するに至つた。

E-129

## 戦時における世論統制の計畫

一九三六年五月二十日に、陸軍省は戦争の開始前とその初期の情報と宣傳の活動に關する總動員計畫の一部を作成した。この計畫は、もし戦争がさし迫つた場合には、政府の啓蒙宣傳方針を實施するため、情報局を設置することを規定した。その活動範圍と運営方法は、詳細にわたつて規定されていた。その任務は、公衆に對するあらゆる種類の通信を指導し、統制すること、政府によつて承認された方針を促進するために、あらゆる言論機關を利用することであつた。

E-130

## 海軍の諸準備

廣田が總理大臣であつたときに、戦争準備のための國家總動員を促進させるについて、海軍は陸軍に劣らず積極的であつた。陸海軍兩大臣は、國策の基幹を記述したものをづくり、これを五相會議で支持するについて、協力して行動した。五相會議で國策を新たに述べることを主唱したのは、實に當時の海軍大臣永野大將であつた。そして、かれの語つたところから推測すれば、一九三六年八月十一日に最終的に採用された具體案は、海軍省で起草されたものと思われる。

この年は、日本海軍が海軍軍備を制限する一切の義務を免れた年であつた。というのは、ワシントン條約は一九三六年十二月三十一日に期限が満了したからである。

日本の從來の對外發展計畫については、日本海軍は直接の關心をほとんどもつていなかつた。ここ初めて、合衆國艦隊に對抗して、日本海軍は西太平洋の制海權を確保するという大役を振り當てられた。このようにして、日本が決定した海軍軍備擴張の政策は、一九三〇年以來、ますます大きな支持を受けた。それであるから、ここで、國際協定によつて海軍軍備を制限する方式を、日本が廢棄した手段を同順することは、戦争の準備の問題にとつて所を得たものである。

## 海軍軍縮諸條約に基く日本の權利義務

合衆國、イギリス、日本、フランス及びイタリアは、一九二二年二月六日に、ワシントンで調印された海軍軍備制限に関する條約の締約國であつた。この條約の第四條と第七條には、それぞれ各締約國が保有することのできる主力艦と航空母艦の合計トン数が規定されていたが、この制限は、關係各國の防禦上の必要に基いていた。右の兩艦種について、日本が許される最大保有量はアメリカまたはイギリスに對して六割であつた。右の兩艦種とその他の艦艇に搭載して差支えない砲の口径にも、制限が加えられた。すなわち、主力艦の場合は十六インチ、航空母艦の場合は八インチであつた。この條約は一九三六年十二月三十一日になつて満了すること、また、締約國のうちの一國がこの條約を廢棄するという意思を通告してから二年を経過するまで、引續いてその効力を有することになつていた。このような通告があつてから一年以内に、すべての締約國は會議を開くことになつていた。

E-132  
合衆國、イギリス及び日本は、インドとイギリス帝國自治領とともに、一九三〇年四月二十二日にロンドンで調印された海軍軍備制限及び縮小に関する條約の締約國でもあつた。この條約は、ワシントン條約を廢棄したものでなく、ワシントン條約のわくのうちに、それ以上の縮小と制限を規定したものであつた。航空母艦及び潜水艦の最大排水量とこれに搭載される砲との制限について、規定が設けられた。主力艦及び航空母艦以外で、各締約國の保有す

ることのできる水上艦船の合計トン数を示す詳細な表も定められた。日本が保有し得る限度は、アメリカやイギリスに許されたものの約七割であつた。第三の重要な規定は、各軍艦の起工と竣工ごとに、これに關する一定の情報を、各締約國は他の各締約國に通告しなければならぬことであつた。その上に協定は一定の主力艦の廢棄にも及んでゐた。この規定は、明らかに日本に有利なものであつた。航空母艦に關する規定は、ワシントン條約と同じ期間効力をもちつこととなつてゐた。しかし、その他の諸點では、この條約は、一九三六年十二月三十一日に確定的に滿了することになつてゐた。締約國の間で、一九三五年中に再び會議を開くことになつてゐた。

E-133  
ロンドン條約が日本に與えた利益を評價するには、一九三〇年中海軍大臣であつた財部の見解に重きを置かなければならない。財部の言うところによれば、日本海軍は假想敵國の維持する海軍力の七割を保有することがせひとも必要であると考えられてゐたので、主力艦の保有量に關して、日本はワシントン會議でこの比率を維持しようとした。この目的は最後に斷念され、日本は六割の比率に同意した。しかし、日本は他の二つの主要な目的を達することができた。すなわち、八インチ砲搭載巡洋艦七割と、潜水艦の現有勢力の保有とであつた。ロンドン會議では、第三の主要な目的を、すなわち總括トン數で七割を達しようとして、あらゆる努力をし、遂に成功した。ロンドン條約の規定に基いて、八インチ砲搭載の巡洋艦については、日本の保有量は合衆國にくらべ

て七割から六割に低下したことは事實であるが、それほど強力でない艦船について、日本の保有量の比率が増加されたことによつて、それは償われた。この條約は何といつても合衆國との友好關係を念としたものであり、日本は合衆國との軍備競争によつて苦境に陥る可能性を免れたと財部は言つた。總理大臣濱口も、これと同じ氣持を表わし、この條約のある部分はずつと満足をいふといふことを認めながら、いずれにしても、一九三六年以後になれば、日本は自由に艦船を建造することができるといふことを指摘した。

總理大臣濱口、海軍大臣財部及び濱口内閣はこの條約を支持したけれども、その批准を見るまでには、相當な反對があつた。一九三〇年八月十八日から九月二十六日までの間に、樞密院の審査委員會が十三回にわたつて開かれ、そのたびに激論が闘わされた。

E-134  
内閣と樞密院との間の意見の對立は、公然と現われてきた。かつ、永野が次長であつた海軍軍令部と内閣との間にも、意見の對立があつた。濱口は、海軍首腦部の進言を無視したと責められたときに、穩やかに、軍部の見解には考慮を拂つたが、條約締結に關する事項は、内閣が決定しなければならぬと答へた。討議が進むにつれて、世界各國との友好關係を信頼している者と、中國と日本との間の問題に干渉する合衆國または他の諸國に對抗するに当たつて、衝突の現場で日本が優越した力をもつたために、充分な軍備を有すべきだと主張する者との間に、はつきり對立のあることがわかつてきた。後者の見解

は、日本の兵制は日本の特色であること、合衆國は中國と蒙古から日本の勢力を驅逐しようとするであろうということ、それであるから、兵力を整備しなければならぬということ述べたる顧問官によつて、よく言い表わされている。日本が世界で占めている重要な地位は、まづたく日本の兵力の賜ものであると言つた顧問官が二人あつた。

一九三〇年十月一日に、ロンドン條約は樞密院によつて批准された。そのときに濱口と財部は、前記のかれらの見解を表明した。一般の大きな關心と臆測と不安とが引き起された。平沼は樞密院副議長として、どの會議にも出席していた。

#### 海軍條約に對する反對の増大した時代

一九三〇年にロンドン條約の批准に反對した少數派は、時が経つにつれて、多數派となつた。そして、齋藤と岡田の兩「海軍」内閣時代には、條約上の制限に對する反對が力を得てきた。

一九三三年九月十五日、齋藤が總理大臣であつたときに、グルー大使はワシントンに對して、ロンドン條約によつて課せられた制限に對する反對が増大しつゝあることを報告した。グルー大使は、ロンドン條約の批准以來、特に過去十二カ月の間に、日本の海軍首脳部は、一九三五年に開かれることになつてゐる會議で、日本は對等を、さもなければ、少くとも相對的トン數の大幅な増加を要求しなければならぬと主張してゐると述べた。ロンドン條約に關係のあるあらゆることに對して、かれらは忿懣と輕

蔑の感情をかもし出した。濱口と犬養が暗殺された  
り、他の政治家が脅迫されたりした原因の一部は、  
かれらがロンドン條約を支持したことにあつた。財  
部を初めとして、その他の海軍高級將校が退役した  
のは、かれらがこの條約を支持したためであると言  
われていた。

グルーは、現在の日本の世論はどのような形式の  
軍備制限にも甚しく反対していること、條約の限度  
まで建替するといふ合衆國の新しい政策は、すでに  
興奮している感情にますます油を注ぐことになつた  
ことを強調した。日本の海軍首脳部は、今では不相  
應に貧弱な資力で建替競争を始めるか、かれら自身  
がかもし出した世論にあえて逆らうかという板挟み  
に陥つた。

E-136

このときに、齋藤内閣は十八カ月在任していた。  
この内閣でも、前内閣でも陸軍大臣であつた荒木は、  
この問題を慎重に取扱ひ、ワシントン條約とロンド  
ン條約は、國費を節約し、再軍備の競争と新兵器の  
發達を阻止したことを認めた。しかし、日本がこれ  
らの條約の規定は時代後れのものと考えていること、  
次の會議で比率の修正を要求するであらうというこ  
とをかれは明らかにした。

グルーの報告が書かれた前日に、廣田は日本の外  
務大臣と軍事參議官になつた。(英語原文をその  
儘)それからちょうど一年余り経つて、一九三四年  
九月十七日に、廣田はグルーに對して、日本はワシ  
ントン條約の廢棄を一九三四年十二月三十一日以前  
に通告することに確定したと知らせた。その間に、



天羽聲明が発表され、齋藤内閣は辭職し、岡田内閣がこれに代つた。

## 一九三四年の共通最大限主義

一九三〇年のロンドン條約は、新條約を作成するために、一九三五年に各締約國が會合することを規定していた。一九三三年の七月か、あるいは八月に、齋藤内閣時代の海軍軍令部次長であつた海軍中將高橋は、率直に「われわれは對等要求の貫徹の覺悟をもつて會議に臨むつもりである。われわれの要求が容れられないときは、引揚げてくる」と言つた。

E-137

一九三四年十月に、予備交渉のために、日本代表がイギリス及びアメリカの代表とロンドンで會合したとき、日本代表のとつた立場がこれであつた。日本代表は、平等の安全をもたすためには、共通最大限を設け、その範圍内で、各國とも建艦して差支えないが、どの一國でも、これを超過してはならないことにするほかないと確信すると言つた。かれらは協定によつてこの共通最大限をできるだけ低く定めることを望んだ。特に航空母艦、主力艦及び八インチ砲巡洋艦を全廢するか、さもなければ、その保有量を最小限度に制限することをかれらは望んだ。これらの艦種は、その固有の性質上、攻撃的であるとかれらには見ていた。他方で潜水艦は比較的耐波性がなく、かつ他の艦種に比べて航続力が小さいので、本質的には防禦的兵器であるを見ていた。もし潜水艦を商船攻撃に使用することを禁ずるロンドン條約の規定が一般的にされたならば、潜水艦の攻撃的性

質は消滅するであろうとかれらは考えた。

この提案は、合衆国の海軍力に比して、日本のそれを増強するように計畫されたものであつた。一九三三年に、合衆国は新しい海軍政策を實施し、ワシントン條約とロンドン條約で規定された制限を目標として建艦するが、それでも、この制限よりも相當低い程度に止めることにした。比較的低い共通最大限度まで一般的縮減を行なおうという提案によれば、定められた限度よりも大きい海軍を有する主要な海軍國は、多くの艦船を廢棄するか、沈没させなければならぬことになつたであろう。それであるから、日本案の實際的な効果は、結局においてアメリカ艦隊の一部分とその新しい建艦計畫の成果を全部犠牲にすることになり、しかも日本側では、これに相當する犠牲を全然拂わなくてもよいということになつたであろう。

E-138

また、すでに述べたように、ロンドン條約の規定に基いて、日本はハインテ巡洋艦の相當量をやや犠牲にした代りに、總括トン数で比率を増加する主張を貫徹していた。ワシントン條約の規定はまだ有効で、日本の主力艦と航空母艦の相對的保有量を低い水準に限定していた。従つて、日本が全廢を通告したいと思つていた三艦種は、日本が相對的に最も劣勢な艦種であつた。

最後に、一九三〇年以來、潜水艦の役割について、日本がその見解を変えたことは明白であつた。條約の批准に激しく反對したある樞密顧問官は、その反對に際して、合衆國が一番恐れているのは潜水艦であるから、日本が潜水艦を保有する限り、合衆國は決して恐れるに足りないと云つた。海軍大臣財部は、日本政府が潜水艦の現有勢力を保有することに成功したことを特に指摘した。これは日本の海軍政策の三大原則の一つとなつてゐた。

E-139  
一九三四年十月、ロンドンで會談が行われてゐるときに、日本政府は世論の指導に關する公式の聲明を發表した。これには、日本が國際連盟で經驗したところから見て、公正な主張がいつでも國際會議で認められるとは限らないことがわかると述べてあつた。日本の海軍力の維持は東亞の平和の基礎であるから、海軍の消長は日本の國運の將來を左右する。それであるから、日本國民は外國の宣傳の術策に乗ぜられないようにしなければならぬ。たとい日本の主張が容れられず、協定が不成立に終る場合にも、これは必ずしも建艦競争が始まることを意味するものでなく、また万一このような競争が起つたとしても、當局は自主的方法によつて日本の地位を維持することができると確信すると述べた。

予備會談は、何の協定にも達しないで、一九三四年十二月十九日に終つた。その同じ日に、日本の樞密院は、ワシントン條約を廢棄する日本政府の決定を滿場一致で可決し、一九三四年十二月二十九日に、合衆國に對して日本の意思を傳達した。これに先立つて、

日本は一方的行爲に作ふ困惑を避けるために、イギリスに對して、同一の行動に出るよう説得しようとして試みたが、不成功に終つた。

## 一九三五年にロンドン會議から脱退

一九三五年十二月七日に、ワシントン條約とロンドン條約に從つて招集された海軍會議がロンドンで開かれ、ワシントン條約に調印した五カ國の代表が出席した。アメリカ代表は、現存の比率に從つて、各艦種について、一般的に二割の量的縮減を行うことを提案し、また質的制限に關して、特に備砲の口径の制限に關して、討議する用意があつた。これに答えて、日本の首席全權水野

E-140

は、日本の世論はもうワシントン條約を支持してゐないことを繰返し、日本は依然として共通最大限を主張してゐることを再び確言した。アメリカ代表は、現存條約が各締約國の平等な安全を規定してゐるのに反して、總括的對等は太平洋における日本の地位の壓倒的な優勢を意味することになるであらう、と指摘した。それであるから、もし日本がその要求の貫徹を固執するならば、建艦競争を惹き起すばかりであらう。日本の代表は、これらの反對に答えるために、實質的なことは何も試みないで、日本の見解では、合衆國の海軍力が優勢である限り、日本の存立そのものを脅かすものであると述べただけであつた。ワシントン條約の規定は、新しい協定に達することができるときまで存続しなければならぬというアメリカの提案にもかかわらず、また、質的制限について協定に達しようとするイギリスの試みにもかかわ

らず、對等の問題が第一に決定されなければならぬといふ主張を日本は固執した。従つて、一九三六年一月十五日で、共通最大限の原則が總會議で討議された。この提案に對しては、どの代表も支持しよつたと言わなかつたので、日本代表は正式に會議から脱退した。

このようにして、一九三四年と一九三五年に、すなわち、岡田が總理大臣であり廣田が外務大臣であったときに、海軍の再軍備への障害が取りのぞかれた。一九三六年八月に、合衆國艦隊に對抗して、西太平洋の制海權を確保するに足る海軍を整備することとを五相會議は決定した。そうすることによつて、現存の條約による方式を廢棄すれば、建艦競争を引き起すばかりであるというアメリカの憂慮を裏書きした。

E-141

## 廣田内閣時代の海軍擴張

一九三六年十二月に、つまりワシントン條約が満了する月に、海軍軍務局長は――公表されないことになつていた演説で、――日本海軍の軍備資材は日を送つて急速に進歩していると報告することができた。海軍中將豐田は、列席者に對して、この新しい建艦計畫は多額の資金の支出を必要とするであろうと警告した。細目は報告しなけれども、その目的のため、の予算を惜んではならないとかれは述べた。日本海軍の將來の建艦計畫をあまり早く他の諸國に知らせることは、日本にとつて不利であるとされた。廣田内閣によつて立てられた新計畫は、翌年にそ

E-142

の成果をもたらした。一九三七年度において、日本海軍の建造の数字は、一九三一年から一九四五年までの間で、最大の増加を示したからである。

しかし、西太平洋の制海権を確保するには、海軍は艦船のほかに根據地を必要とした。西太平洋の中央部の全地域にわたる日本の南洋委任統治諸島——マリアナ、マーシャル、カロリンの諸群島——は、一九三七年一月二十日から海軍の管轄下に入った。

## 委任統治諸島の歴史

ヴェルサイユ條約の規定によつて、國際連盟から、日本は廣い地域に散在するこれらの三群島の委任を受け、これらの行政をバラオに本廳を置いた南洋廳を通じて行つた。連盟規約によつて、受任國は陸海軍根據地の建設を防止する任務を課せられていた。一九二二年二月十一日に、ワシントンで調印された太平洋諸島嶼に關する條約によつて、日本は合衆國に對して、これと同じ義務を約束した。

E-143  
日本の南洋委任統治諸島への航路は、日本郵船株式會社によつて運営されていたが、一九三三年以來、この會社は南洋諸島向けの船には外人船客を乗せない方針をとつた。齋藤の『海軍』内閣の在任していた一九三三年三月二十八日に、この會社は、そのホルル支店に宛てて、外人の船室申込みは拒絶すること、執拗に申込みをする者には、日本の關係當局の許可があつたときだけ乗船させることを通知した。

一九三六年前における委任統治諸島の要塞化

委任統治領に海軍の施設を建設する工事は、一九三二年か一九三三年に始められ、これらの工事が始められたのは、外人拒絶の方針と同じ時期であつた形跡がある。少くとも一九三五年には、マリアナ群島のサイパン島に滑走路と海軍航空機基地が建造中であつた。マリアナ群島で一番大きいこの島は、アメリカ領グアム島の北方約二百マイルのところにある。

一九三五年の後半期には、外人の南洋諸島の旅行に加えられた制限をさらに強化する手段がとられた。一九三五年十月十四日に、右の日本の汽船会社は、そのホノルル支店に對して、この地域への航路に船客を引受けないようあらゆる努力が拂われていることを再び通知した。どのような特別の場合でも、乗船を希望する船客について、十分に詳細に報告を南洋廳に提出しなければならず、南洋廳は必ず外務省と海軍省に協議した上で決定することになつてゐた。

實際の経験からすると、たいていの場合に、申込みは拒絶されるものと思われた。

E-144  
一九三五年の十月と十一月に、これら指令がさらに再び繰返して發せられた。南洋航路に關する一切の問題は、すべて日本人係員だけで取扱うように、また通信は必ず日本語で書くように指令された。船室申込みの拒絶は、設備が悪いことと出帆日が不規則であることを理由とすることになつてゐた。特定の場合の許可は、海軍大臣と外務大臣廣田との所管であつた。

## 廣田内閣時代における委任統治諸島の機密の保持

廣田内閣が成立してから三カ月を経た一九三六年六月に、アメリカの國務長官は、グルーに對して、委任統治諸島における港の擴張または防禦施設に關して、重大な疑惑の念が抱かれてゐると通知した。開港場でないアラスカの諸港に日本船は出入を許されてゐることが指摘された。そして、アメリカ大使は、合衆國の驅逐艦が南洋委任統治諸島を訪問するについて、許可を求めようにとの訓令を受けた。自分の發意であるとして、グルーは廣田自身に對してその要請をした。總理大臣は、好意はもつてゐるが、その問題については、何もわからないと稱した。後になつて、グルーに對して、決定は拓務大臣と海軍大臣の所管であるということが告げられた。日本と合衆國は、一九二二年に、それぞれの委任統治諸島に寄港する際は、相互に通常の禮讓を盡すといふことを協定したにかかわらず、許可は與えられなかつた。

E-145

一九三六年七月二十八日に、前記の日本の汽船會社は、またまた、そのホノルル支店に對して、南洋航路の乗船申込みを引受けてはならないと通知した。さらに、一九三七年四月八日附と一九三九年三月十三日附の通信によつて、その後もこの制限が緩和されなかつたことが示されてゐる。

これらの事實を綜合してみると、一九三六年八月十一日の國策の決定の前にも、その後にも、委任國



としての義務に違反して、日本は南洋地域で戦争準備をしていたことがわかる。外務省と海軍省は、終始これらの成行きから注意をそらすことに意を用いた。そして、外務大臣として、また総理大臣として、廣田はこれらの努力に大いに關與していた。

## 海軍將校、南洋諸島の行政官となる

廣田内閣がまだ在任していたときの一九三七年一月二十日に、樞密院は、海軍部内における先任願をそのままにして、現役海軍將校を南洋應の行政官に任命することができるとする措置を承認した。平沼が議長であつたこの會議に、出席していた者の中には、廣田自身も海軍大臣永野もいた。非公開のこの會議で、委任統治諸島に對する日本の關心の眞の性質が明らかに述べられた。右の措置の理由として挙げられたのは、南洋群島が日本の國防上重要な地位を占めるに至つたことと、國際情勢と同群島の航路、港灣、道路、航空及び通信に關する施設にかんがみて、日本海軍の便益と軍事的事情に特別な考慮を拂わなければならぬことであつた。

E-146

## 廣田内閣における各被告の地位

一九三六年三月九日から一九三七年二月一日まで、廣田が總理大臣であつた期間は、戦争のための積極的な計畫と準備の期間であつて、この計畫と準備は陸海軍兩省で發議され、その長期計畫の遂行に他の主要な政府各省が關係するに至つたといふことはすでに明らかにされた。

その當時に、最も重要な職に就いていた者の中に、一九三六年三月二十三日に陸軍次官となつた梅津中將があつた。一九三八年五月三十日まで、廣田、林、近衛各内閣を通じて、かれはこの職に留まつていた。廣田のもとでは、かれはさらに多くの從屬的な官職を兼任していた。これらの官職は、當時の陸軍の關係していた範圍を示すものとして役に立つてあろう。かれは對滿事務局、内閣調査局及び内閣情報部の參與であつた。かれは自動車工業に關する事項の調査を任務とする委員會の一員であり、また教學刷新委員會の委員でもあつた。かれは帝國議會で陸軍省の所管事項を擔當していた。

E-147  
一九三六年八月一日に陸軍少將に任じられた木村は、整備局統制課長であつた。一九三六年五月二十日には、かれの局はすでに戦時または非常時の世論統制のための動員計畫をつくつていた。武藤中佐は、一九三六年六月十九日まで、軍務局課員であつた。そして鈴木大佐は一九三六年八月一日まで右の局に配屬されていた。

一九三六年四月二十八日に陸軍中將に任ぜられた

板垣は、一九三四年十二月十日から關東軍參謀副長となつていた。一九三六年三月二十三日から一九三七年三月一日まで、かれは關東軍の參謀長であり、さらに日滿經濟共同委員會の委員であつた。従つて、廣田の在任期間中、かれは滿洲と華北諸省における日本の軍事的と經濟的の諸準備に密接な關係をもつていた。一九三四年七月一日以來、滿洲國財政部の司長であつた星野は、一九三六年六月九日に同部の次長となつた。

嶋田海軍中將は、一九三五年十二月二日から一九三七年十二月一日まで、軍令部次長であつた。この期間中に、海軍は一九三六年八月の國策決定に寄與し、委任統治諸島の支配權を獲得し、また海軍擴張の新しい政策を樹てていた。岡大佐は一九三六年十二月一日まで軍令部の部員であり、また海軍省出仕であつた。

廣田の在任期間中、賀屋は議會で大藏省の所管事務を擔當し、また對滿事務局參與でもあつた。一九三七年二月二日、廣田内閣がかつて林内閣となつたときに、賀屋は大藏次官になつた。

## 橋本と大日本青年黨

日本の國策の基礎が決定されてから數日の後、一九三六年八月に、橋本大佐は豫備役に編入された。かれは直ちに新しい團體を設立する仕事に着手し、一九三六年の後半中に、演説やパンフレットによつて、その團體の目的を説いた。橋本は皇道と八紘一宇という二つの傳統的な教え

をかれの理論の基礎とした。世界統一の第一歩は、日本の國民自体を直接に天皇のもとに統一することにあるからだと言った。革新を達成するためには、青年の血と熱が必要である。そして、大日本青年黨の目的は、この必要を満たすことであつた。青年は新日本の骨格となり、大和民族の精神的と物質的の全力を皇道の精神に、すなわち天皇に對する忠義の精神に統一することであつた。

E-149  
ここで考察している期間には、陸軍の歴史は政府の権力への反抗の歴史であつたといふことはすでに明らかになつた。政治家や内閣の政策が陸軍の政策と衝突すると、脅迫や暗殺や叛亂によつて、かれらは除かれてしまつた。一九三六年になると、廣田を總理大臣として、陸軍は在任中の内閣に對して不動の優位を確立してしまつた。橋本はこの過程をさらに一歩進めて、唯一つの政黨だけが、すなわち陸軍の政黨だけが存在するようになる日、また陸軍の支配者がもはや民主主義的政治形態によつて煩わされなくなる日に備えようとした。全体主義の直接の目標は、皇道という理念のうちに象徴され、世界支配の究極の目標は、八紘一宇という理念のうちに象徴された。

戦争と軍の支配を支持するように日本國民の心を指導するために、すてにとられた手段を、ここで、検討してみることができよう。

學校と大學における軍事訓練の歴史  
すてに一八八六年に、日本の小學校、中等學校及

び師範學校で軍事訓練と講義が始められていた。そして、一八九六年の日清戦争の後には、正規の陸軍將校が訓練を指導した。一九一四年―一八年の戦争の後には、この問題に数年間はほとんど注意が拂われなかつた。しかし、一九二二年からは、教育振りを監督するために、陸軍省は將校を派遣した。

一九二五年とその後には、男子學生が確實に訓練を受けようとして、陸軍省と文部省は協力した。一九二五年四月二十三日には、現役陸軍將校を學校に配属することに定められた。これらの將校は、陸軍省と文部省との間の協定によつて、教員養成所やあらゆる種類の官公立の學校に、また申出があれば私立の學校にも、配属されることになつた。かれらは學校當局の監督と命令に従うことになつていた。しかし、かれら自身は依然として陸軍省に屬しており、陸軍省は學校における訓練の實情を査閲する権利を與えられていた。一年後の一九二六年九月に、陸軍省は査閲官の制度を設け、訓練の實施状況について報告させることにした。

一九二六年四月に、正式の學校教育を受けなかつた十七歳から二十一歳までの青年を收容する目的で、新しい教育組織を文部省は創設した。その課程は四カ年間であり、一般的と職業上の價値のある學科を含んでいたが、總訓練時間数の半分は特に軍事訓練に割かれていた。これらの青年學校がつくられた月に、これらの學校で行われる軍事教練の査閲について、陸軍省で規則がつくられた。

一九二七年までには、軍事訓練は全体の學校制度

にわたって強制的になつていた。そして、一九二五年から一九三〇年まで、この種の訓育に充てられた授業時間数は常に増加されていった。

大學では、軍事学科は一九二五年から義務的となつた。但し、この義務制は、初めは嚴格には實施されなかつた。實際の軍事訓練は依然として任意制であつた。しかし、講義と教練の兩方に出席した大學生は、後に三年間の強制的兵役のうち二年間を免除されたので、確實に出席するようになる強い誘因があつた。

E-151

奉天事件の起る少し前に、滿洲は日本の生命線であり、安定した経済秩序の建設は滿洲を支配することにかかつていると學生達は教えられた。滿洲で戦争が起るとともに、軍事訓練課程に對して容易に消えずに残つていた反對も、軍事教育によつて鼓吹された極端な國家主義の新しい精神に押されて、跡形もなくなつた。一九三一年から後は、軍事教官は、名目上は學校や大學の當局に從屬してゐるが、獨立と支配の程度をますます高めていつた。

滿洲の軍事行動が收まつてからは、軍事学科に充てられていた時間は、わずかばかり減少した。しかし、廣田内閣が政權を握つていた一九三六年には、あらためてまた推進された。訓練は教練、体育及び演習からなつていた。學校で使われる教科書は、日本の軍事史を扱い、學生の間に兵役に對する熱情を養成するように考案されていた。

## 検閲と宣傳流布の歴史

出版の自由は、日本では常に制限されていた。既

存の法規による検閲の実施は、警保局の任務であり、この局は内務省の支配を受けていた。あらゆる形の言論發表について、警察は検閲法規を実施した。そして、政府の政策と一致しない意見の發表の統制に、特に關心をもつていた。

E-152  
演説や公開の催し物の原稿は、すべて警察の承認を得なければならなかつた。警察が不都合なものと考える原稿は、すべて押えられた。警察の命令に従わない個人や団体は、一九二五年の治安維持法の規定によつて、すべて處罰された。さらに、極右と極左の破壊的分子を監視するために、一九二八年に始められた治安警察機関があつた。一九三一年からは、これらの「特高警察」は、時の政府の政策に反對する者と意見の公の發表とのすべてを監視した。検閲の実施は、滿洲で戦争が起る前に強化されるに至つた。その同じ期間に、政府に内面指導された宣傳が新聞を通じて讀められた。一九三〇年から始まつて、著述家や講演家や論說記者たちは、滿洲の戦争を支持するように世論を指導することに一致協力した。その年の末までには、この政策に反對する者は、すべてこれを抑壓するための措置がとられた。一九三一年から後は、陸軍は独自の非公式な検閲を行つていた。どのような著述家や出版業者でも、その仕事を陸軍が不満足であると考えた場合には、陸軍の代表者の直接訪問を受け、陸軍の不興を招いたという忠告を與えられた。このような脅迫や警告は、滿洲における戦争に関連して、その活動を述べた各種の愛國団体によつても發せられた。

E-153

滿洲戦争の後に、政府と陸軍は、大陸における日本の地位を正常化し、國內の批判を抑壓するために、組織的な運動を始めた。軍事問題を取扱う原稿は、内務省警保局の承認を受けてからでなくては、印刷することができなかつた。一九三五年から後は、新聞は完全に同省の支配のもとにあつた。

陸軍の使喚によつて、かつ戦争の勃發を豫期して、一九三六年に、廣田内閣によつて情報部が設けられた。その任務は、各省に代つて、情報の統制と宣傳の流布を調整することであつた。これによつて、世論を指導し、統一し、『日本の非常事態』を克服するために國民の決意を強化するといふ、一九三六年八月十一日の國策決定を遂行すべき便利な手段が政府に與えられた。



## 一九三六年における橋本の政策

橋本は、大日本青年黨の設立に従事すると同時に、かれのあらゆる著述や演説で、戦争を支持するよう日本に世論を指導していた。さきに五相會議が用いたよりも、もつとあからさまな言葉で、かれは南方への進出を、特にオランダ領東インドへの進出を唱道した。かれはイギリス海軍をもつて自己の計畫に對するおもな障害物であると認めたと。そして大決心が必要であると日本に警告した。かれは日本民族の優秀な素質を稱揚し、日本民族の使命は白人種による暴政と壓迫を終わらせることであると語った。その後、一九三六年に、橋本はかれの新國体の目的を書いた宣言を発表した。この文書のうちで、皇道の實現について日本を妨げようとするところの、異つた主義をもつ他の諸國を征服するため、絶對的に必要な量まで日本の軍備を強化しなければならぬとかれは述べた。さらに、再軍備の中核は、無敵空軍の實現でなければならぬと述べた。

E-154

## 一九三七年一月の政治的危機

その間に、すでに廣田の政府が危殆に瀕していた経済的と軍事的の對外進出計畫は、實否いろいろに迎えられた。そして、軍國主義者とこれに對する殘存した反對論者との間に、鬭争が起つていた。廣田内閣は、一方では、この内閣の官僚主義的傾向と軍部に對する不當な迎合とを非難する政友會の反對を招き、他方では、今や自分自身以外の見解の發表を許そうとしたい軍閥の反對を招いていたのである。

E-155

一九三七年一月二十日に、政友會の黨大會は、廣田政府の外交と行政の政策を批判する宣言を発表した。この黨は、議會制度を強化し、一切の政府施策を綿密に検討する意圖を表明した。わけでも、軍國主義者が獨善と優越感の性質をもつていることを認め、これを攻撃した。軍部が國家機能の全分野に干渉しようとする欲していると斷言し、もしこの弊害の昂進を許すならば、民意の暢達は阻止され、立憲政治は名ばかりとなり、寡頭專制をもたらずであらうと述べた。

陸軍當局はこの挑戦を直ちに取上げ、さきに橋本が使つたのにも劣らないような、途方もない言葉で聲明を出した。皇道と八紘一宇という一對の題目が陸軍當局の回答の基礎となつていた。

E-156

政黨はみづから省みるところなく、軍當局の攻撃ばかりに終始していると非難された。政黨の政策は、日本國民を島國日本に閉じこめるものである以上、國民を満足させることはできないと言われた。政黨の政策は、日本が東亞の安定力となることができないうということを意味するものである。それは庶政一新計畫の終りであるというのであつた。この聲明書は、現在の状態の議會を廢止し、また國体を明徴にし、産業を振興し、國防を充實し、國民生活を安定し、重要問題を着々と解決していくような憲法政治の形態に復歸することを勸告した。

要するに廣田のもとで陸軍のすてに達成した一切のものが、今や危うくなつていゝることを陸軍は認めないのである。

## 廣田内閣の倒壊と宇垣の組閣の失敗

二日後の一九三七年一月二十二日に、陸軍大臣寺内は、一部閣僚の見解が陸軍の見解と根本的に異つていと稱して、廣田内閣から辞任した。當時の事情の下では、就任してから、全力を盡してきた軍紀肅正、国防充實、庶政一新は、絶対に遂行できないとかれは信じたのである。

陸軍大臣の辞任の言葉は、明らかに、廣田内閣では、他のどの將官も陸軍大臣の職を受諾しないであろうということの意味していた。従つて、後任を求めるとは、直ちに断念された。一九三七年一月二十四日に、新内閣を組織すべき天皇の命令が宇垣大將に與えられたが、大將は結局においてこれを辞退しなければならぬことになつた。辞退する前に、かれはあくまで陸軍大臣を求めようと試み、そのために少くとも四日を費したが、成功しないで終つた。

多年の慣行によつて、新しい陸軍大臣の人選は、辞任した陸軍大臣、參謀總長、教育總監から成る三長官會議によつて定まることになつていた。一九三七年一月二十五日に、辞任した陸軍大臣寺内大將に對して、宇垣は後任者を推薦するよう依頼した。宇垣に對して、陸軍はあえて宇垣の組閣を阻止するものではないと寺内は言つたが、しかし、軍の維持と統制に關連して、宇垣自身の立場を再考慮するよう求めた。翌日、教育總監杉山大將が宇垣を訪問して、陸軍内の情勢を述べ、重ねて宇垣が組閣の企てを思い止まるよう努力した。その日の午後、三長官

E-157

が會合し、三名の將官の名前を申し出たが、これらの將官はすべて陸軍大臣就任を辭退した。そこで、三長官はそれ以外の有資格者である將官たちもこの地位を拒絶するであろうときめ、寺内はその旨を宇垣に通告した。これらのことは、すべて陸軍次官梅津中將から在郷軍人會に通知された。かれは説明して、宇垣大將は陸軍の信頼を得ていないので、何人も宇垣内閣の陸軍大臣として陸軍統制の重責に任じることができないと考えられると言った。

二日後になつても、宇垣はなお希望を捨てていなかった。一九三七年一月二十七日に、梅津は組閣の行きづまりを批評し、宇垣が穏やかに天皇の命令を辭するようにとの希望を表明する談話を発表した。宇垣はそうしないわけにはいなくなつて、實際にそうした。そこで、天皇の命令は林大將に與えられた。廣田内閣は一九三七年二月一日に辭職し、翌日林が就任した。

E-158  
日本の政治の諸方面に對する軍人の支配が増大してきたことに對して、一九三七年一月二十日に行つた政友會の抗議は、この恐るべき事態の推移を阻止しようとして、日本の政黨が行つたほとんど最後の眞剣な試みであつた。しかし、それはなんの役にも立たなかつた。軍部が進んで協力しなければ、内閣は存続することができず、また新しい内閣をつくることもできないといふことを軍部が證明する好機を與へたにすぎなかつた。それによつて、自己の意に適う内閣でなければ、日本の政府に協力を拒むことができるほど強力になつたと軍部が今や感じている

ことも、示されることになつた。

林内閣と第一次近衛内閣の構成

この力の試練に勝利を博した後に、陸軍は着々としてその産業計畫の歩を進めた。林が總理大臣として在任していた四月の間で、注目しなければならぬことは、陸軍が一九三六年に立てた計畫が着々として成果を収めたということだけである。廣田自身は辭職した。しかし、宇垣の危機の間、陸軍の立場を支持した梅津中將は陸軍次官として留任した。廣田内閣で、議會における大藏省所管事項を擔當していた賀屋は、こんどは大藏次官になつた。嶋田海軍中將は依然として軍令部次長であつた。

E-159

自由主義派の一部残存者は依然有力な地位に止まつていたに相違ない。なぜならば、一九三七年三月十七日に、橋本が再び政治家攻撃を始めたからである。帝國議會の中には、現状維持を支持し、軍部の政治に對する干與の非難を事としている自由主義者がいるとかれは言つた。これを指さして、國民の間には反軍思想を廣め、軍の政治革新運動を妨害するための巧妙な計略であるとかれは稱した。國防の見地からすれば、政治に干與することは軍部の義務であるとかれは言つたのである。

總理大臣林は、一九三五年七月には、すでに陸軍の人氣を失つていて、陸軍大臣として辭表を提出するほかはないと感じていた。林内閣の成立をもたらした危機から四カ月を経て、かれは職を去り、かわつて近衛公が首相になつた。この時もまた、陸軍の

計畫の發展が少しでも止つたり、變つたりすること  
はなかつた。梅津と嶋田はまたまたその職に留つた。  
廣田は再び外務大臣の地位に就いた。この地位は、  
さきにかれがみずから總理大臣になるまで、齋藤と  
岡田の兩内閣で占めていたものである。賀屋は大藏  
大臣となり、それによつて、經濟産業計畫と金融統  
制との多忙な分野で、最も高い地位に到達した。平  
沼男爵は、林と近衛の兩内閣で、引續いて樞密院議  
長であつた。

E-160

林内閣時代の華北に対する

新経済政策

林内閣は、就任してから三週間の後に、すなわち一九三七年二月二十日に、華北に対する新しい基本政策を承認した。それは一九三六年八月十一日の五相會議の決定を再確認し、補足したものであつた。華北の處理について、日本の主眼とするところは、華北を反ソビエツト緩衝國として建設すること、物資の、特に軍需産業用の物資の、供給源を確保することであるといふことが、今やけつきり述べられた。

林内閣の在任期間中に、すなわち一九三七年四月十六日に、華北に対する日本の政策が重ねて述べられた。この新しい計畫は、前のものを強調したにすぎないものであつたが、日本と中國の双方の民間資本の投資を奨励することによつて、経済的浸透を成就するといふことをけつきり述べている。この計畫によつて、鐵や石炭のよりの重要礦物資源が確實に利用できることになつていた。交通機關、電力源及びその他の工業上の施設の建設が速やかに完成されることになつていた。しかし、不必要に外國の疑惑を招かないように、嚴重に注意することになつていた。

E-161

廣田内閣と林内閣の時代の、滿洲の經濟上と産業上の開發における陸軍の役割

一九三七年一月に、關東軍は滿洲國の經濟上と産業上の開發のための五ヶ年計畫をつくつた。滿洲で戦争が起つてから、關東軍は同國の公益事業と金融

機關の支配權を着々として握りつつあつた。一九三一年から一九三六年までの五カ年間に、原料を調査したり、新たに工場をつくつたり、交通を改良したりするような事業は、純粹に軍事的な施策と並んで進められていた。一九三五年には、すでに日滿經濟共同委員會が設立されていた。同年十一月には、圓ブロックの確立によつて、兩國の通貨の統合が成就されていた。一九三六年六月十日には、滿洲國の原住民のすべての權利を日本國民に與える新しい條約が調印されていた。かれらを保護するために、特別な法律がつくられることになつていた。かれらは滿洲國の裁判管轄權に服せず、またいくらかの課税を免除されていた。

日本人の移民の數は急速に増加し、當時三十九万人を超えていた。かれらのうちの多くは、必要なきは兵隊にすることもできる者であつた。これらの新しく來た者に良い土地を與えるように、原住民は名ばかりの買入價格で所有地を奪われた。一九三六年十二月に、日本の内閣の政策に従つて、優先産業に對して簡易に資金を與えるために、滿洲國興業銀行が創立された。

これらの出來事のすべてにわたつて、日本内地の軍當局は、關東軍を通じて、支配力を及ぼしていた。一九三六年六月十日の條約の條項に基いて、日本國民に影響のあるすべての法令は、關東軍司令官の承認を必要とした。その上に、關東軍司令官は、その部下を通じて、滿洲國の内政を完全に支配した。

一九三六年三月二十三日から一九三七年三月一日



まで、板垣中將は關東軍參謀長であり、この地位に伴つて、同時に經濟共同委員會の一員であつた。かれが公言した政策は、日本が必要とする政治的と經濟的の條件を滿洲國に實現すること、兩國の軍事上の計畫と準備を統合すること、それと同時に、滿洲國自体の繁榮を促進することであつた。關東軍司令官植田大將の名において、かれは滿洲國の内政について最高の權力を行使した。

E-163  
滿洲國總務廳長の地位も、やはり、日本人が占めていた。その地位は、國內政策を決定するについて、鍵となる重要な地位であつた。すべての官吏の任命は、かれの指示によつて行われ、ただ參謀長としての板垣の承認を受けることを條件としただけであつた。その當時に、滿洲國の財政部次長として、六月の經驗をもつていた星野は、一九三六年十二月十六日に、國務院總務廳長となつた。かれは日本で經濟専門家と見られており、滿洲國の經濟開發を促進することを任務としていた。この任務を遂行するにあたつて、かれは關東軍司令官と絶えず連絡を保つていた。

## 滿洲國五カ年計畫

一九三六年と一九三七年における陸軍の計畫の直接の目的は、滿洲事變の成果を確保し、發展させることであつた。この五カ年計畫は、無計畫を開發をやめて、具體的を調和のとれた計畫を立てることを目的としていた。滿洲國の財政部やその他の部の代表者とともに、星野はこの計畫の立案に加わつた。板垣

もまたこの仕事に携わつた。最後の決定権は、關東軍司令官植田大將にあつた。一九三七年二月十七日に、滿洲國政府は公報を出し、この新計畫の實施とともに、滿洲國は劃期的な建設工作期にはいろいろとしていると發表した。

滿洲國の計畫は、軍が日本自体のためにつくつた諸計畫に非常によく似ていたから、双方を産業上と經濟上の開發に關する單一の計畫と考えることもできらる。

一九三七年五月二十九日の  
重要産業五カ年計畫

E-164

林内閣が在任していた一九三七年五月二十九日に、一九三六年八月十一日の國策の基調の決定中に定められた目標の達成に向つて、最初の重要な處置がとられた。その日に、軍は「重要産業五カ年計畫要綱」と題された文書を出した。この計畫は、だいたい一九四一年までに、計畫的に重要産業の振興をはかり、その年までに、日滿及び華北は、重要資源を自給でき、その一箇の圈を構成するように立案されていた。このようにして、日本の東アジアにおける指導的地位が確保されることになつていた。

この五カ年の間に、十三の産業が優先産業として選ばれた。兵器、航空機、自動車、工作機械、鐵鋼、液体燃料、石炭、一般機械、アルミニウム、マグネシウム、電力、鐵道車輛がそれである。これらを選んだ根拠は、これらが戦時に重要だからであつた。この一般計畫のわくの中で、陸軍は別に兵器及び飛

行機工業について計畫をつくることになつていた。既存の資本主義生産組織に對して、急激な變革は行われないが、金融と物價との統制、重要でない産業からの労働力の轉換、對外決済の統制によつて、その計畫の進捗をはかることとなつていた。五カ年の期間が終つたときに、進捗狀況を検討することになつていた。

E-165

## 大陸資源開發の決定

重要産業五カ年計畫には、擴充すべき産業として選ばれたものは、日本自身と滿洲國との双方に配置し、この目的のために、兩國は一環と見做されるというところが明示されていた。さらに、(英譯された言葉によると)「巧みに」日本は華北で率先して、その天然資源の開發に努めることになつていた。

すでに滿洲國五カ年計畫によつて、同國の資源をどのように利用することになつていくかが示されていた。兵器、航空機、自動車及び車輛生産のための軍需工業を確立することになつていた。鐵、石炭、液体燃料及び電力を含めて、基礎重要産業を開發することになつていた。軍需品として必要を農産物の生産の増強に努めることになつていた。鐵道と港湾には、この産業開發計畫に必要な施設を設けることになつていた。

この計畫全体の目的は、戦時に必要とされるかもしれない滿洲の資源を開發すること、この國の産業開發の強固な基礎を築くこと、右の開發を、日本に缺けている物資を日本に供給すると同時に、滿洲國の自給自足を確立するように秩序立てることであつた。

E-166

戦争産業と戦争資材の生産  
とに關する細目的計畫

一九三七年六月四日、近衛が林にかわつて總理大臣になつたときに、陸軍の計畫は依然として繼續され、中斷されることがなかつた。

一九三七年六月十日に、陸軍は重要産業五カ年計畫實施に關する政策大綱草案をつくつた。この大綱は、一九四一年までに、重要資源の自給自足を確立するといふ目標の達成を忠實にはかつていた。指定された十三の工業は、それぞれ別箇に考慮されていたが、ある基本原則は、各工業別の計畫に共通であつた。各工業を政府の統制と不斷の監督のもとに置くために、嚴格な措置をとることになつていた。政府の統制の實施を助ける機關として特殊法人を設立し、許可制をとることになつていた。免稅によつて、補助金によつて、さらに營業損失に對する政府の補償によつて、生産を確保することになつていた。

E-167

三週間の後に、すなわち一九三七年六月二十三日、陸軍省は「軍需物資生産五箇年計畫概要」といふ第三番目の計畫をつくつた。最初の二つの計畫は、一般的に戦争産業の擴充を取扱つていたのに反して、この第三番目のものは、右の大規模な擴充計畫における陸軍自身の役割に關するものであつた。それは、軍事的な對外進出と支配を、威力に必要な諸産業の自給自足の達成に同調させることを目的としたものであつた。たとえば兵器工業のような、ある種の産業が第一にこの計畫の中にはいつた。その他のもので、陸軍の當面の必要に縁の遠い産業、たとえば電

197

力供給のようを産業は、重要産業計畫の中に入れる方が適當であつた。さらにその他の、たとえば自動車、飛行機及び工作機械工業のようなものには、ひとしくそれぞれの計畫の中にはいつていた。しかし、この計畫の各部門は、すべて分離することのできない關係にあつた。

一九三六年の決定と一九三七年の計畫との關係

一九三七年の五月と六月に、陸軍がつくつたこれらの三つの計畫の中には、一九三六年八月十一日の國策の基準の決定の際に、五省大臣が定めた諸原則が具体化されていた。これらのどちらの場合にも、その根本目標は、アジア大陸に確固とした地歩を確立することと、軍事力によつて東アジアを支配することであつた。

一九三七年五月二十九日に出され、經濟的自給自足を達成するよう立案された重要産業計畫の目的は、『東亞指導の實力を確保する飛躍的發展』であつた。一九三七年六月十日に、陸軍が出したさらに詳細な計畫も、同じことを目的としたものであつた。『万難を排して達成』しなければならぬ日本の國運の『短期的發展に備えるため』に、一九四一年までに、自給自足を達成することになつていた。戦争資材を取扱つた第三の計畫では、それらの目標が繰返され、また詳細に述べられた。一九四一年までに、『速に軍需品製造工業を短期的擴充』することになつていたばかりでなく、『軍政的處理を統合歸一する

ことにより、日本の経済の運営を「合理的に開展」する必要があつた。平時体制から戦時体制への急速な轉換に對して、特別な注意を拂うことになつてゐた。

これらの陸軍省の計畫が作成され、發表された期間中、梅津中將は陸軍次官であつた。一九三六年三月二十三日に、すなわち、廣田が總理大臣になつてから二週間の後に、また同年の重要を五相會議の三カ月前に、かれはすでにこの職に就いてゐた。宇垣を廣田の後繼者として承認することを陸軍が拒んだときに、梅津は重要な役割を演じた。一九三八年五月三十日まで、林と近衛のもとで、かれは陸軍次官の職に留まつてゐた。

#### 計畫は陸軍のソビエト連邦

攻撃の意圖を示している

一九三七年の陸軍の計畫は、全然または主として、中國の征服を目標としたものではなかつた。辯護側の證人岡田は、これらの計畫はソビエトの五カ年計畫に對抗して作成されたものであり、また日本の國力がソビエト連邦の國力にくらべて優勢であるようにするためであつたと述べた。日本はソビエト連邦の國力と武力の飛躍的な發展に對抗する措置をとらなければならぬ立場に置かれていたとかれは述べた。

それにもかかわらず、この計畫は、岡田の述べたように、防禦的な性質のものではなかつた。重要産業に關する計畫でも、戦争資材の生産を取扱つた計

意でも、「國防力」の充實ということを目標としていた。それには、日本の軍備の完成が伴わなければならなかつた。陸軍大臣荒木が「國防」という言葉を定義したのは一九三三年六月であつたが、そのとき以來、この言葉は常に武力によつてアジア大陸に進出することを意味していた。一九三七年の諸計畫自身の中に、右の結果を達成しようとする陸軍の意圖が明確に示されていた。

しかし、ソビエト連邦を日本のアジア政策に對する避けることのできない敵であると陸軍が見ていたことは、疑いがない。モスコイ駐在の陸軍武官は、すでに一九三二年七月に、そう述べていた。參謀本部の鈴木中佐は、一九三三年四月に、それを繰返した。關東軍は一貫してこのような戦争の準備を續けていた。そして、國境の戦國で、ロシア軍に對する自分の力を試していた。「反共産主義」が華北と内蒙への日本の侵入の標語であつた。一九三六年八月十一日の國策の差遣の決定の中で、軍備擴張の程度は、ソビエト連邦が東部國境に動員できる全兵力に對して、これに對抗するのに必要を程度とする五相會議は決定した。一九三六年十月の防共協定は、このような衝突への道を進めたものであつた。

E-170  
右の三つの陸軍の計畫のうちの最後のものがつくられる前、一九三七年六月九日に、陸軍がソビエト連邦に對して戦争を開始しようとしていたことを證明する新しい證據があつた。一九三七年三月一日に、板垣の後任として關東軍の參謀長になつた東條中將は、この目標を延期する方がよいと考え、その

よりに参謀本部に意見を具申した。當時の中國の情勢とソビエツト連邦に對する作戰準備とを考慮した上で、もし日本の武力がこれを許すならば、關東軍の背後を脅かすものと日本側で考えている中國國民政府軍に對して、まず一撃を加えなければならぬとかれは確信していたのである。一カ月の後、蘆溝橋事件が起つたときに、陸軍は日本の軍事力が右の措置をとるに充分であると考えたことが明かになつた。

## 陸軍の計畫は西洋諸國

をも目標とした

しかし、陸軍の一九三七年の計畫は、ソビエツト連邦だけを目標としたものではなかつた。なぜならば、東アジアの征服を成就するにあつて、日本が西洋諸國の敵意を招くであらうといふことは、長い間認められていたからである。日本の關心は、アジア大陸だけに限られていたものでもなかつた。一九二四年と一九二五年に、すでに大川は東インド諸島の占領を主張しており、また東洋と西洋との戦争を豫言し、その戦争で日本は東洋の戦士となるであらうと言つた。一九二九年七月に、白人種を驅逐して、アジア諸國民を解放することをかれは待望していた。一九三三年三月における日本の國際連盟からの脱退は、アングロ・サクソンの支配からの解放の先駆けであるとかれは言つた。一九三三年六月に、荒木は日本國民に對して、國際連盟の指導の下に、全世界は日本がその使命を果すことに反對したと言つた。



かれは来るべき非常時について説いた。それ以來ずつと、これが評論家や企畫立案者の論題となつていた。

一九三三年九月になると、Eのよきな形式であるうと、國際協定による軍備制限には、日本の世論は甚だしく反對していた。同じ年の十二月に、齋藤内閣は、九國條約に基く日本の義務が大膽に對する日本の目標の障害となることがあつてはならないと決定した。一九三四年と一九三五年に、外務大臣廣田は、一方では、滿洲國にある西洋諸國の既得權益を次第に侵害しながら、他方では、いろいろと安心させるような言明をして、西洋諸國の忿意を和らげるという先例をつくつた。

これは一九三六年八月十一日に五相會議で採擇された方針であつた。大體から西洋列強の軍事的支配を排除すること、日本は漸進的な平和的な手段で南方に發展するが、同時にこれらの諸國との友好關係を保つていくように努めることになつていた。

E-172  
しかしながら、穩やかな回答を與えておくという政策は、西洋諸國との公然の衝突を延ばすこと以上の結果を生ずるかもしれないということは、考えられていたなかつた。合衆國に對抗して、西太平洋の領海權を確保することができると同時に、海軍軍備を強化しなければならぬと五相會議は決定した。同じ期間に、橋本は南方へ、殊にオランダ領東インドへ進出することを公然と主張した。かれはイギリス海軍がこの計畫にとつておもな障害であると認め、また無敵空軍の建設を中核とする軍備の擴張を要求し

た。

この目標は、一九三七年六月二十三日の戦争資材計畫の中で、陸軍によつて承認された。その計畫は、陸海軍航空機の数を非常に大きく増加することを定め、また一九四二年を所要の戦時能力に達する第一年と定めた。

一週間の後に、すなわち一九三七年七月一日に、橋本は別の論説を発表した。その中で、各國は空軍の擴張に狂奔していると日本國民に警告した。もう一度、ソ連邦に對して用いられるかもしれないばかりでなく、日本の軍備の根幹となるかもしれない無敵空軍の必要をかれは力説した。

E-173  
一九三七年の五月と六月の陸軍の諸計畫は、一九三六年の國策決定に類似していた。この計畫の基調は、あらゆる困難を排して、海外發展という目標を達成しなければならぬということであつた。時期の熟さをいううちに、西洋諸國を刺戟して戦争を起すつもりはなかつたが、これらの諸國が右の困難の一とほつていたことは、明らかに認められていた。このような困難が戦争に訴えなければ打開できなくなる日に備えて、陸軍の五カ年計畫の中に、時宜に適した規定を陸軍は設けていた。

その間に、條約上の制限や陸軍の大陸計畫に加わるということに煩わされないうで、海軍は孜孜として太平洋においての戦争の準備をしていった。

## 一九三七年中の海軍の準備並びに

## 委任統治諸島における準備

一九三七年には、日本の海軍力と海軍建艦数字とのあらゆる部面において、大きく急激な増加を見た。重巡洋艦三隻と新航空母艦一隻とが就役した——これは一九三二年以来最初の新造巡洋艦であり、一九三三年以来最初の新造航空母艦であつた。その年のうちに、海軍兵員数は二割五分以上増加した。今までにない大きさと火力を有する新主力艦の建造が始められた。数年の間比較的變動のなかつた重巡洋艦の総排水量は、二万五千五百トン増加した。同様に大いに増加した駆逐艦の勢力は別として、最も顯著な増加を見たのは、ロンドン海軍會議で日本代表が特に攻撃的な武器と稱した種類の艦種のものであつた。

この期間を通じて、嶋田中將が海軍軍令部次長であつた。ロンドン海軍會議が開催される数日前の一九三五年十二月二日に、岡田内閣のもとに、かれは就任したのであつた。一九三七年十一月三十日まで、廣田、林、近衛の各内閣を通じて、三人の海軍大臣のもとに、かれは引續き勤務した。この期間中に、日本は海軍軍備縮小の國際協定から脱退し、合衆國の太平洋艦隊に匹敵する海軍をつくり上げようと計畫し、急速な、しかし大規模な建艦計畫を實施し始めた。

この期間中に、また海軍は日本の南洋委任統治諸島の管轄を委ねられたが、秘密のうちに、條約義務に違反して、これらの諸島の要塞化と海軍基地とし

ての施設とに取掛つた。マリアナ諸島のサイパンにおける海軍航空基地の建設は、少くとも一九三五年以來始まつていた。一九三七年中に、十インチ砲が送られ、格納された。海軍の監督のもとに、地下燃料庫を設ける工事も始められた。一九三七年か、あるいはそれより前に、これらの工事はカロリン諸島にまで及んだ。なぜなら、この年に、バラオ諸島のペリリュイ島に滑走路が建設されつつあつたからである。そして、一千マイル東方で、トラック環礁の諸島に、軍事施設が構築されつつあつた。

海軍備砲口径の國際的制限  
に對する同意の拒絶

一九三六年一月十五日に、日本がロンドン海軍會議から脱退した後にも、西洋諸國は、海軍再軍備競争のもたらす弊害を軽減する希望を捨てなかつた。

E-175

合衆國、イギリス、フランス及びイタリアは、一九三六年三月二十五日に、新しい條約を結んだ。この條約は、近く満了する二つの條約の規定のあるものを更新し、または修正した形で殘した。新條約の規定によれば、主力艦の備砲の口径の制限は十六インチから十四インチに引下げることになつていた。但し、一九三七年四月一日より前に、非締約國との間に、この趣旨の一般的協定に達することを條件としていた。この規定を效力あるものにするのが日本の権力内にあつたにかかわらず、そうしてもらいたいという英國の要請は、林内閣の外務大臣によつて明確に拒絶された。

一九三七年六月四日、第一次近衛内閣が成立した日に、合衆國はこの制限を實施したいという眞剣な希望を表明し、日本に對して必要な約束を得たいと直接に懇請した。その當時建造中であつた合衆國の主力艦に十四インチ砲を搭載するか、十六インチ砲を搭載するかは、日本の回答によつて決せられるであろうと説明された。二週間の後、一九三七年六月十八日に、外務大臣廣田は日本の拒絶をグルー大使に傳達し、日本の代表がロンドンで表明した見解を日本は堅持するものであることを繰返した。

このようにして、陸軍が大規模な軍事的準備計畫をつくつていたちようどその數カ月の間に、戦争準備を着々と進めて行こうとする日本の意圖について、新しい證據が與えられた。これらの準備は、主として西洋諸國を目標としたものであつた。

E-176

## 陸軍の一九三七年度計畫の

## 目的に關する佐藤の演説

いままでに考慮された證據は、一九三七年度において、日本の戦争準備と日本陸軍の計畫とが目的としたものを明白に證明している。その顯著な確證は、一九四二年三月十一日に、當時の陸軍省軍務局長であつた佐藤少將が行つた演説の非常に詳細な新聞報道によつて與えられている。この演説を、かれは陸軍記念日の記念講演として行つたのである。辯護側はこれを單なる戰時宣傳であると辯じたが、その報道の正確さについては、異論がなかつた。

昭和十一年陸軍で樹てた國防政策は滿洲事變の成果を確保増進するためには、軍備と生産力の劇期的擴充の必要を痛感した。しかして、歐洲列強の軍備擴張、再軍備が昭和十六年乃至同十七年に出來上るので、その頃國際危機が來ることを予想し、昭和十七年度までには、是非共軍備と生産力の大擴充を終らねばならぬと考へ、軍備は昭和十二年度より同十七年度に至る六箇年計畫、生産力は昭和十二年度より同十六年度に至る五箇年計畫を以て大擴充することとした。

E-177

この演説には、追つて再び言及することにする。なごならば、その中で、陸軍の究極の目的がどのようにに終始一貫して考慮されていたか、またどのよう陸軍の勢力が成功を收めたかについて、佐藤は再検討しているからである。しかし、まず、經濟と産業を擴充する予定期間に、日本の政府の政策と計畫

を統合し、指導するため設けられた新しい機構を  
考察しなければならぬ。

#### 一九三七年度計畫が日本の

#### 産業擴充計畫に與えた影響

陸軍は、その一九三七年度の五カ年計畫で、他の  
すべての考慮を、「國防力」を達成するという考慮  
に從屬させた。戦争産業の急速な擴充が成就される  
ここになつていた。その擴充は、平時体制から戰時  
体制への轉換を容易にするために、最大の注意が拂  
われるように計畫され、指導されることになつてい  
た。これらの目的のためには、他方で、産業の統制  
を軍部の監督のもとに一元化することが必要であつ  
た。しかし、このような体制は、産業人の協力がな  
くは効果が無いといふことが認められた。

従つて、陸軍は、その一九三七年六月二十三日の  
軍需物資計畫で、政府と陸軍の統制に應じ得るよう  
な新しい産業階層の設定と、企業家及びその使用人  
の双方に對する好條件の維持とを結合することを目  
的とした。労働時間は延長されないことになつてい  
た。新しい機械と技術が時代遅れの生産手段によつ  
て代ることになつていた。企業家に資本または經營  
上の損失を被らせるような危険に對しては、適當な  
注意が拂われることになつていた。これらの予防策  
がさられた上、統制をある程度強化すれば、擴充と  
轉換という軍部の目標の達成を容易にすることに  
なるのであつた。

産業の統制を強化するために計畫された特定の方

E-178

策は、みな今までより大きい企業体を組織することを主眼としていた。産業の合併と企業間の合同とに對して指導が與えられ、それらに對して、一般的な統制を行う特別の機關が徐々に設立されることになつてきた。有機的な生産プロツクが結成され、相互依存的な生産者の諸集團を結合することになつてきた。小工業者の全生産能力が戦時の諸目的に利用されるように、軍事の見地から、これらの組合が組織されることになつていた。

一九三七年度の諸計畫は、産業政策上、今までこまつたく變つたことをしようとするものではなかつた。さうなのは、第一歩はすでにずっと以前に踏み出されてきたからである。一九二九年に、商工省の産業合理化特別委員會がつくられてきた。その翌年に、生産過程を單純にし、浪費を除くために、正常な措置を講ずる一つの局がつくられた。一九三一年に通過した重要産業統制法は、計畫統制經濟に向つての第一歩であつた。その効果は、大工業者の力を強くし、中小經營者を自己防衛のために團結することを余儀なくさせた。中小經營者が組合を結成するというこの傾向は、一九三一年に、そして再び一九三二年に、法律によつて奨励された。

一九三六年には、さらに徹底的な措置がとられていた。重要産業統制法の修正は、大資本産業の間に、カルテルの結成を實施させた。生産者と製造業者の間に結ばれた協定を法制化することによつて、獨占事業体の結成が奨励された。それと同時に、小製造業者の間にも、組合に對する金融上の便宜を増すこ



こによつて、同様のことが行われた。

それにもかかわらず、一九三七年度の諸計畫は一つの時期を劃するものであつた。ここに初めて、総合的で長期な規模の上に企畫が行われ、また初めて企畫の目的が軍の要求に直接に結びつけられ、従屬させられたのである。

#### 内閣企畫廳

林が總理大臣であつたときで、陸軍の五カ年計畫がつくられる直前の、一九三七年五月十四日に、内閣企畫廳が設立された。それは過去において國策事項を審議していた内閣調査局を廢し、これに代つたものであつた。その前身と同じく、企畫廳は内閣自身の一部局であり、國策事項に關する決定を容易にすることを第一の任務としていた。その職員は百五十人で、技術専門家を含んでいた。内閣の上級職員は、その參與に任命された。企畫廳の設置に關する勅令は、企畫廳は内閣總理大臣の管理のもとに屬し、重要國策とその運用に關して意見を具申すると規定した。その通常の任務は、各省間に調整が行われ、軋轢が避けられるように、總理大臣に進言することであつた。

勅令の中に擧げられている企畫廳の他の任務は、經濟と産業の擴充の期間において、企畫廳が演ずることになつていたおもな役割を示している。企畫廳は、各省大臣から内閣に提案された諸政策を審査し、それらに關して適切な意見を具申することになつてい

を統合調整する目的で、その相対的重要性を判定することになつていた。これらの事項に關する企畫廳の決定は公表されず、總理大臣に對する進言の形で提出されることになつていた。企畫廳は予算案に關する意見も具申することになつていた。

企畫院（企畫廳は一九三七年十月から企畫院となる）の運営方法は、板倉星野によつて説明された。一九四〇年七月に、かれは同院の總裁になつた。企畫院は、次の年次に對して各自の要求の概算を提出した他の各省と協力して、その計畫を樹てた。企畫院のおもな任務は、日本本土の經濟を計畫することであつたが、これには、必然的に、日本の支配下にあつた大陸の各地における、特に滿洲國における、産業の開發の知識を必要とした。それで、企畫院の計畫案の中には、滿洲國における責任ある日本官吏との協定によつて、滿洲國に對する計畫が含まれていた。企畫院の任務は、なかならず、各省がそれぞれの必要をなるべく完全に満たすようにはからうことであつた。

一九三七年六月十日、第一次近衛内閣が就任してから二三日の後に、外務大臣廣田は、企畫廳總裁の兼任を命じられた。

E-181

#### 中國の戦争が五カ年計畫 に與えた影響

林内閣の在任中に、そして陸軍の五カ年計畫が完成する前に、産業擴充の新政策を實行に移すために、重要な措置がとられた。一九三七年三月中旬に、精鋼の國內生産を増加するために、五カ年計畫が始めら

れた。

一九三七年四月に、日本の船舶「解体、建造」補充計畫の第四期が實施された。一九三二年以來、補助金制度によつて、日本は約四十八隻の快速貨物船を建造した。このために、世界中で、船齡五カ年以内の船舶のトン数の比率が日本は最も高くなつた。新計畫は、トン数と速力について指定された最低限額の標準をもつ客船と貨客船の建造に對して、補助金を與えることを規定した。補助金の率は、或る場合には、建造費の半分に達した。

E-182

一九三七年五月一日に、陸軍の滿洲における諸計畫が法制化された。その同じ日に、滿洲國の一つの法律が制定され、それによつて、戰爭準備のために最も重要と認められるものを生産する全産業について、國家に完全な統制權が與えられた。

日本自身についての計畫は、さほど捗つていなかった。一九三七年七月七日、蘆溝橋事件が起つたときに、五カ年計畫の檢討は一時延期された。その後の數カ月の間、日本政府の注意は、中國における戰爭に直接必要な諸事項に集中された。

重要産業についての計畫の概要を述べた陸軍の最初の計畫は、第一次近衛内閣に承認を求めたために提出された。この計畫案を實行に移すための陸軍の詳細な計畫の要約は、一九三七年七月十三日、戦闘が始まつてから六日の後に、企畫廳總裁廣田に届けられた。軍需品、航空機、その他の戰爭資材の生産に關する第三の計畫は、戰爭開始のわずか二週間前につくられた。

この第三の計費は、陸軍の需要を満たすには不適當であつたので、一時放棄された。そして、重要産業についての計費は、軍事的消費にあてられる物資を、できる限り最大量に生産することができるように変更された。國家非常時という刺戟のもとに、産業の擴充は、一九三七年七月から一九三八年十二月の間、計費されてきた程度以上に、だんだんに發展した。

E-185

しかし、この期間に、企畫院は管面の問題を最初に取り扱われればならなかつたが、戦争のための大規模な計費という元來の目的は、決して見失われなかつた。一九三八年の初めには、この年だけに限られた一年間の措置として、勲員計費が復活された。その年の二月に通過した國家總動員法は、戦争準備のための廣汎な措置を、あらかじめ議會に提出して、その協賛を得ることなしに、日本政府が取りうるようになった。一九三八年六月に、政府部内には、日本の財政的な困難が五カ年計費の成功を危うくするのではないかという憂慮の聲が起つた。

一九三九年一月に、企畫院は一つの新しい總括的な計費を出した。これはそれまでの十八カ月間の戦争で得た經驗に基いたものであり、かつその後にく敵年のために新目標を設定したものである。平沼内閣の承認を得たこの計費は、根本的には、陸軍省が一九三七年度の計費にあつて主張した最初の計費そのものであつた。

E-184

蘆溝橋事件は陸軍の煽動によるものであつた。蘆溝橋の事件は、華北を日本の統治下に置こうとする陸軍の策が極端に達したものである。一九三五年五月には、滿洲國の場合と同様に、軍部がさきに立つて華北を處理すべきであるとする關東軍内の分子の決意について、木戸は記していた。同年の十月に、關東軍は、中國の本土への同軍の進出を豫期して立てられた宣傳計畫を、陸軍省に送附した。翌月に、陸軍の對華北計畫の實施にあつて、岡田内閣の外務大臣として、廣田は軍と外交上で協力する方針を立てた。中國における戦争のこの段階の發端となつた戦闘は、滿洲の占領をもたらした奉天事件のように、陸軍自身の發意で企圖され、煽動され、實行されたのである。

戦闘が始まる一カ月前に、東條中將は、戦争か平和かの問題を陸軍參謀本部につきつけた。關東軍の參謀長として、中國政府の軍役に對して攻勢に出る機が熟しており、またこのような軍事行動は、ソビエツト連邦に對する戦争開始に先立つて行われなければならぬと、かれは信じていた。日本の兵力でこのような舉に出ることができるかどうかということは、參謀本部が決定すべきさらに大きな戰略上の問題であつた。

この決定は重大問題であつた。というのは、陸軍省が當時なお立案中であつた經濟的と軍事的の長期の計畫は、中國における紛糾に直ちに巻きこまれることを全然考慮に入れていなかったからである。こ

E-185

のこみ入った事態のすべての要因は、それ以前の十  
五カ月の間、陸軍次官の職にあつた梅津中將には、  
わかつていたに相違ない。最初に起つた戦闘を全面  
的攻勢という程度にまで擴大させたやり方は、参謀  
本部がすでに中國と戦争をすることにきめていたこ  
とを示すものである。

一九三七年七月七日の夜に、蘆溝橋にいた日本の  
駐屯軍は異例な演習を行い、一人の日本兵が行方不  
明になつたと稱して、その捜索を行うために、宛平  
城に入ることとを要求した。日本側の苦情についてま  
だ交渉が行われている間に、戦闘が勃發した。もし  
て、一九三七年七月八日の午後、日本側は同城の  
降伏を要求する最後通牒を發した。それに續いて起  
つた戦闘で、日本軍は相富の死傷者を出した。一九  
三七年七月十日に、日本司令官の提案に基いて、停戦  
が協定された。

この事件はそれで終結したと見て差支なかつた。  
しかし、それは日本側の意向ではなかつた。最初の  
衝突が起つてから二十四時間内に、關東軍の大部隊  
が戦闘の行われた現場に集中し始めた。増援部隊が  
華北に到着すると、中國軍の撤収を求め、新しい要  
求が出された。一九三七年七月十三日に、参謀本部  
は、もし中國軍が華北に派遣されるならば、事態に  
對應するために、斷固とした行動をとると決意した。  
日本側の新しい要求が履行されなかつたので、翌日  
蘆溝橋で再び戦闘が始められた。

E-186

第一次近衛内閣、陸軍の対中國戦争方針  
を採用

中國との戦争は、陸軍が攻撃の時機と場所を選んだのではあつたが、日本の國策の結果として豫知されていたものであつた。一九三六年二月、林が總理大臣であつたときに、華北をソビエトに對する緩衝國として設定し、またそれを日滿經濟ブロックに包含することが決定されていた。こうして、蘆溝橋における最初の攻撃があつてから數カ月のうちに、一九三六年八月十一日に五相會議で承認された言葉をかりて言えば、『アジア大陸における確固たる地歩』を獲得し、また『東亞の安定勢力となる』ために、政府と陸軍は協力したのである。

E-187

戦鬪の第一報を受けたときに、内閣は問題の現地解決をはかることに決意したが、同地域に對して、さらに軍隊を出動させる命令は取消さなかつた。二日後の一九三七年七月十一日に、廣田と賀屋が閣僚であつた内閣は、すでに引き起されていた事態を再検討した。その後で、日本政府は華北の治安の維持を切望するものではあるが、同地に派兵するため、一切の必要な措置をとることに決したという趣旨の聲明を發した。日本内地における動員は中止されたが、關東軍の諸部隊はその進撃を續けることを許された。同時に、華北に新しい外交官と領事官を派遣する措置がとられた。これらの人々は、再び外務大臣廣田の監督の下にはいつていたのである。この紛争を交渉に委ねることを提案した中國の新しい努力

と、アメリカの斡旋の申出とは、ともに戦闘の再開に續いてなされたのであるが、いずれも願みられなかつた。直接交渉が續いて行われていたにもかかわらず、一九三七年七月十七日以後に、日本内地における陸軍動員の準備は絶え間なく進行し、また政府の明確な承認を得た。

一九三七年七月二十六日に、日本の新しい最後通牒は、北京における戦闘を引き起した。そして、その翌日に、總理大臣近衛は、アジアに『新秩序』を建設するといふ、かれの内閣の決意を議會で表明した。滿洲占領の前に政府の代辯者等が主張したと同じように、日本は中國に領土を欲するものではないとかれは主張した。大東亞共榮圏の提唱者の言葉通りに、日本の求めているものはただ協力と相互援助——東亞の文化と繁榮に對する中國からの貢獻——

だけであるとかれはいつた。これに加えて、いつそう意味深く、中國との懸案を局部的に解決するだけでは充分でないと考ると述べた。日本はさらに一歩進め、中國と日本との關係の基本的解決を得なければならぬと斷言した。

これによつて、内閣は參謀本部と同じ結論に到達したことと、日本は中國の征服という決意を諷えさないことが、今や明らかになつた。

E-188

## 戦争準備と中國征服との關係

ここで注意すべき重要なことは、この決定は、單に基本國策をさらに推進したのではなく、前年の決定になかつたことを追加したものだといふことで



ある。廣田を首班とした五相會議は、日本は万難を排してアジア大陸に進出すると決定していた。この進出が進むにつれて、西洋諸國を敵にまわし、またソビエト連邦との戦争をほとんど避けがたいものにしてしまうことをかれらは認識していた。海外進出論者の計畫のもたらす結果に日本が對應するには、數カ年にわたる國家的規模の動員を行うほかないことをかれらは認めていた。しかし、この準備計畫のどの段階において、中國領土に對する新たな大規模の進攻を行うのが最も都合がよいかは、きめていなかった。

東條は、中國の占領は、來るべきソビエト連邦との力の試練に附隨する小さい問題にすぎないと見ていた。その後の出來事から見ると、日本の内閣もまた中國の抗戦力を過小評價していたことがわかる。一九三七年九月になつても、外務大臣廣田は、國民政府軍に對する迅速な屠戮の一撃というようなことをまだ口にしていた。さらに、華北全境は、戦争を遂行するための經濟的と産業的の開發の計畫に含まれていた。従つて、國家總動員そのものを成功させるために必要であつた。

近衛の政府がなした決定の中心點は、あまり早く國際的敵意を強める危険よりは、すでに列擧された利益の方が重要だということであつた。中國におけるこの戦闘の發生した事情そのものによつて、中國の征服は、より大きな國争に對する準備計畫に附隨するものと見られていたことがわかる。

## 中國における戦闘と皇道及び八紘一字の

## 原理との關係

これは、後年において、日本の一流の政治評論家  
がとつた見解であつて、かれらは、アジア大陸にお  
ける進展を、その前に行われた『新秩序』の計畫に、  
また皇道と八紘一字の原理に結びつけた。

白鳥は、一九四〇年十二月に出版された本の中で、  
八紘一字という古典的な言葉は、東亞新秩序の建設  
を究極の目的とするところの、この運動の國家的標  
語として採用されたと述べた。滿洲における衝突も、  
中國における衝突も、『皇道』の精神を表わしたも  
のであり、また民主主義的觀念に反対したものであつ  
た。ドイツと西ヨーロッパ諸國との戦争も、本質的に  
は同様な衝突から起つたものであるといえるであろ  
うとかれはつけ加えた。

E-190

松岡洋右は、一九四一年外務大臣であつたときに、  
自國の發展に關して同様なことをいつた。近衛とそ  
他の政治家が絶えず否定したと同様に、日本が新  
しい領土の獲得や他國の搾取を望んでいたというこ  
とをかれは否定した。滿洲事變は日本精神の發揚で  
あり、ある意味において、アメリカとヨーロッパ諸國が  
日本の平和的な發展を抑壓したために起つたもので  
あるとかれは述べた。

かれは聽衆に對して、日本の外交は八紘一字の大  
精神を全世界に宣揚する重大な役割を演じなければ  
ならないと話した。その國策を實施するにあつて  
は、日本は神國であり、神意に従つて進まなければ

ならないという點に留意する必要がある。これが『支那事變』の理由であつて、物質的な欲望ではないと述べたのである。

白鳥と同じ月に、新しい著書を公けにした橋本は、一層あからさまであつた。かれは『支那事變』を『世界新秩序』建設の緒戦と呼ぶことができてゐる。ろうと述べ、この新秩序達成のためには、イギリスやアメリカとの妥協を許さないと述べた。かれは中日戦争を『國体の飛躍的顯現である』と形容した。それから、一九三六年八月に力説したと同様に、一九四〇年十二月にも、世界征覇の、すなわち八紘一宇の目標の達成を可能にする皇道の原理に、國の總力を集中しなければならぬとかれは力説した。ヨーロッパ戦争の難局を轉じて、日本によつて世界を『世界新秩序』に導く絶好の機會としなければならぬとかれは述べた。

E-191

## 蘆溝橋事件後における廣田の外交政策

一九三七年の後半期に、中國における戦争は次第に規模も大きくなり、激しさも増した。中國への進出と同時に、日本の行動の合法性を全世界に納得させようとする宣傳工作を行うという關東軍の計畫に従つて、外交政策に關する各種の聲明がなされた。外務次官堀内は、一九三七年九月一日に、ラジオ放送を行い、その中で、日本は中國の領土を獲得する意思がまつたくなく、單に兩國の間に眞の協力をもたらす状態を實現することを希望していると述べた。

四日後の一九三七年九月五日に、外務大臣廣田は議會において外交政策を述べた。あつて、同じ趣旨のことを敷衍した。日本政府の基本的國策は、日本、中國、滿洲の共存共榮のために、三國の間の關係を安定させるにあるとかれは述べた。中國は日本の眞意を無視して大軍を動員したのであつて、これに對して、日本は軍事行動によつて對應するほかはないと述べた。自衛のために、また正義のために、日本は中國に對して決定的な一撃を加えることに決意したのであり、それによつて、中國の過ちを反省させ、また中國軍の戦意を失わせようとするものであると述べた。

E-192

しかし、一カ月後の一九三七年十月六日に、國際連盟は、日本の中國に對する軍事行動は、この衝突を引き起した事件とはまつたく均衡のとれないものであり、またそれは現存の條約による權利に基いて

も、自衛権に基いても、正當化することができないと決定した。

この間に、廣田は國策決定の中に定められた原則を續けていた。その原則というのは、西洋諸國との友好關係を維持しようとする試みながらも、アジア大陸における進出の計畫に對するいかなる妨害も日本は許さないというものであつた。一九三七年七月二十九日に、すなわち、近衛がその内閣の對中國政策を明らかにした二日後に、予算委員會で、廣田は中國との紛争に對して第三國の干渉を予期してはいないと述べた。この委員會に對して、もしそのような申出が第三國からあつた場合には、これに對して、政府は躊躇なく、きつぱりと拒絶するとかれは保證した。一九三七年八月十日に、グルー大使は、合衆國の新しい幹旋の申入れを廣田に傳達した。このときになつて初めて、一九三七年七月十六日のハル國務長官の最初の聲明に對して、廣田は回答をしたのであつた。一九三七年八月十三日にハルに傳達されたこの回答文で、日本内閣は、ハルが言明した世界平和維持に關する原則には賛意を表するが、これらの原則の目的は極東においては、その地域の特殊な事情に考慮を拂うことによつて初めて達成されると信ずると述べた。

E-195

中國における事態を調査していた國際連盟諮問委員會の事業に参加するようにとの招請に對して、一九三七年九月二十五日に、廣田は同じような言葉で回答をした。日本内閣は、中國と日本との懸案を公正に實際的に解決することは、兩國自身によつてのみ

見出すことができると確信していると廣田は述べた。  
一九三七年十月六日の連盟總會の決議は、中國に  
おける日本の行動がもたらした國際的忿蕩の程度を  
示した。その際に、各連盟國は、中國の立場を弱く  
するようなどのような行動をもとることを差控える  
ことと、この國に對して積極的な援助を與えるのに、  
どのような措置を講じたらよいかを考慮することと  
が決議された。

さらに、一九二二年の九國條約の規定に従つて、  
中國に發生した困難な事態を検討するため、その  
條約の締約國の會議を開くことも同意された。アメ  
リカ合衆國は、これらの認定や決議に對する全般的  
同意を表明した。

ブラッセル會議並びに戰爭準備態勢の一部とし  
ての條約義務の違反

E-194  
一九三七年十月中に、廣田、賀屋及び木戸が關係  
となつていた内閣は、ブラッセルで開かれることに  
なつていた九國會議に参加するようにとの招請を拒  
絶した。内閣は、この決定を傳達するにあつて、  
中國における日本の行動は防禦的性質のものである  
と主張し、連盟總會の非友好的な認定と決議に對す  
る多大の遺憾の意を表明した。内閣の見解によれば、  
紛争の解決は、日本との協力が必要であることを中  
國が認識することにあるのであつて、この必要を充  
分に理解することによつて、初めて他の諸國は極東  
の安定に有效な貢獻をなし得るといふのであつた。  
中國においてとつた行動に關して、日本がどのよ

うな辯明をしようとも、事態を率直に論議すること  
を拒否したのは、九國條約締約國としての義務に反  
するものであつた。しかし、これは日本の従來の聲  
明とまったく一致するものであつた。というのには、  
條約義務の違反と否認は、それ以前から、戦争準備  
の一設計畫の一部になつていたからである。

一九三三年における日本の連盟脱退は、このよう  
な不利な認定によつて促進されたものであつた。  
その際には、滿洲事變に關してであつた。連盟に對して、  
脱退の意圖を通告するにあつた。日本は連盟が極  
東の専態の現實を把握することができず、それによ  
つて東アジアの安定を害していると非難した。日本  
の スポークスマンは、「現實に平和を確保するよ  
りは、適用不能なる方式の尊重をもつて一層重要な  
りとした」構成員が大多数を占めている團體に對し  
ては、日本はもう協力することができないと述べた  
のである。

E-195

その年の間に、齋藤内閣の海軍大臣は、海軍軍備  
制限條約に對する日本の態度を説明することを求め  
られた。その説明をするにあつて、かれは現在のの  
比率に對する日本の不満を強調し、もし國際情勢に  
變化が起つた場合には、「ある國家が、曾て調印し  
た條約で永久に満足していなければならぬという  
理由は全然ない。ひたすら人類の福祉を願慮すれば  
こそ、われわれはロンドン海軍條約に調印したので  
あつて、無條件に調印したわけではない。ワシント  
ン條約について言えば、これは十二年前に調印され  
たものであつて、われわれの考えるところでは、國

際情勢がその間にまったく變化しているから、もはやわが帝國の安全を保障するに適切なものではないと述べた。

一九三四年に、ロンドンで海軍軍縮會議の予備會議が開かれたときに、岡田内閣は國內の世論の指導に關する聲明を發した。それには、「公正なる主張も國際會議に於ては必ずしも常に容認せらるるものにあらざることには、既に滿洲問題に關連し國際連盟を脱退せる帝國の經驗せる處なり」と述べてあつた。たとい協定が不成立に終つても、日本は何も恐れることはないといつて加えてあつた。その翌年の一九三五年に、日本の『正當なる主張』が否認されたので、日本は國際協約によつて軍備を制限する方式を放棄するに至つた。條約が満了した後の最初の年である一九三七年に、日本の海軍戰爭準備計畫は明確な形をとつた。

E-196  
一九三四年十二月中に、ジョン・サイモン卿は、軍縮予備會議における日本代表松平に對して、九國條約の締約國として、イギリスは中國に關して權利と義務をもつてゐることを指適し、この國の獨立に關する日本の政策はこの後どうなるかといふことを尋ねた。満足な、または明確な回答は得られなかつた。しかし、一九三六年の國策決定と一九三七年の陸軍の五カ年計畫とによつて、その立場が明らかになされた。日本は大陸にその確固とした地位を獲得し、華北の資源を「巧みに」利用することになつていた。中國における戰爭は、この政策の結果であつた。



## 蘆溝橋事件後の満洲国における産業計畫

一九三七年の後半に、日本の國策と計畫の多くの面が満洲に關する各種の措置の中に示された。この國の資源を開發し、重工業の建設を促進する手段がとられた。これらの手段は、概ね陸軍の五カ年計畫の線に沿つたものであり、政府の統制に應ずる、より大きな産業單位をつくることを含んでいた。

この政策は、これまた、九國條約の規定に基く西洋諸國の權利に對するいつそのの侵害を惹き起した。日本は満洲國産業の發展を完全に支配していたが、この兩國は互いに完全に獨立しているという擬制に對して、まだある程度の敬意が拂われていた。この仕組によつて、西洋諸國が抗議した條約義務の不履行に對する責任を日本は否認し得るからであつた。

一九三七年八月三日に、兩國の政府は、兩國合辦の株式會社を設立する協定を結んだ。その目的は、満洲國に對する日本人の移民を助成し、この國の國土を開發することにあつた。一九三七年十月二十二日に、すなわち外務大臣廣田が企畫院總裁の兼職を解かれる三日前に、満洲國の新しい産業上の措置を検討するため、内閣は閣議を開いた。關係の中には、大藏大臣賀屋と文部大臣木戸がいた。日本の内外の情勢は特に重工業の急速な擴張を要求していること、この成果を満洲國において得るためには、新しい産業統制の手段を必要とするということについて、内閣は意見が一致した。その際に、兩國の政府は協力して満洲に重工業を確立し、發達させる新國

E-198

策會社を創立することを決定した。代用品を原料として使用することに對して、特別の注意を拂うことになつていた。滿洲國政府は所要資本の半額を支辨し、額額は個人によつて拂込まれることになつていた。この新しい企業は、これに最も適任の日本の民間人に委ねられ、この新事業の生産品は、日本において外國製品でないものとして取扱われることになつていた。

滿洲國それ自身においては、財政部次長と國務院總務廳長を歴任した星野が、一九三七年七月一日に、同院の總務長官になつた。滿洲國の總務長官として、すべての産業がかれの支配下に置かれ、また日滿經濟共同委員會の滿洲國側の委員としてのかれの一票は、日本がすべての決定を可決させることを可能にした一票であつた。これらの大きな権力を用いて、星野は日本人にあらゆる産業を管理させ、滿洲の人民を企業から除外した。

一九三七年十二月一日に、その前の月になされた協定に基いて、日本は滿洲國における治外法權を返還した。この措置は一九三六年六月十日の日本と滿洲國の間の條約においてすでに考えられていたものであるが、日本の支配下にあつた滿洲國政府によつて、同國における一切の外國商社をその管轄下に置くことを主張するための手段として用いられた。この行爲は九國條約の「門戶開放」に關する規定によつて獲得された權利を侵害するものであつて、この行爲に關して、直ちに合衆國から日本に對して抗議がなされた。

E-199

## 蘆溝橋事件後における戦争産業の擴充

一九三七年十月二十五日に、企劃廳が改組された。それから後は、廣田の總裁としての職務は廢止され、かれはすべての注意を自由に外交問題の處理に注ぐことができた。しかし、中國で戦争が発生した直後から、この日までの間に、日本自身の内部で各種戦争産業の擴充を促進し、日本の經濟を戦時の要求に役立つものにするために、いろいろな措置がとられた。中國における戦争がそれらの措置をとることを促し、またそれらの相對的優先度を決定したことは疑いを容れないが、これらの措置は、さきに陸軍が計畫した長期にわたる性格をもつものであつた。

油と石油の供給を確保することは、何よりも緊急を必要事であつた。なぜならば、自國だけでは、日本は平時の一般需要量の一割しか供給できなかつたからである。油と油製品の貯藏量を漸次増加させることによつて、中國における短期戦のような勃發事件のためには、すでに相當の貯えができていた。しかしすでに一九三七年の計畫において、自給自足のために、陸軍は、政府の助成金によつて人造石油工業を興すことを決定していた。人造石油の生産を促進するため、新しい國策諸會社が設立されることになつていた。

E-200

一九三七年八月に、すなわち、中國で再び敵對行為が始められた翌月に、これらの長期計畫を實行に移すための法律が通過した。石炭を原料として、人造石油の生産を増進することが決定された。この産

業の擴充とそれに對する金融のため、政府の指導統制のもとに、新しい國策諸會社が設立された。また認可、免税、政府助成金の制度のための規定が設けられた。

日本は國內産の鐵の供給量も乏しかった。従つて、鐵鋼業が不充分であつた。一九三三年から、この産業は政府の統制下に置かれ、一九三七年前の十年間に、國內生産額は三倍になつていたが、林内閣の在任中の一九三七年三月に、生産額増大を目標とする新計畫が立てられた。一九三七年八月十二日に、陸軍の鐵鋼業計畫を實行に移す新しい法律が通過し、國內生産額を五カ年以内に二倍にすることが企てられた。鐵鋼とその他の戰略物資の生産を奨励するため、巨額の補助金が支拂われた。次第に大きくなつてきた造船業になくはならない部品を製造する實業家は、特別の奨勵を受けた。

陸軍は、一九三七年六月十日の詳細を計畫で、さらに、政府がすべての鐵道、港灣、道路の完備に努力しなければならぬといふことも定めていた。一九三七年十月一日に、日本國內の全運輸施設を擴充し、統制するものとして、巨額の資本を擁する新しい國策會社を設立するための法律が通過した。

しかし、中日戦争のこの段階においてさえ、長期にわたる産業上の準備は、戦争努力に最も肝要な特定産業と施設に對する措置だけに限られなかつた。滿洲國の場合と同じように、日本自身においても、政府の統制がもつと容易に行われるように、重工業をより大きな單位に編成する陸軍の計畫が實行に移

された。一九三七年八月に通過した重要産業統制法は、産業群ごとに新しい適合を、すなわちカルテルを結成することを奨励し、このカルテルには炭坑な自治力が與えられた。

#### 統制經濟の確立

陸軍はその一九三七年六月十日附の詳細な予定計畫においてすでにこれらのことを計畫していたが、これらのことは、炭坑を貿易と金融の統制措置を必要とする計畫的統制的經濟と相俟つて達成しなければならぬことも予見していた。この目的を達成するために必要な措置は、詳細に定められていた。それは次のような言葉で結んであつた。「本計畫の成否如何は、一に懸つて帝國政府の一貫せる不動の國策的指導に在ること言を俟たず。政府は國力増強の見地より、各種産業に對し凡ゆる政策手段を以て之を支援するを要すべく、特に政府の財政的助成手段は最も肝要なり」と。戦争産業に必要な政府援助の推定額は、一九三七年の殘余の數カ月間には五千七百萬圓であつたものが、一九四一年には三億三千八百萬圓に上つた。従つて、戦争の經濟的と産業的の諸準備の成否に對する責任は、大部分大藏大臣賀屋の肩にかかつていた。

産業上の立法を最も多く生み出した月である一九三七年八月に、外貨獲得の手段として、金の生産を奨励するため、特別の措置が可決され、政府は國內にある一切の金の處分を統制する權能を得た。同じ月に、輸入許可の最初の措置がとられた。そ

の翌月には、貿易戻調整のために、さらに廣汎を措置が可決された。この一九三七年九月の法律は、臨時の便法として可決されたが、遂に廢止されることがかつた。この法律によつて、輸入品の選擇、分配及び利用について、政府は完全な統制権をもつこととなつた。これらの權能は、各重要産業ごとに設けられたところの、政府の統制下にある輸出入組合の手を通じて、企畫院が行使した。

この種の制限的立法は、まづたく新しいものといふわけではなかつた。なぜならば、日本の輸出が輸入を償うに充分であつたことは殆んどなかつたからであり、しかもその經濟生活と工業國としての地位については、日本は輸入に依存していたからである。日本の工業化計畫が次第に推進されたことと、滿洲事變のときから外國の對日クレジットが事實上なくなつたことによつて、貿易と金融を統制する措置が相次いでとられるようになった。外國爲替の管理に關する諸法律は、一九三二年と一九三三年に可決された。一九三三年三月に通過した外國爲替管理法は、一切の外國爲替取引を管理し、規制する廣汎な權能を内閣に與えた。

しかし、これらの權能は、一九三七年一月になつて初めて全面的に發動され、そのときから一カ月三万圓をこえる金額の一切の爲替取引は、政府の許可を必要とすることになつた。一九三七年十二月になると、事態が非常に惡化していたので、許可免除額は一カ月百圓となつた。

一九三七年九月十日の臨時資金調整法に基いて、

日本の金融に對する全面的な権限が日本銀行に集中され、さらに大藏大臣賀屋の、すべてに優先する自由裁量に従わなければならぬことになつた。

蘆溝橋事件後の、ソビエツト連邦に對する陸軍の準備

一九三七年に實施された徹底的な金融統制は、戦争産業の發展を奨励するために、同年中に支拂われた巨額の補助金によつて引き起されたところも多少はあつたが、これらの補助金は、陸海軍の豫算によつて國庫におしつけられた要求に比較すれば、少額なものであつた。平常は、兩省の豫算は一般會計と特別會計とから成り立つていた。しかし、一九三七年には、中國における戦争から直接生ずる經費を賄うために、第三の會計が設けられた。この「臨時軍事費」は、初めは中國における緊急事態によつて生じた臨時措置であつたが、いつまでも打切られなかつた。陸軍だけの總經費は、一九三六年の五億圓強から、一九三七年の約二十七億五千圓まで増加した。

E-204

この巨額の經費は、日本の軍事力の歴大な増強を可能にした。國際連盟の諮問委員會は、一九三七年十月六日の報告書の中で、日本はその行動を強化することを止めず、兵力をますます増加し、ますます強力な武器を用いていと認定した。陸軍の常備兵力は、一九三七年一月一日の四十五萬人から、一九三八年一月一日の九十五萬人に増大した。華北で敵對行爲を起していた陸軍は、いくぶんかは東條中將の勸告に基いて、これらの行爲を來るべ

2/2

きソビエト連邦との開争の序幕戦であるとまだ考  
えていた。中国において戦闘が激しく行われていた  
ときに、關東軍參謀長として、東條はソビエト連  
邦攻撃に備えて別の諸計畫をつくつた。一九三七年  
十二月に、これらの計畫を陸軍次官梅津中將に送達  
した。その翌月に、東條は梅津に關東軍兵力を増強  
する規則を制定してどうかと提案し、その制定を  
實現した。一九三八年一月二十四日に、當時の關東  
軍司令官植田大將は、「緊迫せる對ソ戦」の準備に  
華北が寄與すべきことを陸軍大臣杉山に進言した。

E-205

## 中日戦争が陸軍の全體的動員

## 計畫を日本に採用させた

一九三七年の純粹な軍事の準備よりも、さらに重  
要なことは、日本國民の總力を戦争のために動員し  
ようとする、いつそう廣汎な企圖の實現を、どの程  
度まで、陸軍が達成していたかということである。  
中国において、あえて再び戦争を始めることにした  
ので、陸軍は新しい仕事を引受けてしまったのであ  
るが、それがどれほど大きなものであるかを陸軍は  
充分理解していなかつた。これによつて、日本國民  
のために立てた長期計畫が圓滑に發展することを陸  
軍は妨げた。しかし、他方で、戦争開始後の最初の  
六カ月の間に、平時には到底求められないうほど、易  
々諾々として、政府と國民が陸軍の主要計畫を採用  
したことを陸軍は知つた。

計畫され、組織化された戦争經濟を確保するため  
の基本的な措置は、滿洲國においても、日本自身に



においても、すでにとられていた。海軍でさえも、その軍備は着々と強化しつつあったが、陸軍の一切を網羅する目的の遂行について、積極的な役割を演ずるようになされていた。

一九三七年八月、陸軍が上海を攻撃したときに、内閣の命令によつて現地に派遣された約三十隻の艦艇から成る海軍力がこれを援助した。その後、同じ月に、補給物資が中國軍の手にはいることを阻止するため、海軍は中國沿岸の封鎖を宣言した。

E-206  
一九三七年十二月、中國の領土を『共榮圈』内に入れるために、新しい措置がとられた。この月に、日本側は北京に新しい臨時の中國の政府を樹立した。

これについて公表された目的の一つは、この政府が統治する地域の産業を開発することであつた。新政権を支持する目的でつくられた宣傳機關は、華北にある日本軍の統制下に置かれた。關東軍は、ソビエツト連邦との戦争に對する關東軍の準備のために、この隷屬地域が貢献するであろうと期待した。

#### 蘆溝橋事件後の國家的戦争

##### 準備に關する佐藤の演説

佐藤少將は、一九四二年三月、陸軍軍務局長であつたときに、以上に述べてきた事態の發展を廣く調査する機会をもつた。さきに言及しておいた演説で、すでに他の證據によつて立證されている結論を彼は確證した。

中國における戦争を再び起させた蘆溝橋事件は、生産力擴充五カ年計畫の第一年度中に發生したと佐

E-207

藤は指摘した。かれは次のように述べた。「私共の最も憂へたことは、事變のために軍備擴張と産業五カ年計畫が崩れはせぬかということであつた。そこで、當時における私共の心構へは、支那事變をして断じて、我が國の消耗戦に終らしめざることであつた。これがため、大體において豫算でいへば四割を支那事變に、六割を軍備擴充に使ひ、鐵その他の重要資材からいへば、陸軍に配當せられたものの二割を支那事變に、八割を軍備擴充に使つて來た。その結果、航空、機械化部隊等は大幅擴張を見、全陸軍の戦力は支那事變前の三倍以上に擴充されたのである。海軍は支那事變に消耗すること極めて少く、一意整備擴充せられたと思う。勿論軍需産業の生産力は大體からいへば七、八倍擴充された。

これは、ある程度の權威をもつて、佐藤が語ることのできる問題であつた。なぜならば、一九三七年六月二十四日から一九三八年七月二十九日まで、かれは初めは企監廳の調査官であり、次いで企監院の事務官であつたからである。同じ期間に、支那事變總動員業務委員會の特別委員及び陸軍省軍務局の課員として働いた。一九三八年十二月に、かれは中央部職員の仕事を解かれた。一九四一年三月に、帝國議會陸軍省所管事務政府委員、興亞院連絡委員會幹事、對滿事務局事務官のような要職についた。右の演説を行つた當時も、かれはなおこれらの職務に就いていたのである。

E-208

## 内閣参議、大本營及び臨時軍事費

上述の期間において、内閣に及ぼす陸軍の勢力を増大し、その長期計画を実施するための措置がとられた。「支那事變」によつて生じた事柄に練達堪能な者を内閣の籌畫に參與させるために、臨時的處置として、一九三七年十月十五日に、内閣参議が設けられた。それぞれ國務大臣の待遇を受けていた十二名の参議は、戦争のための國家動員の三つの主要な分野を代表することになつていた。實業家が軍人及び政治家とともに内閣の審議に參與し、進言することになつていた。松岡と荒木大將は、この参議制度が設けられたその日に、内閣参議に任命された。

日本が中國との戦争に深入りするにつれ、近衛内閣の關係は、大本營の設置を討議し始めた。この機關は戦時または重大な事變の時だけに設置されるものであつた。當時中國で行われていたところの、宣戦を布告しない、また戦争と認められていない戦争は、大本營の設置を正當とするかどうかについて、多少の論議があつた。一九三七年十一月三日に、陸軍大臣杉山と文部大臣木戸は、當時の時局の收拾について話し合つた。一九三七年十一月十九日に、内閣はこの問題を審議した。廣田、賀屋及び木戸は當時この内閣の關係であつた。その翌日、大本營が設置された。

これは陸軍省、海軍省、参謀本部及び軍令部からなる合同機關であつた。陸軍部は参謀本部で、海軍

部は軍令部で別々に會合した。しかし、一週一度か二度は、官中で全体會議が開かれた。この全体會議は作戰用兵の問題に關したものであつた。行政上の政策の問題は、内閣が内閣參議の助言を得て決定する事項であつたが、作戰の指導は大本營が擔當した。これは機密の保持をせひとも必要とし、内閣が關與することのできない分野であつた。大本營は天皇だけに對して責任を負い、その部員は、大本營の一員としての資格においては、陸海軍大臣の直轄のもとはなく、それぞれ參謀總長と軍令部總長の直轄のもとにあつた。

E-210

それから後の數年間に起つた諸事件で、大本營が演じた役割の重要さを示す證據はほとんどない。大本營は連絡統合のよく行われなかつた機構であつて、とかくその構成部分であつた陸軍部と海軍部にわかれがちであつた。しかし、この大本營の設置といふことそれ自身によつて、軍部は時の内閣の承諾もなしに、また時には内閣の知りもしないうちに、重要な軍事事項を決定する權力を得た。

しかし、それよりさらに重要であつたことは、臨時軍事費を設けることに成功したことによつて、軍が獲得した日本の財政に對する權力であつた。この軍事費からの支出は、陸軍大臣、海軍大臣または大藏大臣の許可に基いて行つて差支えなかつた。これから後の何年もにわたつて、このような支出は單に賀屋とその後任者の許可に基いてだけでなく、陸軍大臣の板垣、畑及び東條と海軍大臣の嶋田との許可に基いて行われた。

## 蘆溝橋事件後における宣傳の統制と検閲の實施

五相會議が一九三六年八月十一日の國策決定で認められたように、かれらの計畫は、究極においては、日本の「天命」を成就させようとする國民の覺悟にかかつていた。そのときに、國內政策は國策としての對外進出政策に役立つようにしなければならぬこと、従つて、「國內輿論を指導統一し、非常時局打開に關する國民の覺悟を鞏固ならしむ」る措置を講ずることをかれらは決定した。この決定が行われる前、<sup>E-211</sup>一九三六年五月二十日に、陸軍は動員計畫を出した。それには、開戦の際に、世論を指導統制するために必要な手段が詳細に述べられていた。各省は日本國內各地に独自の情報宣傳機關を設けることになつていた。この年に、政府各廳による宣傳の實施を統轄協調するために、情報部が設置された。

蘆溝橋事件が起つてから二カ月後の一九三七年九月に、この情報部は内閣直屬の機關として機構の改革が行われた。一九三七年九月二十五日に、陸軍次官梅津中將がこの新しい内閣情報部の一員に任命された。新しい情報部の任務は、情報宣傳に關する陸軍の動員計畫を實施することにあつた。

戦争勃發の結果として、直ちに起つたことは、當時すでに行われていた検閲の實施が一層厳しくなつたことであつた。日本政府の政策を批判するすべての者を監視していた特別高等警察は、もはや中國における戦争に反對を唱えることを許さなくなつた。

E-212

このような批判を抑圧することが内務省のおもな仕事の一つとなつた。同省の管轄下にあつた正規の警察は、その政策が実施されるように注意した。内閣の政策について公然と批評がましいことを言つた者は逮捕され、訊問された。政策に反対したと認められた者は検挙され、投獄された。

世論の統制は學校や大學で最もよく例證された。教授や學校の教員は、内閣の政策の宣傳と普及に满腔の熱意をもつて協力するようによつて要求された。平和の理想を是とする思想の表明、あるいは戦争準備の政策への反対は、峻烈に弾壓された。

一九三七年十月二十二日に、木戸が文部大臣になると、かれは直ちにこれらの統制手段の實施に力を盡した。國策に對して批判的であつた教員は罷免されるか、辭職を強要された。かれらはまた、しばしば檢舉され、治安維持法によつて、日本帝國の政体に反對するといふ嫌疑で起訴された。このような弾壓手段が容易に實行されたことは、軍人、政治家及び政治評論家が、日本國民の世論を戦争へ導びくことにどれほど成功したかということを示すものである。上述の教員の免職または辭職の強制は、當時國內問題とはならなかつた。というのは、一般民衆はかれらを單なる個々の自由主義の支持者と見做していたからである。

E-213

蘆溝橋事件後において世論を戦争へ導くためになされた教育制度の利用

蘆溝橋事件が起る前ですら、配屬教官を通じて、

隨軍はすでに諸學校における軍事教育や教練を監督していたが、中國で戦闘が始まると、これらの教官の支配力は、學校自身の經營を左右するほど絶對的なものとなつた。教育は政府の目的に役立たなければならぬといふことを文部省はよく承知していた。そして、一九三七年五月に、「國體の本義」といふ本を教員、學生生徒、及び一般國民に普及した。同じ年に、日本の學校制度を検討する目的で、教育審議會が設けられた。この審議會は、内閣の變更に傾わされずに研究を続け、また日本國民の特性をどのようにして發揮させるかといふことを審議することになつていた。この審議會は、特に學校における軍事教育と教練を促進するために設けられたものではなかつたが、中國との戦争が起つてからは、それが任務となつた。

學校の課程と教授法の廣汎な變更についての教育審議會の勸告が實行に移されたのは、一九四〇年になつてからであつた。しかし、一九三七年には、審議會は國家を本とする奉仕といふことをその根本目的として採擇した。

E-214  
一九三七年十月二十二日に木戸が文部大臣に任命されると同時に、日本の學校制度の改革が實施され始めた。一九三七年から後には、教育は國民の好戰的感情を助長することを目的とした。學校の課程のうちで、純粹の軍事訓練に充てられた時間はもとより、普通の正規科目においても、皇道の精神または超國家主義が學生に注入された。日本は強い國であること、また世界に對してその特殊な性質を現はさ

なければならぬことをかれらは教えられた。大學でも、學校でも、軍事訓練と學校の教授の双方を通じて、日本は至上であるという思想が全國民に徹底するに至るまで、軍國主義の精神が教え込まれた。戦争は光輝あるもの、生産的なもの、そして日本の將來にとつて必要なものであると説かれた。

裏面白紙

221



木戸、一九三七年十一月に内閣の危機を

そらす

一九三七年の後半期において、外務大臣廣田は、自國の國民とドイツ國民の双方に向つて、中國との紛争は共產主義に對抗する闘争であると説明して、中國の征服について、ドイツの援助を得ようと努力したが、それは不成功に終つた。一九三七年十一月六日に、樞密院はイタリアを防共協定への第三の協力者として参加させる新しい條約を確認したが、中國における日本の活動に對するドイツ側の不満は、少しも減らなかつた。ドイツは中國に重要な利害關係をもち、また國民黨をドイツの反ソビエツト政策の將來の提攜者と考へていた。従つて、ドイツは敵對行爲の存在を無視することにし、中國も日本も、宣戰を布告してはなかつたという理由で、嚴正中立の規則に拘束されてはなかつた。と見ることにした。

一九三七年十一月に、近衛内閣は、中國における戦争の長びいたことから起る諸問題によつて苦しめられていた。物資や人力の莫大な消耗にもかかわらず、戦争はますます大きくなつていき、今や急速な勝利の見込みはなかつた。國家の經濟に負わされた甚しい無理は、重大な財政上の困難を引き起しつゝあつた。當時ブラツセルで會合中であつた九國條約會議は、諸國の間に、日本の友邦はないということを出させるだけであつた。一九三七年十一月三日に、陸軍大臣杉山と文部大臣木戸は、時局收拾の方法について、意見を交換した。

日本の陸軍は、ドイツ人と同様に、来るべきソビエト連邦に對する戦争のことばかり考えていた。中日戦争の困難があまりにも大きくなつたので、参謀本部はこの戦争を終結させるために、ドイツの干渉を求めようとした。ベルリンの大使館附陸軍武官大島少將は、この目的のために、彼の信望を利用するよう訓令を受けた。

一九三七年十一月十五日に、總理大臣近衛が内閣の總辭職を考慮していると木戸に洩らしたとき、木戸はこの處置の結果として起るかもしれない影響をいち早く見てとつた。それが財界とその他の方面に不利な影響を及ぼし、爲替が崩落するであろうとかれは考えた。これは轉じて中日戦争の戦局に悪い影響を及ぼすものであつた。内閣の辭職の結果は、國內の政治的事態を不安定にし、中日戦争の戦局を守勢に轉ずることにもなるであろうと考えた。いづれにしても、かれが「漸く本願となれる」ものと認め<sup>E-216</sup>た各國の非友好的態度は、強化されるであろうと考へた。このような成行きは、せひとも避けなければならなかつた。

一九三七年十一月十六日に、木戸はこれらの見解を近衛に力説し、かれがその地位に留まることを頼んだ。近衛は當分そうすることに同意した。四日の後に、大本營を設置することによつて、中日戦争の遂行について、内閣は新しい決意を示した。

廣田、中國征服を達成する内閣の決意を強化する

しかし、一九三七年十一月のこの同じ月に、もし内閣が中日戦争を終結させることを希望していたとしたならば、その機会はある。日本の地位はまことに思わしくなくなっていたので、参謀本部でさえも、急速な勝利の希望を捨ててしまつたほどであつた。ドイツの不満という重圧を受け、ドイツ人仲介者を通して、外務大臣の廣田は、一九三七年十一月五日に、中國側に対する三回の和平申入れのうちの第一回の申入れを行つた。このようにして、開始された交渉は、一九三七年の十二月から一九三八年の一月まで、引續いて行われた。しかし、廣田の曖昧な、變轉する要求は、全然具体的協定の基礎にならなかつた。交渉が行われている間にも、日本側は中國における攻勢を懸命に續けた。

一月になると、どのような妥協的和平に對しても、内閣は反對するという態度を強化した。一九三八年一月十一日に、『支那事變』の處理を決定するため開かれた御前會議は、もし國民黨がどうしても日本の要求に屈服しないならば、これを潰滅するか、新興中央政權の傘下に合流させなければならぬと決定した。

日本の三回にわたる和平申入れの中の最後の申入れに對して、日本側の提案がさらに明確に述べられるようにと要請した和協的な回答を中國側は送つた。日本側の提案は、廣田の使職によつて不明確な形式で提示されたものであり、かれは今や中國がイギリスと合衆國から援助を得るかもしれないことをおそれていたが、中國の回答に憤懣した。一九三八年一

月十四日に、ドイツ人仲介者に對して、中國は敗者であつて、速やかな回答をしなければならぬといふかは述べた。日本としては、この問題が國際的の論議または仲介の對象となることを許さないと強調した。ドイツ人は、その本國の政府に報告するにあつて、かれらの意見では、日本が率直に行動してゐないことを明らかにした。

E-218  
この同じ日に、すをわち一九三八年一月十四日に、近衛、廣田及び木戸の列席した閣議で、日本はもはや國民黨を對手にせず、成立を期待されてゐた新しい中國政權だけと交渉するといふことが決定された。これはむなしの期待ではなかつた。なぜならば、一九三八年一月一日に、すでに日本は相當な儀式を行つて、南京で新しい地方政權を發足させていたからである。一九三八年一月十六日に發表された公式聲明の中で、日本の内閣は中國の領土と主權との尊重を再び繰返したが、これは今や日本がつくり上げた中國政府を指すことになつた。この同じ聲明は、中國にある列國の權益の尊重を約束した。

一九三八年一月二十二日に、近衛も廣田も議會でこれらの保證を繰返した。他方で、日本政府は、一九三六年の國策決定に述べられてゐる原則を堅持することを再び確言した。この議會に、總理大臣の近衛は、「申す迄もなく、日滿支の鞏固なる提携を樞軸として東亞永遠の平和を確立し、以て世界の平和に貢獻せんとするは、帝國不動の國策であります」と言つた。紛争の前途は遙遠であること、また東亞の安定勢力である日本の使命はいよいよ大きくなつ

たことをかれはつけ加えた。

五日の後に、擄取と軍事的文章が眞の意圖であることが再び明らかになされた。一九三八年一月二十七日に、日本の後援している南京政權が中文臨時政府の中核をなすべきであることを内閣は決定した。それは『高度の聯日政權』であつて、漸次英米依存から脱却することになつていた。その海空軍は、日本の國防計畫に包含されることになつていた。それは現存する北支の傀儡政府と『圓滑相投合する』ことになつていた。

E-219

一九三八年一月二十六日に、東京のドイツ大使は、すでに日本は中國を占領するものと確信し、本國の政府に既成事實を容認するように勸告した。ベルリンの東郷大使は、ドイツ側に対して、日本が建設中の新中國における經濟への参加という好餌をつけ加えて提供した。この日から後、中國を援助することと、中國に對する日本の企圖に反對することをドイツは差控えた。一九三八年二月二十日に、ヒットラー総統は、長い間延び延びになつていた措置をとつた。すなわち、ドイツが滿洲國を承認することと、中國で日本が勝利を収めた方がよいといふかれ自身の希望とを發表する措置をとつたのである。

二カ月の間に、そして總理大臣は意氣消沈していかにもかかわらず、木戸と廣田は、萬難を排して達成することになつていたところの、『東亞大陸における鞏固なる地歩』の獲得に向つて、再び日本を乗

陸軍、予期されたソビエト連邦との

戦争に對する計畫と準備を繼續する

一九三八年の初めの数カ月の間、内閣が中國の征服を遂げようという新しい決意をしていたときに、陸軍はソビエト連邦との戦争の準備を繼續していた。

一九三七年十二月に、關東軍參謀長東條は、陸軍次官梅津に對して、ソビエト連邦に對する戦争の準備として、内蒙に氣象觀測所を設置するための一つの計畫を通告していた。一九三八年一月十二日に、梅津中將に對して、かれはこの工事を至急に完成する必要を力説した。『支那事変』とソビエトに對

<sup>E-220</sup>する戦路との双方に關して、かれはこの工事をきわめて肝要であると考へた。同時に、かれは在滿部隊軍人の服役延期の問題を梅津に提案し、決定を求めた。そこで、一九三八年一月二十九日に、梅津はその措置をとることにしたと東條に通告した。一九三八年二月十一日に、東條は梅津に對して、一九三八年、一九三九年の間に、ソビエトに對する築城施設を實施するための關東軍の計畫を送付した。

しかし、陸軍の注意は、純粹な軍事的計畫と準備だけに限られてはいなかつた。まさに中國で戦闘を開始しようとしていた關東軍の指導者は、この紛争も、日本の國內政策及び對外政策における他のいかなる部面も、差迫つたソビエト連邦との戦いに關連して考慮すべき要因でゐると考へた。

東條と梅津が詳細な軍事計畫を定めていた間に、當時の關東軍司令官であつた植田大將は、一層廣汎な戦路問題に注意を向けていた。一九三八年一月二

十四日に、華北の住民を最もよく「緊迫せる對ソビエット戦準備に資しせしめるために、華北を開発する方法について、かれはその意見を陸軍大臣杉山に通知した。

E-221

滿洲國と華北占領諸省の經濟と産業を開発するた  
めに、同じ期間中にとられた措置は、關東軍の計畫  
と密接な關係があつた。一九三七年十二月二十日ま  
では、滿洲國內の一切の重工業の發展は、大々國策  
會社の第一である南滿洲鐵道會社によつて支配され  
ていた。この會社は、松岡のもとで、この日から後、  
國內政策の實施について協力するだけでなく、ソビ  
エット連邦との戦争に對する軍の作戦上と、その他  
の諸準備についても協力し、それによつて、關東軍  
の戦争準備に重要な役割を引續き演じた。

しかし、南滿洲鐵道會社は、華北における戰略的  
な事態の發展に要する經費を賄うという財政的負擔  
の増加に應ずることができなかつた。そこで、一九  
三七年十二月二十日に、滿洲國の勅令によつて、新  
しい持株會社が創設された。日本政府と滿洲國政府  
の協定に従つて設立されたこの新しい「滿洲重工業  
開發株式會社」の手に、滿洲國內の諸産業の支配權  
が集中された。星野のもとにあつた滿洲國總務廳は、  
この會社を支出し、またこの會社を政府の監督のも  
とに置く法律の起草に協力した。この新會社は、一  
九三八年の初めに設立された。

滿洲國がドイツから承認された一九三八年二月か  
ら後に、滿洲國とドイツとの間の、いつそう緊密な  
關係を促進する計畫を陸軍は立てた。兩國の間に外

E-222

交關係が樹立され、友好條約が調印された。一九三八年五月十五日に、東條は參謀本部に對して、滿洲國がでざるだけ早く防共協定に参加すべきだという關東軍の希望を表明した。一九三八年五月二十四日に、梅津は、日本の内閣に何も異議はないが、滿洲國の獨立という標幟を維持することを希望すると回答した。滿洲國政府が最初の一步を踏み出し、あたかも自己の意思によつてゐるかのように行動し、日本の援助を要請することが最もよいと考えられた。



## 中國における日本の勢力の確立と

## 戦争産業の開發

この間に、日本軍が征服した中國の地域では、日本の『新秩序』が建設の過程にあつた。一九三七年十二月、南京が陥落した後、日本の支配の下にある各種の地方政府が樹立された。一九三八年三月二十八日には、滿洲國の型に倣つて、華中の新政府が樹立された。名目上獨立の『中華民國維新政府』は、その組織大綱によつて、その治下の地域の資源を開發し、産業の發展を促進することになつていた。さらに、防共の措置はとるが、對外親善關係の維持をはかることになつていた。華北の場合と同様に、この傀儡政府を援助するために、新しい宣傳團體が組織された。

政府發行の『東京ガゼット』は、日本の中國に對する關係が新段階にはいつたことを布告した。これは八紘一宇の目標に向つて前進したことを示しているから、深い意義を有することである。『全世界を一家族として』という理想は、常に日本の國內政策と對外政策の根本をなしていること、それは當時採用されていた中國に對する政策を説明するものであることが宣言された。

この記事は、近衛と廣田とが議會で行つた政策表明の趣旨に忠實に従つたものであつた。日本の第一の目的は、中國が抗日の態度を拋棄するであろうということを期待して、中國を『徹底的に腐惑』するこゝとであつた。一九三八年一月に、日本の内閣は、爾

後國民黨を相手にしないという不退讓の決意を表明し、また華北と華中の新興政府の發展に助力するといふことを表明した。この記事はさらに續けて、日本の現在の行動の究極の目的は、東アジアの平和と安全を脅す紛争の一切の根源を除くことであると述べた。このようにして、東アジアの諸國が、かれら自身の間で、『共存共榮の理想』を享受することができるといふのであつた。

この方法によつて、日本は軍需資源を生産し、競争産業を擴張する新領域を獲得した。一九三八年四月八日に、日本側が出資する新會社が長江流域の鐵礦を開發利用するために發起された。

一九三八年四月三十日に、二つの新「國策」會社が創立され、滿洲國で同様な會社が行つたと同じ目的を中國で果すこととされた。すなわち、北支那開發株式會社と中支那振興株式會社とが、中國における占領地域の重工業の發展を助長するために設立されたのである。兩會社の資本金は、日本政府が半額を出資した。陸軍次官梅津中將は、兩會社の創立委員會の委員に任命された。近衛は、この二つの會社の仕事は、大陸における日本の軍事行動と政治的活動との双方にとつて緊要なものであると考へた。

E-224

一九三八年の廣田外交政策は一九三六年

八月の五相會議決定に基いていた

中國におけるこれらの事態は、一九三六年八月十一日の國策の基準に關する決定の目標を固執した外務大臣廣田の政策を反映していた。ソビエト連邦と

の戦争が近づきつつあるという形勢に陸軍がまつた  
く氣をとられ、ドイツを同盟國として當てにしてい  
たときに、廣田はもつと廣い、もつと慎重な見解を  
とつていた。大陸における進出を成就すること、  
それと同時に、その進出が結局はもたらすような一  
切の紛争に對して、日本の準備を完成することを、  
かれはもつぱら目指していた。

一九三八年五月二十九日に、廣田は外務省を去つ  
た。しかし、その少し前に、華北の經濟的開發にド  
イツとイタリヤが参加するについての原則を定めた。  
E-225 第一の、また不變の目的は、日本の東亞「新秩序」の  
建設であつた。そして、樞軸諸國との關係も、西洋諸  
國との關係も、かれらに與えられた公言や誓約によつてではなく、  
もつぱらそのときの便宜ということに従つて決せられる  
ことになつていた。

ベルリンの東郷大使は、ドイツ側の援助を懇請す  
るように訓令された。東亞における日本の特殊な地  
位をドイツが認めることに對する代償として、日本  
はドイツを他の諸國の占めていた地位に劣らない地  
位に置くように努力しようとかれは提案することに  
なつていた。できるならば、他の諸國の事業よりも、  
ドイツ側の事業に優先權を與えることになつていた。  
原則として、ドイツと日本とは、中國の市場におい  
て、同等の地位を占めることになつていた。但し、  
ある點では、中國の通貨制度の維持に對して實  
際に責任をもつ國として、日本が特殊な地位に立つ  
ことはあるかもしれなかつた。それでも、輸出入管  
理制度を設ける場合には、他のどの第三國の利益よ

りも、ドイツの利益にももちろん優先権を與えることになつてゐた。

従つて、廣田には、西洋諸國の條約上の權利を尊重する意思はなく、またそれを保護するという自分の保證を實行する意思もなかつた。しかし、用意周到に、かれの部下に對して、ドイツやイタリアに與えた優先的取扱ひによつて、イギリスと合衆國が將來中國の經濟發展に参加することがまつたくできなくなるおそれがあるならば、ドイツとイタリアには、日本が占めると同等な優先的地位はもとよりのこと、これより劣る優先的地位であつても、それを認めてはならないと警告した。従つて、ドイツの参加について定められた方式は、日本自身にとつて最も有利なものに事實上限られていた。すなわち、特定の事業の經營に参加することにして、資本を供給し、または信用貸して機械類を供給することであつた。

E-226

## 蘆溝橋事件後における日本と

## 西洋諸國の關係の惡化

この偽善政策にもかかわらず、外務大臣廣田は、西洋諸國との親善關係の維持という第二の目的を達成しなかつた。一九三七年の後半において、日本の政治家は、日本は中國領土にどのような野心も持つていないと否定し續けた。外國人と外國財産は保護され、外國の條約上の權利は維持されると内閣は繰返し保證を與えた。しかし、これらの公言と、アジア大陸における日本の活動の性格とは、あまりに

大きい食違いがあつたので、日本と歐米諸國との間の不和は目立つて大きくなつていつた。

しかし、それでも、西洋諸國の疑惑と忿懣を和らげ、また日本と暹羅國との提携の意義を小さく見せようとする努力が拂われた。一九三七年十二月に、『東京ガゼット』において、防共協定はどの特定の國家も對象とするものではないと公言された。この協定が曲解されていて、不當な非難を受けていると内閣は不満を漏らした。

E-221

この期間に、中國における日本陸軍部隊の行動は、日本と西洋との疎隔を大きくするのに役立つばかりであつた。抗議も頻繁に行われ、保證も繰返し與えられたにかかわらず、中國に、あるイギリスとアメリカの市民と財産に對する攻撃は續けられた。陸軍が西洋諸國との友好關係を殆んど尊重しなかつたので、一九三七年十二月には、イギリスとアメリカの海軍に對して、理由のない攻撃が加えられたほどである。揚子江上にあつた一隻の合衆國の砲艦が砲撃され、沈没した。イギリスの砲艦にも、またイギリスの商船にも、攻撃が加えられた。これらの挑発行為は、南京附近にはいつてくる一切の艦船に對して、その國籍にかかわらず、攻撃を加えよという明確な命令に従つて、現地の軍の指揮官、特に橋本大佐によつて行われた。

近衛も廣田も、一九三八年一月二十二日の議會における施政方針演説で、日本の西洋諸國との友好關係を増進する希望を再び強調した。中國にある西洋諸國の權益は、最大限度まで尊重するという明確な

保證を廣田は重ねて與えた。ところが、一九三八年の最初の六カ月の間を通じて、東京の合衆國大使が廣田に引續き抗議を申入れたにかかわらず、日本陸軍の諸部隊は、中國にあるアメリカ權益をたびたび理由もなく侵害した。

E-228  
この敵意の表明によつて、日本は甚しく不利を蒙つた。なぜならば、一九三八年六月十一日に、日本向けの航空機とその他の武器の輸出に對して、合衆國が道徳上の輸出禁止を課したからである。

廣田は軍部指導者よりも抜け目がなかつた。かれは日本の戦争準備の期間中における西洋諸國の援助の價値を知つていた。従つて、友好精神の虚偽の保證と虚偽の表明によつて、かれはこの援助を獲ようと努力してきた。しかし、同時に、日本は太平洋における戦争の準備を整えつつあつた。そして、日本の戦争準備の右の部面を促進することについて、廣田は顯著な役割を果しつつあつた。

#### 一九三八年における海軍の準備と

##### 委任統治諸島内の準備

外務省と海軍省が保つていた秘密の蓋に隠れて、一九三八年を通じて、南洋委任統治諸島を要塞化し、これを航空と海軍の基地として施設することによつて、日本は太平洋における戦争の準備を續けた。一九三七年までは、これらの準備は、ほとんどマリアナ群島と西カロリン諸島だけに限られていた。しかし、この年に、海軍の監督のもとに、樁築作業は太平洋を東の方に横切り、トラック環礁にまで及ぼさ

E-229  
れた。一九三八年には、マーシャル群島で工事が始  
まつた。この群島は、中部太平洋のうちにあり、西洋  
諸國との戦争で日本の最前進基地となつた。この時  
から、マーシャル群島で飛行場を建設し、これに防  
禦工事を施す仕事は、相當緊急を要するものとして  
推進された。秘密のうちに、しかも條約上の義務に  
違反して、廣く散在する委任統治諸島の全地域にわ  
たつて、今や進行しつつあつたこの工事は、西洋諸  
國の一部または全部に對して行われる太平洋上の戦  
争の準備ということ以外の目的とは、兩立しないも  
のであつた。

海軍軍縮のための國際協定から日本が脱退したこ  
とにかんがみ、一九三六年に、合衆國は大規模な建  
艦計畫に着手した。一九三八年には、その前の年に  
始められた大計畫を日本はそのまま續けていたので  
はあるが、その建艦率は、間もなく合衆國の建艦率  
に追い越されてしまつた。一九三九年より後は、ア  
メリカの建艦量は日本よりも相當に大きかつた。  
この海軍軍備擴張の競争は、アメリカが好んでし  
たものではなかつた。一九三五年のロンドン海軍會  
議の合衆國代表は、協定不成立の結果はこのような  
ことになるであらうと日本側へ警告していた。一九  
三六年に、合衆國、イギリス、フランス及びイタリ  
アの間に調印された新しい條約は、日本の参加の途  
を殘しておいた。しかし、一九三七年に、太平洋に  
おいて日本に海軍力の優位を與えない限り、どのよ  
うな條件に對しても、日本は同意することを重ねて  
拒絶した。一九三八年二月に、近衛内閣は、競争的

な海軍軍備擴張を防止しようとするアメリカの最後の招請に感ずることを拒んだ。

237

裏面白紙



E-230

## 廣田、海軍情報の交換を拒否する

日本が参加しなかつた一九三六年の條約の結果の一つは、主力艦と巡洋艦に許される最大限の排水量を決定し、それに裝備し得る砲の口径を制限したワシントン條約の規定を更新したことであつた。しかし、この規定は、非加盟國の無制限な建造に對抗して、エスカレーションの權利を條件としたものである。一九三七年十一月四日に、口径十八インチ砲を搭載するために設計された六万四千トンの主力艦「大和」の龍骨を日本は据えた。

一九三八年二月には、日本が一九三六年の條約の制限を超えて建造しているという噂が流れたので、合衆國に憂慮を與えていた。そこで、この件について、合衆國は日本の注意を喚起し、日本が同條約の制限を遵守しているという満足を證據がなければ、合衆國は條約によつて與えられたエスカレーションの權利を行使すると言つた。しかし、一九三六年に他の海軍國の定めた制限を超えることを日本が認めず選ぶならば、日本の建造計畫に關する情報を受領した上で、合衆國には、自國と日本との間に、新たな制限について協議する用意があるというのであつた。

E-231

この提議は、交渉すること、情報と與えることもしないという眞つ向うからの拒絶に會つた。一九三八年二月十二日に、外務大臣廣田は政府の同答を行つた。日本は他國を脅威するような軍備を所有する意圖をもつていないとかれは言つた。日本政府は、

情報についてのアメリカの要請に應ずることはできないが、日本が一九三六年の條約に規定された制限を超えて建艦計畫を企圖していると、なぜ合衆國が結論するのか、その理由がわからないというのであつた。この通告が行われてから二週間以内に、日本では第二の六万四千トンの主力艦の龍骨が据えられた。

廣田政策は 基本國策決定の言葉の中に示されている

外務大臣としての廣田の政策は、合衆國とのこの折衝において明白に示された。一九三六年八月十一日の國策決定は、日本が「米英にも備へ」なければならぬこと、海軍軍備は、合衆國海軍に對して、西太平洋の制海權を確保することができる程度まで整備充實することを定めていた。廣田は總理大臣としてこの決定に参加したのであるが、かれはこの決定に終始忠實であつた。中國における日本の目的に關してと同様に、日本の建艦計畫に關しても、かれは自己の目的を達成するために欺瞞に訴へることを躊躇しなかつた。友好的外交關係の蔭に隠れて、日本の戦争準備を完成するのがかれの政策の基本的原則であつた。

廣田の外交政策の個々のおもな特徴は、陸海軍によつて起草された國策の基準に關する決定の中に見られる。その中で、日本は滿洲國におけるその地位を固めると同時に、日本の國力の充實を期さなければならぬということが述べられている。日本は大

陸から「列強の覇道政策」を排除し、「共存共榮主

義しに基いて、日本みずからその秩序を確立すること  
 とが日本の目的ということになつていた。しかも、  
 日本は「根本國策の圓滑なる遂行につとめ」、「列國  
 との友好關係に留意することになつていた。  
 わけても、「外交、國防相俟つて東亞大陸におけ  
 る帝國の地歩を確保するとともに、南方海洋に進出  
 發展する」という根本の目的に、廣田は忠實であつ  
 た。總理大臣近衛の、中國の征服を完成する決意が  
 動搖したときに、廣田はこの不變の目標を追求する  
 ように内閣の結束を固めた。

## 日本の占領地の經濟的支配と開發

E-233

一九三八年一月は陸軍の長期の經濟と産業の計畫  
 が復活した月である。なぜならば、この月に、一九  
 三八年度に限定された産業擴充と經濟統制の新計畫  
 を企畫院はつくり、閣議の承認を得たからである。  
 内閣企畫廳は、一九三七年十月に改造された後  
 (このときに企畫院と改稱された)、陸軍と緊密な  
 關係を保つた。一九三七年十一月二十六日に、陸軍  
 次官梅津中將は企畫院の參與に任命され、當時軍務  
 局の課員であつた佐藤中佐はその事務官になつた。  
 企畫院の一九三八年度の計畫は、戰爭産業の擴充と  
 重要物資の需給規制に關するものであつた。

一九三八年一月に、他の戰爭への準備を續けなが  
 ら、中國の征服を完成する近衛内閣の新たな決意は、  
 大藏大臣賀屋に新しい負擔を加えた。勞働力と物資  
 についての陸軍の要求は、日本の産業の生産物と、  
 それを生産する人員とを収收した。戰爭と戰爭産業

の擴充とに要する支出は、急速に増加しつつあつた。その結果として、必要な輸入品の支拂いをするため、に外國爲替を獲得するについて、日本は非常な困難を感じていた。

E-234

滿洲國と中國の占領地域における天然資源の確保と開發が捗れば、他國からの輸入に依存するのをある程度まで輕減することに役立つであらう。合成工業を擴充することは、その第二の部分的な解決法であつた。しかし、その反面で、これらの計畫は支出の増加を必要とし、その擴充の期間中、輸入依存を續けることを必要とした。一九三八年一月十八日に閣議で採擇された企畫院の計畫は、この年度の輸入割當を徹底的に削減した。この削減は、平常の國內供給だけでなく、戰爭準備になくてもはならないものと考えられていた物資の輸入までも削減することを必要とした。そこで、經濟的と財政的の統制について、新しい施策が必要とされた。

内閣の採用した解決策は、日本の開發していた領土の被征服住民を犠牲にして、日本國民の財政的負擔を輕減するように立案されていた。これは何も新しいことではなかつた。台灣銀行と朝鮮銀行がそれぞれ台灣と朝鮮で專業を營む商社の大多數を所有することによつて、また政治的な支配力によつて、日本は台灣と朝鮮の經濟を長い間支配してきたのである。同様の方法は、滿洲國でも用いられた。産業開發の資金を得るために、一九三六年十二月に設立された滿洲興業銀行は、その拂込資本の十五倍まで社債を發行することを許可されていた。日本によつて管理

E-235

されるこの銀行によつて與えられた便宜は、滿洲國の戦争産業の開発に對する融資を容易にした。

いま、近衛内閣は、中國でも同様な開發を計畫した。一九三八年二月に、滿洲銀行と同じ方式に基いて、『中國連合準備銀行』が設立された。この新しい銀行の總裁と副總裁は、日本政府によつて任命され、その幹部は主として日本人であつた。この銀行の活動範圍は華北であり、その地域内では、この銀行の發行した通貨だけが法定通貨であつた。中國連合準備銀行は、通貨制度の安定と金融市場の統制とをはかるためにつくられたのである。優先的クレヂットの供與や外國爲替の操作のよきな方策によつて、この銀行は華北の経済的と産業的の開発を大いに促進し、日本政府の同地域における産業計畫を実施するための機關となつた。

これらの産業計畫は、すでに實施されつゝあつた。そして、日本側が進めていた新しい戦争産業は、華北の経済に對する日本の支配を確立するため、それ自身重要であつた。滿洲國においては、産業上の支配は、特別法によつて設置された『國策會社』という方策によつて達成された。いま、一九三八年の上半期において、それと同じ方策によつて、中國の占領地域の産業の支配を日本は徐々に獲得していたのである。

E-236

中國連合準備銀行は、一九三八年三月に、營業を開始した。同じ月に、一九三五年十一月以來日本と滿洲國を含んでいた『圓ブロック』が擴大されて、華北を含むことになつた。この手段によつて、日本

の投資と中國産業の開發との途が開かれたのである。

日本の通貨の價值を維持するために、占領地域で日本銀行券を使用するという慣行が中止された。中國連合準備銀行は華北に新しい通貨を與えたが、華中と華南では、無價值な軍票だけが法定通貨として許された。このようにして、日本は大陸の資源を掌中に收めながら、日本がすでに占領していた領土の住民を犠牲にして、自己の戦争經濟を支えたのである。一九三八年九月までには、正貨の裏づけのある日本銀行券を使用するという慣行は、日本の支配下にあつた大陸のすべての地域において中止された。

このようにして、大蔵大臣賀屋の日本經濟に對する支配も固められた。一九三七年九月以來、日本銀行を通じて、かれは日本の財政に對して完全な支配を行つた。この銀行の資金は、アジア大陸における日本の冒險的な諸活動に對して、もはや無統制に浪費されるものではなくなつた。このように保護のもとに、これらの資金は、日本政府の補助金と統制によつて、日本自身の戦争産業を擴充するため、一九三八年の最初の四カ月間に繰ぜられた新しい施策を支持するのに用いられた。

E-237

## 産業上の準備——人造石油と石油工業

近衛内閣は、その財政難にもかかわらず、日本の戦争物資の自給自足を確保する覚悟であつた。そうするため、どんな犠牲が生じようとも、その覚悟であつた。企畫院の一九三八年度の中間計畫は、物資動員計畫を含んでいた。また、この年の最初の四カ月に、日本内地の戦争産業を助長し、擴充するために、新しい措置が講じられた。このような新しい措置の一つ一つは、産業の擴充に対する政府の統制を強める効果をもつていた。そして、それぞれそれらに對應するものが一九三七年の陸軍の五カ年計畫のうちにあつた。いずれの場合にも、財政上の増大した負擔を引受けることによつて、陸軍が戦争準備に不可決のものと指定した諸産業を政府は、急速に擴充しようと企てた。

最初にとられた措置は、一九三七年の後半期に始められた人造石油工業の保護と開發を目的としたものであつた。陸軍の五カ年計畫で、日本が輸入に依存する程度を軽減することができると、陸軍はこの産業のために徹底的な助成金政策を實施することを決定していた。一つの特許會社がこの新産業に必要な機械の製造を確保することになり、その間に、E-238 工業設備がドイツから輸入されることになつた。ディーゼル油と航空用ガソリンの生産に大きな重點が置かれた。人造石油産業の擴充には、滿洲國の石炭資源が利用されることになつた。代用燃料の發見を奨励し、隠れた新しい資源を國內で試掘することに

なつた。資金の充分な供給を確保し、この非経済的な未発達の産業の発展を促進するために、新しい会社が設立されることになつた。

中日戦争が發した後に、直ちにこれらの計畫は實行に移された。そして、一九三八年一月に、人造石油の生産を統制し、政府の融資を可能にする手段を設けるために、大資本を擁する新しい会社が法律によつて創設された。それはちようど陸軍が計畫していた通りの会社であつた。

一九三八年三月に、すべての埋藏物資源の開発を促進することを目的とした法律に基いて、政府は試掘を統制し、助成金によつてこれを奨励し、さらに政府自身の責任で試掘業を起すこととさえてできる権力を握つた。

同じ月に、企畫院の進言に基いて、民間の使用に廻される石油の量を制限するための配給制度が採用され、續いて、代用燃料の生産を奨励するために、新しい國策會社が創立された。油と石油の保有量に大いに重點が置かれたので、政府はこの新會社を通じて、より効率の少ない代用燃料の生産と使用に關する實驗に助成金を與えたほどであつた。

E-239  
一九三八年の輸入量は一九三七年のそれより少かつたけれども、また中國における戦争の要求があつたにもかかわらず、一九三八年の日本の油と石油の保有量は増加の一途を辿つていた。

その他の産業上の戦争準備

一九三八年三月と四月は、産業關係の法令の制定



の月であつた。これらの法令を通じて、陸軍の計費は實現された。國家の支持に依存し、内閣の統制に服した新しい産業階層は、日本の政治組織の確立の特色となつた。各産業を究極的には閣僚のうちの誰かの統制のもとに置くことによつて、戦争のための國家動員の指導について、内閣はさらに大きな責任をとるようになった。

電力事業は最初に影響を受けたものの一つであつた。他の戦争産業の發展は電氣事業の擴充發展に依存していたので、この事業は日本の戦争準備にとつてきわめて重要なものであつた。従つて、陸軍はその一九三七年計費の中に特に電力事業を取入れていた。また、その滿洲國工業化の計費でも、これに特別な優先的地位を與えていた。陸軍は新しい國策會社を設け、この會社が政府の監督のもとに日本における電力の生産を統制し、軍の要求を充たすに必要な方法で、その擴充を促進することを考へていた。

この計費は、一九三八年三月の電力統制法によつて、實行に移された。

電力の生産と供給は、この時までは多數の企業によつて經營されていたが、この新しい法律によつて、すべての主要な會社は、それぞれの發電施設の管理を一つの新設國策會社に移さねばならなかつた。この新會社は政府の直接管理下に置かれ、免稅、補助金及び政府保證という通例の特權をすべて與えられた。

一九三八年三月には、さらに、陸軍が戦争資材の中で最も重要なものとしていた航空機の生産を指導

し、奨励するための法律が通過した。この新しい法律によつて、一部の航空機生産工場は政府の直接支配下に置かれ、すべての工場は國家の許可を受けることが必要となつた。この工業の金融難を緩和し、それによつて、その急速な擴充を確保するために、いつもの措置がとられた。

しかし、航空機工業の擴充は、これまたアルミニウムの供給の増加に依存していた。というのは、日本の航空機とその部分品の七割以上がこの金屬によつてつくられていたからである。従つて、一九三七年の五カ年計畫は、輕金屬工業の擴充に重點を置いた。これらの工業は、電力を安く供給し、これらの製品に對する一般的需求の範圍を擴大することによつて、奨励されることになつていた。これらの新工業は、戦時には、直ちに航空機とその部分品との生産に轉換されることのできるようになつていた。

一九三二年までは、日本には、アルミニウム工業が全然なかつた。しかし、一九三六年には、その生産はすでに相當な額に達し、その翌年には倍加していた。一九三八年四月二十八日には、新しい輕金屬製造專業法が『國防調整に』貢獻するといふ公表された目的で通過した。これは今ではよく知られてゐる免税、輸入税免除、補助金及び保證の制度を制定したものであつた。この産業に従事するものは、すべて許可を受けなければならなかつた。政府は生産技術も、生産される物品の選定も統制することになつていた。このようにして、戦時轉換という目標が考慮に入れられていた。

一九三八年三月中に、非常に重要な、もう一つの法律が制定された。これについては、石油産業に関連して、すでに述べておいた。同月に制定された重要領物増産法は、ほとんどすべての領業運営を政府の直接の統制の下に置いた。収用という威嚇のもとに生産が要求され、非経済的な専業の開墾から生じた損失には補助金が與えられた。鐵、鋼、石炭、石油及び輕金屬工業に影響を與えたこの法律は、限界線以下にあつた多数の生産者を業界に進出させ、非常な政府の支出を生じさせた。経済的危機の時期にありながら、日本がこのような施策に乗り出したということは、日本の戦争準備の達成のためには、内閣が他のすべての考慮を犠牲にする覚悟であつたことを示す最も明白な證據を提供するものである。

E-242

## 陸軍、國家總動員法を準備

この大量の新しい法律は、政治的事件を伴わないで制定されたものではなかつた。一九三八年二月に、中國を屈服し、さらに他の戦争のために日本の準備を完成させる決意を強化した近衛内閣は、立法府で新たな反対に直面した。議會のある一派は、内閣を強制的に辭職させることを要求していた。いま一つの派は、内閣の産業立法の計畫に對する反対を電力法案に集中した。この一派は企業家自身の支持を受けていた。これらの企業家は、日本が長い間戦争をしてはいないだろうと信じ、非經濟的な産業擴張について、内閣が計畫している諸方策は、結局かれらの損失を招くものではないかと心配していた。議會内の第三の一派は、陸軍の計畫の遂行にあつて、内閣に熱意がないと非難していた。

かような状態のもとで、戦争のための動員の全計畫は危険に陥つた。莫大な量の物資が費消されてきたし、これを直ちに補給する見込みは全然なかつた。ちよりどこの時期において、ツビエツト連邦と早く

戦争をするために、陸軍はその計畫を定め、軍事的準備を完了しようとしていた。陸軍の首腦者は、戦争は長期にわたるであろうことをよく知つており、中國における戦闘が續行されている間にも、戦争資材の貯蔵量をさらに蓄積しなければならぬという決意を頑として動かさなかつた。

廣田内閣が就任してから二年近くの間、戦争のための國家的動員について、陸軍はそのすべての面を計畫し、促進していた。同じ期間を通じて陸軍次

官の職にあつた梅津中將は、今や戦争産業の擴張と  
組織のための陸軍の計畫の進捗について、以前より  
ももつと緊密に關係するようになつた。かれはその  
職に伴う職務を他に数多く兼任していたが、その上  
に、一九三七年十一月二十六日に企畫院の參與とな  
つた。同院の事務官佐藤中佐は、陸軍省軍務局の課  
員であつた。

E-246

陸軍がそのときつくつた計畫は、その前の二カ年  
の企畫と成果のすべてを反映していた。梅津が陸軍  
次官になつて間もなく、一九三六年五月二十日に、  
陸軍省整備局は戦時における情報と宣傳を統制する  
ための計畫をつくつた。そして、一九三八年の初期  
には、この局はさらに新しい案を立て、戦争のため  
の國家動員に關するあらゆる面を遂行するに必要な  
權力を包括的に内閣に與えようとした。この陸軍の  
案は、『國家總動員法』草案という形式になつてい  
た。この案が法律になれば、議會は内閣を支配する  
どのような権限も放棄することになるのであつた。  
この法律によると、内閣は命令によつて立法をする  
ことになるのであつた。一度制定されれば、この新  
しい法律の諸規定は、内閣の欲するいかなる時期に  
でも、發動させることができた。

總動員法は、陸軍の軍事的準備の成功のためはか  
りでなく、企業家が協力するようになつた。この新  
しい法律の諸規定は、内閣の欲するいかなる時期に  
でも、發動させることができた。

## 一九三八年二月の政治危機と

## 動員法の制定

議會で起つた事態は、一九三七年一月に、林が總理大臣として廣田の後を繼いだときに生じた事態とよく似ていた。どちらの場合にも、陸軍の企畫に従つて、内閣は産業の擴充と統制に關する大規模の措置を實行に移すことにあつた。どちらの場合にも、この目的の達成に必要な法律は、議會で強硬な反対を受けた。どちらの場合にも、陸軍を支持する者は、企圖された変更がまだ充分徹底的なものでないと考へ、政黨と既存の議會制度とに攻撃を集中した。

政黨に對するこの不満は、新しいものではなかつた。これは、軍が最高の地位を占めなければならぬと唱えていた者が、かれらの計畫に反対されるたびに、表明してきた立場であつた。すでに一九三一年三月に、橋本は、當時陸軍の忿意を買つていた議會はこれを撲滅しなければならぬという信念を述べた。一九三二年一月に、政黨制度を「明朗な新日本建設のために」打倒しなければならぬ危険な非國民的機構であるとかれは稱し、政黨の即時解消を唱道した。一九三六年十二月、政友會が廣田内閣の最初の産業動員措置を非難したときに、これと同様の意見が軍部側から表明された。いま、一九三八年二月には、近衛は、かれの内閣に反対であるという點だけで一致している議會と對立し、一九三七年一月に廣田内閣が崩壊したときと同じ危険にさらされていた。

この板ばさみに逼つて、内閣は陸軍の案を採用し

E-246

た。一九三八年二月二十四日に、總理大臣近衛は、國家總動員法案を制定するために、これを議會に提出し、それを支持するために演説をするように、佐藤を指名した。このために、困難な、また微妙な立場に置かれたというのを佐藤はみずから説明している。同法案が可決されるか、否決されるかというところに、企業家の好意がかかっていた。この企業家の援助がなければ、國家動員計畫はとうてい達成できないのであつた。この法案を擁護する任務を與えられることを佐藤は、熱心に希望した。議會に出席していた者のうちで、この法案の意味を説明するところができるのは、かれ一人であつた。その際行われた説明のうちで、自分の説明が最も力あるものであつたとかれは心から思つた。その結果として、議會内の反対は押し切られ、この法案は法律となつた。近衛は、陸軍の案を自分のものとして採用することによつて、かれを陸軍の方策遂行に充分な努力を缺いていると非難していた一派の批判を沈黙させた。内閣の立場は強化され、産業計畫の承認が保證された。陸軍は企業家の支援を得、戦争のための全國的動員の進捗に對する新しい脅威を取除いた。

その上に、日本における完全な政治的制覇の達成に、陸軍はさらに一步を進めた。軍部の熱望を達成する上に、潜在的な危険であると軍部が常に認めていた議會は、今や束縛されてしまつた。この法律を通過させることによつて、戦争と戦争準備に關連した内閣の諸案に對する支配力を、立法府はこのようにして自分から剝奪してしまつた。このとき以來、

E-247  
議會にはからず、内閣はこの新しい法律が付與した  
た宸札な立法權と行政權を行使することができると  
うになつた。

國家總動員法と國策の基準の  
決定との關係

一九三八年五月五日に、勅令によつて效力を發した  
國家總動員法は、各國における戰時緊急法令の型  
に倣つたものであつた。これは表向きは單に中國に  
かける戦争の遂行を促進するため企てられたもの  
であつたが、経済的と産業的の擴充のための一般計  
畫を促進させるにあつて、内閣のとり置に法律  
上の承認を與えることに完全に利用された。

E-248  
この法律は、どのような種類の製品、原料、事業  
にも及ぶように、適用範圍を擴げられることができ  
た。物資を徵發し、産業と會社を統制するため、  
事實上無限の權能をそれは内閣に與えた。その規定  
によると、政府は土地や建築物を徵發し、補助金や  
補償金の支拂いを許可し、安定策を施行し、情報  
の公表を阻止し、日本國民の職業に關する訓練と教  
育を指導することができた。わけても、政府は國家  
の勞働力を管理し、徵用することができた。この法  
律が制定された當時、近衛内閣には、外務大臣とし  
て廣田、大藏大臣として賀屋、文部大臣兼厚生大  
臣として木戸が列していた。

總動員法の規定は、日本の戦争準備の多面性と總  
括性を顯著に示すものである。それは單に軍事的ま  
たは経済的な準備だけの問題ではなかつた。戦争能  
153



力を最大限度に發揮させるために、國民生活のすべてが命令され、統制されるのであつた。日本の全國力は、この唯一の目標に向つて集中され、増強されるのであつた。國家總動員法はこの目標に達するための手段を與えたのである。

この措置は、一九三六年八月十一日に決定された國策の基準に似たものであつた。その當時決定されたのは、日本の國內政策は基準計畫に従つて立てられるといふことであつた。五相會議の承認した言葉で言えば、それは「わが國家の基礎を内外共に強化することであつた。そのために、國民の生活を保護し、國民の体力を増強し、國民の思想を指導するよきな措置がとられることになつた。對外進出と領土擴張の計畫によつて疑いもなく促進されるところの、非常時局打開に關する國民の覺悟を鞏固にすることになつた。」

E-249

## 陸軍、動員法の目的を説明

一九三八年五月十九日に、すなわち、國家總動員法が實施されてから二週間の後に、陸軍はこの法律の目的について註釋を日本の新聞に發表した。内容の全部はまだ發表することはできないが、國防に對する動員法の關係を大衆が理解できるように、この法全体の精神と本質とを解釋しようとするものであると説明されていた。それによれば、日本は國土が狭く、天然資源に乏しい。日本は中國で蔣介石大元帥の頑強な抵抗を受けているばかりでなく、北方では完全に動員され、また侵略を決意しているソビエツ

トの陸軍と相對してゐる。その上に日本は合衆國とイギリスとの強力な海軍によつて包圍されてゐる。このような理由によつて、日本の國防計畫には、六きを國難が伴つてゐる。といふのは、日本の國防は今やその基地を自國の沿岸ばかりでなく、滿洲國、華北及び華中の國境にも置いてゐるからである。

日本の國民は、これらの國境線を保持するためには、長期にわたつて固い決心と眞剣な努力とが必要であると警告された。物的と人的のあらゆる資源を最大限に動員するのでなければ充分でない。軍事上の成功は、主として「綜合國力」の組織的な、有效的な動員に依存する。國家總動員法は、實に以上の目的を達しようとして計畫されたものである。

E-250

説明の残りの部分は、「綜合國力」の實現は何を必要とするかといふことを日本國民に知らせるために費やされた。第一の要素は精神力である。なぜならば、國民自身が戦力の源だからといふのである。教育施設や宣傳機關を統一された運動に動員し、それによつて、國民の國志を盛んにするために、できる限りの努力をするのであり、このように國志を盛んにすることによつて、國民はどのような艱難辛苦にも耐えることができるようにするといふのであつた。

労働力の需給を調整するため、人力の動員が行われるといふのであつた。それは青年が召集されたので、かれらの工場における職場を補充されるようにであつた。戦時經濟へのこの移行は、職業訓練と労働力管理に對する政府の計畫を必要とするのであつ

E-251

た。

人力以外の、物的資源の動員に関する諸計畫は、事態の展開を正確に豫測していた。その初期の進展は、すでに述べて置いた。まだ時間の余裕がある間に、陸海軍用の莫大な量の資材を海外から入手することになつていた。國內における軍需資材の生産は、平和産業を犠牲にして増大されることになつていた。従つて、輸出入とともに、あらゆる生産企業は政府管理のもとに統一されることになつていた。

政府はまたあらゆる金融上の信用を統制することになつていた。政府はあらゆる輸送機關を統一し、擴充することになつていた。能率が上るようになり、政府は科學を動員することになつていた。日本において士氣の昂揚をはかり、世論を統一すると同時に、諸外國における對日世論を有利に導くために、國內及び外國における情報の蒐集と宣傳の弘布について、政府が責任を負うことになつた。

總動員の種々の必要に備えるために、政府はさらに、長期にわたる柔軟性のある計畫を用意することとなつた。それによつて、陸海軍は軍需品を常に充分供給されるようにした。民間の企業は、樹立された計畫に従わなければならなかつた。統制は議會に付議されることなく、便宜上勅令で實施されることになつた。國家總動員審議會や種々の半官的機關が、動員法實施のために、創設されることになつた。これらの機關といくつかの自治機關は、内閣政策の樹立と實施について、政府を援助することになつた。

E-252

陸軍は今や日本を戦争のための國家總動員

のもとにおくことに成功した

いま終りになろうとしている期間において、陸軍はみずから日本の運命の支配者となつていた。そして、陸軍の煽動によつて、國民は軍事力擴充による勢力擴張計畫に乗り出したのであつた。

外務大臣廣田がさきに總理大臣として在任していたときに、陸軍の諸計畫が國策として初めて立てられたのであるが、かれは一九三八年五月の末に内閣を去つた。そのときに、廣田の仕事に對して、長い間補足的な役割を果していた梅津中將も、その職を辭した。一九三六年三月二十三日に、梅津は陸軍次官になつたのであるが、それは廣田が總理大臣であつたときで、國策の基準を決定した重要な五相會議以前のことである。林と近衛が總理大臣であつた期間、かれはその地位に就いていた。

廣田と梅津は、近衛内閣とそれ以前の諸内閣との間で、最も重要な鎖をなしていた。というのは、陸軍の計畫が着々と發展し、達成されたという點で注目すべき期間において、どちらも重要な地位を占めていたからである。陸軍の詳細な計畫は、次ぎ次ぎに容認され、遂には日本國內のすべての反對が除かれてしまつた。

E-253

日本の陸海軍は、絶え間なく擴張されていた。日本の増大する軍事力は、依然として中國の征服に使用されていた。一九三八年五月十九日に、華中の日本軍は徐州を攻略し、これによつて、すでに日本の

支配下に置かれていた地域の中にあつたところの、  
中國側の抗戦の孤立地區が除かれた。徐州の戦いは  
決定的なものではなかつたが、中國におけるすべて  
の抵抗を粉碎するといひ、延び延びになつていた日  
本の希望に刺戟を與えた。

その間に、滿洲國にある關東軍は、參謀本部と協  
力して、ソビエツト連邦との戦争に對する準備をし  
ていた。日本國內では、新しい艦隊が建造中であつ  
た。委任統治諸島においては、太平洋における戦争  
の準備として、海軍基地の建設が行われていた。

經濟上と産業上の自給自足という目標の達成のた  
めに、大々的な努力が拂われた。この自給自足によ  
つてのみ、陸軍が計畫していた戦争の負擔に、日本  
は堪えることができるのであつた。日本國內、滿洲  
國、華北と華中の被征服地域において、重要原料の  
新しい資源の開発と、新しい戦争産業の建設が行わ  
れていた。内閣は日本の全國力を戦争に動員するた  
めに必要な法的權限をすべてに自己の手に入れていた。  
組織化と宣傳によつて、日本の國民は、國家の運  
命と陸軍が提唱していた勢力擴張計畫とを同じもの  
と考えるようにさせられていた。

E-254

## 一九三八年五月の滿洲國の長期産業計畫

陸軍の五カ年計畫を達成するためには、日本が占  
領していた大陸地域の天然資源と潜在的産業力を最  
大限度に利用しなければならなかつた。華北と華中  
においては、このような開發の基礎はすべてに築かれ  
つつあつた。しかし、これらの地域から、日本は實

質的な貢献を受けることはまだ期待できなかつた。満洲國の状態は、それとは異つていた。というのは、一九三七年二月に、満洲國政府は産業擴充の第二次五カ年計書に着手していたからである。この計書は、日本陸軍の一九三七年度の經濟的と産業的の企畫の不可欠の一部を成していたが、星野はこの計書の作成と實行とに参加していた。

中日戦争を再發させた蘆溝橋事件の後においてさえ、計書の目標を維持するためには、どのような努力も惜しまれなかつた。一九三七年十一月に、近衛内閣は、満洲國の重工業を振興させることは、日本の目的にとつてどうしても必要であると決定していた。そして、内閣の決定を實施するために、満洲重工業株式會社という新しい國策會社が設立された。一九三八年五月には、日本に支配されていた満洲國政府は、さらにいつそう廣汎な戦争産業擴充の計書を作成した。その際、この新計書を達成するため、満洲重工業株式會社を利用することが決定された。満洲國の總務長官としての星野の發言は、一九三七年十一月の近衛内閣の決定の結果としてできたこの新しい計書の發足に、決定的な力をもつていた。この新計書は、日本と満洲國の間にいつそう緊密な連繫をつくり上げること、大きな重點を置いていた。すでに得た經驗に照らして、一九三七年の最初の計書は、日本の戦争準備の負擔のうち、満洲國が今までより大きい部分を担うことができるように、徹底的に修正された。修正が必要になつたのは、國

E-255

際情勢の變化に基くものであるとされた。

新計書の目的のすべては、日本に不足しており、また日本の陸軍が戦争の要求上きわめて重要であると共に指摘したところの、産業の生産を増加することであつた。これによつて、鐵鋼の生産は、日本の増大する需要を満たすという明確な目的のために、大いに擴張されることになつた。鑛業方面の活動は、日本の石炭の供給を保證するために、擴張されることになつた。電力設備は増強され、工作機械の生産は、いつその工業的發展を奨励する目的のために、増進されることになつていた。航空機と軍需品との生産に附隨する新しい化學工業が樹立されることになつた。新しい航空機工場が、廣く分散した地域に建設されることになつた。滿洲國は、年産五千の航空機と三万の自動車の生産を目標とすることになつた。日本の對外購買力は、一部は金に依存しているのであるから、金の増産にも組織的な努力が拂われることになつた。

修正された計書は、資本としてほとんど推定五十億圓の支出を要した。これは一九三七年度の豫算に組みこんだ額の二倍よりわずかに少いものであつた。言いかえれば、必要とされた額の半分以下を日本が賄うことになつていた。

滿洲國政府は、この計書の實施を監督するため、經濟企畫委員會を設置することになつた。この新しい組織は、日本で企畫院が果していたものとほとんど同じ機能をもつた。この國の資源に對する新しい完全な調

査が行われることになった。熟練労働を養成するため、實業學校が設立され、また修正計畫が要求した経済的と行政的の再調整を行うために、計畫が立てられることになった。

一九三八年五月の經濟危機は陸軍の長期計

劃を脅した

陸軍の企劃を實行するためにとられた施策は、日本の經濟に次第に増大する負担を負わせた。軍事的勝利や進出にもかかわらず、中國の戦争は依然として日本の物的と人的の資源を絶えず消耗させていた。さらに、原料の重要な供給源として、また戦争産業の開発を行うことのできる地域として、陸軍は中國を頼りにしていた。

陸軍は、總動員法の目的を示すにあたって、日本の國民に對して、中國における戦争の繼續のために、國策の根本的目標が見失われるようなことがあつてはならないと再び警告した。華北と華中は、滿洲國及び日本とともに、單一の圈を構成するものであり、その一体性は、現地の抵抗に對してだけでなく、ソビエト連邦と西洋諸國の双方に對しても、これを維持しなければならぬと説明された。陸軍の企劃のおもな目標は、過去のすべてのときと同様に、今もなおこれらの強大な相手方の一つ一つに對する勝利を保證することに充分な規模において、兵器とその他の戦力を蓄積することであつた。その當時に、中國における戦いは、陸軍の長期計畫に破綻を來すのではないかと陸軍は深く心配していた。



E-258

蘆溝橋で戦争が再發して以來、日本は絶えず經濟的崩壊の危険に直面していた。この脅威を避けるために、産業上、商業上、財政上の統制に関する廣泛な措置が講じられていた。滿洲國の産業の擴張に関する修正計畫は、日本がすでに支配していた大陸の諸地域を、どのように搾取していたかということを重ねて示した。これらの地域の住民は、戦争産業を擴充し、過重な負担を負わされた日本の經濟を助けることに、次第に増加する負担を負わされていた。それにもかかわらず、一九三八年の五月と六月に、日本は深刻な經濟的と財政的の危機に襲われていたことが明らかになった。陸軍は日本の政府と國民に對する支配を獲得したが、その野心の達成に對する新しい挑戦に直面した。その動員計畫の採擇は、すでに保證されていた。問題は今や日本の國民が陸軍の政策がもたらす苦しみに耐え得るかどうかということであつた。

このような状況のもとに、一九三八年五月五日に、内閣は國家總動員法によつて附與された權限を發動した。この法律の目的に關する註釋の中で、戦争のための國家總動員を達成する途上にどのような困難が横わつていようとも、斷固としてその目的に邁進するといふ決意を陸軍は重ねて言明した。

## 一九三八年五月の内閣改造

それから十日の後に、発生した事態に對處するた  
めに、内閣は改造された。廣田は外務省を去つた。  
大藏大臣として、日本經濟を陸軍の動員計畫上の諸  
要求に従屬させることを指導し、統制していた賀屋  
も、またその職を辭した。

E-259  
陸軍の計畫が挫折するおそれがあつたので、これ  
に對處するため、二人の軍人を加えることによつ  
て、この内閣は強化された。板垣中將が杉山の後任  
として陸軍大臣となつた。奉天事件以來、陸軍の武  
力による對外進出と勢力擴大の企圖について、板垣  
は特に關係が深かつた。一九三六年三月二十三日か  
ら一九三七年三月一日まで、かれは關東軍參謀長の  
職にあり、それ以後は師團長として、中國の征服に  
加わつていた。

新しく文部大臣となつた荒木大將は、陸軍の計畫  
の發展の初期を通じて、軍部の指導者であつた。奉  
天事件が起る二カ月前、一九三一年七月に、國家主  
義精神の促進を目的とする秘密結社である國本社の  
有力な會員と、かれは認められていた。同じ年の十  
二月、犬養内閣が就任したときに、陸軍の青年將校  
の要請によつて、陸軍大臣に任命された。犬養の後  
繼者である齋藤のもとでも、かれはこの地位に留つ  
た。

一九三二年と一九三三年中、陸軍大臣として、荒  
木は日本に戰爭準備を完成させることのできる非常  
政策を採用することを主張した。かれは強力な軍國

主義者の有力な代表者と認められていた。一九三三年六月のラヂオ放送演説において、だれよりも先に、陸軍の長期計畫の全貌を發表し、日本國民に對して、その達成に協力するように促した。

E-260  
一九三三年中に、荒木の行動は、齋藤内閣の内部に軋轢を起した。かれの代表する政策が、日本を世界の他の諸國から孤立させつつあることがわかつたからである。一九三三年十二月に、大藏大臣高橋は、日本の對外關係が悪化したのは、陸海軍の軍國主義者に責任があるとした。その翌月に、荒木は内閣を去つた。しかし、滿洲の征服を要求し、さらに武力による對外進出計畫を唱道していた一派をかれは指導し續けた。一九三四年一月二十三日以來、荒木は軍事參議官の職にあつた。一九三七年十月十五日に、内閣參議制度ができてからは、かれはその一員でもあつた。

E-261  
日本の教育制度は、木戸の指導のもとに、戦争のための國家總動員という目的に役立つようにされていたが、この内閣に、かれは厚生大臣として留つた。陸軍の計畫を達成するためには、かれは中國における戦争を終らせることがどうしても必要であることと理解した。かれは徐州における勝利の重要性を過重には評價しなかつた。しかし、すでに中國人の間に和平の話が出ていると信じた。従つて、今や日本は漢口への進軍という新しい軍事的攻勢を計畫すべきであると考えた。

近衛内閣は戦争のための總動員遂行のため新たな手段を講じた

經濟上と財政上の危機は、一九三八年六月十一日にさらに著しくなつた。この日に、日本が中日戦争の遂行にあつて、繰返し條約上の義務を破つたことにかんがみて、合衆國は日本向けの航空機、兵器、發動機部品、航空機用爆弾、魚雷に對して道徳的輸出禁止を實施した。

板垣、荒木、木戸を新たに閣僚として改造された内閣は、一九三八年六月二十三日に閣議を開いて、全国的に戦争準備を整えるという目標を維持するため、いかなる措置をとるべきかということを決めた。この決定は、總動員法の目的について、陸軍の説明のうちに含まれた豫想が正しかつたことを示すものであつた。他の一切の考慮を國策の基準の目的を實現するための考慮に従屬させるという内閣の決意が大いに強調された。戦争のための國家總動員に絶對必要を諸施策が直ちに實施されることになつた。

國家經濟を内閣が検討したところ、その年のうちに、日本の輸出が三分の一減少したことが明らかになつた。この理由とその他の理由のために、日本の貿易尻はきわめて不安であつた。もし事態がさらに悪化するならば、非常の際には、兵益とその他の物資の調達に、これに必要な外國爲替がないために、非常にむずかしくなる。當時の情勢においてさえ、一九三八年年度の物動計畫で定められた目標に達することは困難であつた。五カ年計畫の成功はすでにおぼつかなくなつていた。

内閣の意見によれば、情勢はきわめて重大であつて、その日その日の彌縫策では、對處することがで

E-262

きなかつた。このようなやり方で問題を解決しようとすることは、日本の現状の要求する生産力の擴充を達成するとともに、緊急の軍事上の必要に應ずるために拂われている努力に對して、重大な支障を來すものであつた。

決定された徹底的な施策の中には、非軍事用物資の供給をさらに減ずることが含まれていた。戦争産業擴充の分野でも、節約が行われることになつてい。この緊縮政策に従つて、爲替相場の安定を維持したり、軍需品の供給を續けたり、輸出を促進したり、國民生活を保證したりするため、措置を講ずることになつていた。

この目的のために、國家總動員法によつて與えられた廣汎な権力が活用されることになつていた。物價を公定し、物資の配給を行うことになつていた。貯蓄を奨励し、戦時利得を制限し、廢品を回收することになつていた。在外資金を保存し、そして日本はその外國貿易の排斥に對して報復することになつていた。輸出を奨励するため、外國貿易の管理に關する行政を一元化することになつていた。軍需品の生産を増強することになつていた。

E-263  
特に、需要と供給の調節によつて、重要物資を節約するため、徹底的な措置をとることになつていた。製品の輸出とその原材料の輸入とをリンクさせることによつて、結局は輸出されるはずの物資が國內市場に吸収されてしまわぬことを政府は確實にすることになつていた。國民の生活、輸出、パイプ  
I 貿易に必要な最小限の輸入は許可されることにな

つていた。この例外とともに、軍需の充足と軍需品生産の保證とに必要な輸入だけが許されることになつていた。

關係各省は、内閣の決定した政策を遂行するため、それぞれ独自の措置を講じ、國家總動員の達成を緊急な事柄として取扱うように、訓令を受けた。

## 板垣及び荒木と戦争のための國家總動員

E-264-265  
この二人の新しい閣僚は、直ちに國家總動員計畫を支持した。閣議があつてから三日後の一九三八年六月二十六日に、陸軍大臣板垣は、新聞記者と會見した際に、日本を襲つてゐる經濟的困難に對する内閣の認識を表明し、かつ、これらの困難によつて、中國の征服が妨げられてはならないという、かれ自身の見解を表明した。蔣介石大元帥は、戦いの第一線における勝利は期待してゐないが、長期間にわたつて、國家資源に重荷を負わせることによつて、日本を敗北させようと望んでゐるとかれは述べた。

無期限にわたつて、日本は來るべき戦闘行為に耐えることができるという自己の確信を板垣は表明し、讀者に對して、戦争のために長期の準備が必要であることを力説した。日本國民に對して、國家資源の保存に對する内閣の計畫の精神を体し、當局に協力を惜しまないようにかかれは要望した。

國際狀勢を批判して、板垣は「第三國が、かれらの在華權益を保護するために種々の策動に訴えつつあるのは當然であるが、日本としては、恐怖遂巡することなく、独自の政策を遂行することであ

る」と述べた。

蘆溝橋事件の一周年記念日である一九三八年七月七日に、文部大臣荒木は演説を行つた。そのうちで、かれは板垣と同じ意見を表明した。この演説の大意は、一九三三年六月に、かれが陸軍大臣として行つた演説と殆んど違わなかつた。どちらの場合にも、現在の難局から、陸軍の究極の目標である世界支配の實現といふことを、荒木は豫期していたからである。

E-265-A

この場合には、かれは次のように述べた。「我等は長期戦に耐うるに必要な國力の充實を期せねばならない。國民思想を堅持して萬邦無比の國体を明徴にし、八紘一字の精神を廣く世界に顯揚しなければならぬ。」

「物心兩面より國家總動員の實を擧げ、躍進伸張日とともに目覺しき皇國の隆運に資益するは勿論、曾に東亞の日本としてのみならず、實に世界の日本として新時代の曙光を導き、以て日本の大使命を達成するに足る正しき襟度と熾なる氣力とを養成せねばならぬ。」

板垣と荒木の用いた語調は、自信に満ちた強硬なものであつたにかかわらず、兩人の言葉の底には、中國における戰鬪の成行について、深刻な不安の流れてゐることが明らかに認められた。この問題がまだ解決されないうちに、陸軍の長期計畫は危うくなつていたのである。

168

一九三八年五月の内閣改造に伴う陸軍

首脳部の異動

B-266

一九三八年五月の内閣の改造が行われたときに、陸軍首脳部の間でも異動があつた。東條中將は現地勤務から呼び戻され、梅津にかわつて、陸軍次官になつた。東條は、一九三七年三月一日以來關東軍參謀長として、ソビエト連邦に對する戦争のための陸軍の計畫と準備に密接な關係をもつていた。ソビエト連邦を攻撃する前に、中國に一撃を加えることを參謀本部に進言したのは、かれであつた。中國で戰鬪が始つてからは、かれは絶えずソビエト連邦に對する戦争のための軍事的準備に専念してゐた。そして、この仕事の遂行について、かれは梅津と緊密な接觸を保つていた。

北平から南方へ前進してゐた日本軍の師團長であつた土肥原中將は、一九三八年六月十八日に、中國から呼び戻され、參謀本部附となつた。板垣と同じように、奉天事件の計畫と實行及びその後の陸軍の計畫の展開に、土肥原も顯著な役割を占めていた。かれは中國の情勢についての直接に得た知識を東京に持つて來た。

陸軍次官東條は、一九三八年六月のうちに、その他の多くの職務に任命された。その職務は、それぞれ國家總動員のある面と關係してゐた。かれの前任者梅津でさえも、これほど多量の、またはこれほど多量の地位を占めたことはなかつた。東條は企畫院參與、對滿事務局參與及び内閣情報部委員になつた。また、總動員法の規定に従つて新しく設けられた國家總動員審議會の委員にも任命された。陸軍航空本部長になり、航空事業調査委員會委員にもなつた。



E-267

自動車、造船、電力、製鐵の諸事業に關する委員會に参加し、また科學會議の委員になつた。海軍會議の委員にもなつたのであるから、海軍關係の問題も、かれは見落さなかつた。

佐藤中佐は、引續いて、軍事上の準備と戰爭のための總動員の他の部面とをつなぐ第二の鎖となつてゐた。一九三七年十一月二十六日以来、かれは企畫院事務官の任務と陸軍省軍務局課員の任務とを兼ねてゐた。

華中における新政勢——一九三八年七月

内閣が戰爭資材の補給を維持する措置をとつてゐたときに、參謀本部は、さきに木戸の同意した計畫に従事してゐた。一九三八年六月に、參謀本部は華中における新しい大攻勢のための作戰計畫を立てた。畑大將の指揮のもとに、約四十萬の歴戰の部隊がこの進攻に参加することになつてゐた。漢口が目標であつた。この戰鬪が成功すれば、これによつて、既存の傀儡政權を北と南に分離してゐる溝をなくすることになる。

E-268

改造された内閣は、戰爭のための動員計畫がこれ以上危うくならないように、中國の抗戰を終らせるために、最大の努力を拂う覺悟であつた。一九三八年七月七日の演說の中で、荒木大將は、「われわれは抗日支那を徹底的に撃滅し、再び起つ能わざらむる迄は戈を戡めざる方針である」と述べた。

一九三八年七月に、この攻勢は開始され、七月と八月を通じて、さらに多くの中國の都市と村落が日

本軍進攻の潮に巻きこまれるに伴つて、小さい勝利  
がおさめられた。しかし、中國の降伏という希望を  
正當化するような徴候は、まだ少しも見られなかつ  
た。

裏  
面  
白  
紙

271

ソビエト連邦に對する戦争準備の繼續

陸軍がドイツとの軍事同盟の交渉を開始した  
 中國で新しい攻勢が始められていたときに、陸軍  
 は予期されたソビエト連邦との戦争に對する準備  
 を續けていた。一九三八年六月十九日に、新陸軍次  
 官の東條は、かれがかねて關東軍參謀長として非常  
 に密接な關係をもつていたこれらの軍事的準備につ  
 いて、正式な通告を受け取つた。内蒙古の日本陸軍  
 は、ソビエト連邦に境を接する戰略的地域の調査  
 を行つていた。關東軍の參謀長も、蒙古の天然資源  
 が調査中であり、すでに入手された資料が點檢中で  
 あると報告した。

E-269

經濟的困難を冒して、戦争のための内閣が國家總  
 動員を成し遂げようと苦心していたときに、ソビエ  
 ット連邦に對する攻撃は、依然として軍閥の念願に  
 あつた第一の計畫であつた。陸軍大臣板垣も、文部  
 大臣荒木も、ともに長期戦の準備の必要であること  
 を力説した。一九三八年七月十一日に、荒木大將は、  
 『中國及びソ連邦と最後迄戦ふといふ日本の決心は、  
 十年以上もそれを繼續するのに十分である』と述べ  
 た。

この決心を念頭に置いて、陸軍は、みずから進ん  
 で、その軍事的征服の目的の達成に向つて、一つの  
 新しい重要な一步を踏み出した。戦争のための國家  
 總動員の計畫は、今や承認され、達成の途上にあつ  
 たので、陸軍の注意は、日本自身の軍事力を強化す  
 るような、もつと緊密な同盟をドイツと交渉するこ

とに向けられた。参謀本部に促がされて、ベルリンの日本陸軍武官大島は、兩國の間に軍事同盟を締結するため、ドイツ政府と交渉を開始した。このような武力の連合は、ソビエト連邦との戦争に對する陸軍の準備を完全なものにするであらうといふのであつた。

このときから、日本のドイツに對する關係は、日本の戦争準備の一つの面としてばかりでなく、日本自身の中の成行きを決定するについて、俟くことのできない一つの要素としても、意義の深いものである。一九三三年以來、ヒットラーのもとに勃興した新ドイツは、日本と同じように、征服と領土擴張の戦争に對する準備に従事していた。これらの二國は、それぞれ自己の計畫の實現に専念していたので、互いに他の一方に對して、ほとんど考慮を拂わなかつたが、ソビエト連邦に對しては、共通の野望を抱いていた。これらの野望は、一九三六年十月にベルリンで締結された防共協定となつて現われた。

ドイツとの軍事同盟は、日本の陸軍の計畫の中に、すでに長い間、重要な位置を占めていた。ソビエト連邦を攻撃する時期が近づくように思われるにしたがつて、この同盟の必要はいつそり緊急なものとなつた。軍閥の計畫の中で、この部門の起源と發展を了解するためには、まず、ソビエト連邦に對する戦争を行うための陸軍の計畫の進行を大体に觀察しておくことが必要である。

ソビエト連邦を攻撃する陸軍の意圖は滿洲の  
征服に源を發していた

ソビエツト連邦に對する反感から、防共協定によつて、日本はドイツと提携するようになったのであるが、この反感は、陸軍の野心の性質そのものに固有のものであつた。大川は、一九二四年に、初めて領土擴張の計畫を提唱したときに、シベリアの占領を主張した。一九三一年に、モスコイ駐在の大使として、廣田もまた同じ意見であつた。その當時に、かれは、日本は攻撃する意思があるうとなかろうと、いつでも戦争ができる用意をして、ソビエツト連邦に對して、強硬な政策をとらなければならぬといふ見解を表明した。かれの意見では、このような準備のおもな目的は、共產主義に對する防衛としてであり、むしろ東部シベリアを占領する手段としてであつた。

E-271

ソビエツト連邦を敵と見做すについては、すでに第二の理由があつた。一九三〇年に、滿洲を征服するといふ陸軍の計畫に對して、國民の賛同を得るために、そのころ運動していた陸軍の代辯者は、ソビエツト連邦に對して、日本はこの地域を防衛しなければならぬといふことを強調した。一九三二年四月、滿洲國という新國家が樹立されたときに、ソビエツト連邦や西洋諸國は、それぞれ敵と見做された。その當時、關東軍參謀部の一員であつた板垣大佐は、『アングロ・サクソン世界並びにコミンテルン長略の闘争に於いて盟友日本』の利益を促進するといふ新しい委員會の委員に任命された。

それから約三カ月の後に、モスコイの日本陸軍武官は、ロシアと日本との戦争は將來避けられないと

E-272

政府に報告した。それより約六カ月前に、ソビエツト外務人民委員から日本に對してなされた不侵略條約の提議に關して、かれは不即不離の態度をとることを力説した。それからさらに五カ月おくれて、一九三二年十二月十三日に、兩國間に未解決の意見の相違があるので、このような協定の交渉は時宜に適しないという理由で、日本は右の提議を拒絶した。一九三三年二月に、右の協定を協議しようという提案があらためて出されたときにも、日本は再びこれを拒絶した。二カ月の後に、參謀本部の鈴木中佐は、ソビエツト連邦は日本の國体の破壊を目的としていゝる絶對の敵であるから、このような提案は一切斥けなければならぬと述べた。このようにして、日本の軍閥によつて、ソビエツト連邦は、列強のうちで、日本が東亞の盟主になるという目標の達成を特に妨害する國であると認められた。

ソビエツトとの戦争のために、軍事的の計畫と準備が着々と進められたことは、すでにこの説明の中でしばしば述べてある。一九三三年の十二月になると、朝鮮の日本陸軍は、すでに「對ソ作戰の場合を願慮し」て準備をしていた。荒木大將は、すでにそのときに、このような攻撃のための足場として、蒙古に目をつけていた。一九三四年三月に、岡田内閣が政權を握つた後、參謀本部によつて提出されたところの、ソビエツト連邦に對する戦争のための計畫を天皇は裁可した。

一九三五年十一月に、當時スエーデンの公使であつた白鳥は、攻撃の機が熟したと有田に告げた。日本

は武力によるか、武力を使用するという威嚇によつて、直ちにソビエツト連邦を東亞から閉め出さなければならぬとかれは考えた。

一九三六年三月二十三日、廣田内閣が就任した後、關東軍參謀長として、板垣は外蒙古を日本の「新秩序」の圏内に含める措置をとつた。日本の國策の基準が決定された一九三六年八月十一日以後、ソビエツト連邦を目標とする準備は、日本が「ソ國の極東に使用し得るいかなる兵力にも對抗する」ことが出来るように強化された。

E-273

中國における戦争の再開が究極にはソビエツト連邦に對する攻撃を含む陸軍の對外進出計畫の一部であつたことは、すでに述べたところである。蘆溝橋で戦闘が開始される前にも、その後にも、ソビエツト連邦との戦争のための軍事準備は維持され、促進された。關東軍は參謀本部と密接に協力して、できるだけ早い時期に開始されることになつていた迅速な襲撃のための部隊の配置をすでに行つていた。

一九三五年十一月に、白鳥は、もし攻撃が十年間放置されたならば、ソビエツト連邦は手のつけられないほど強力になるかもしれないが、直ちにこれを行えば、成功の可能性は十分にあると述べた。地球上のいかなる他の國も、その當時において、日本にとつて眞の脅威とはなり得ないとかれはつけ加えた。妥當な價格で、滿太とシベリアの沿海州との譲渡を要求しなければならぬ。ソビエツト連邦は、「無力な資本主義共和國」にされ、その資源は著しく制

限されなければならぬといふのであつた。

陸軍、ソビエツト連邦に對する攻撃の計畫を

延期——一九三八年八月

この緊迫した感情に驅り立てられて、陸軍は、日本が中國にますます深入りしつゝあつたことと、日本の經濟が不安な状態に追い込まれてしまつたこととに焦慮していた。軍の指導者は、ソビエツトとの戦争に對する準備のかれらの計畫を斷乎として維持し、ナチス・ドイツに支援を求めた。一九三八年七月、板垣と東條とが陸軍省内の職に就いた後に、ソビエツト連邦に對して早く攻撃を開始しようといふ陸軍の焦燥は、直らにはけ口を見出した。

一九三八年七月の初めに、ハサン湖地區のソビエツト國境の日本の警備隊が增強された。七月の半ばに、その地區の一部の領土に對する日本の要求を受諾させるために、重光がモスコに派遣された。紛争の對象となつていた土地は、戰略的價値のある一つの高地であつた。

重光はこの交渉を通じて高壓的な態度をとつた。そして、一九三八年七月二十日に、滿洲國に對する日本の義務を口實として、ソビエツト部隊の撤退を正式に要求した。

その翌日に、陸軍大臣板垣は、參謀總長とともに、日本の要求が強行できるやうに、ハサン湖に對する攻撃を開始することについて、天皇の認可を得ようと試みた。この件に關して、陸軍の方針は外務省と海軍省との支持を得ていると、天皇に對して虚偽の報告がなさ



E-275

れた。翌日の一九三八年七月二十二日に、この計畫は五相會議に示され、その承認を受けた。

一九三八年七月二十九日に、ハサン湖の日本軍は、ソビエットの國境警備隊を攻撃した。このようにして始められた戦闘は、一九三八年八月十一日まで続き、そのころには、この作戰に使用された日本軍は潰走させられていた。その後、紛争の地域をソビエット連邦の手に委ねたまま、日本は平和條件を交渉した。

ハサン湖の戦闘は、本判決の後の部分で、詳細に論ずることにする。しかし、攻撃が行われるに至つた経緯は、現在の敘述に重要である。この計畫は陸軍の發意によつて促進され、實施された。陸軍大臣板垣は、長い間、ソビエット連邦との戦争は避けられないと信じていた。かれの次官である東條は、このような戦争のための詳細な計畫と準備を監督していた。攻撃は、主としてソビエット連邦を目標とした新しい軍事同盟を、陸軍がドイツと交渉中であつたときに起つた。それは、極東におけるソビエット連邦の勢力を潰滅させようという、陸軍の計畫の一つの産物であつた。

ハサン湖における日本の敗北によつて、陸軍の計畫は急に修正された。佐藤大佐は、一九三八年八月二十五日に、陸軍省の代辯者として、警察部長の會合で陸軍の政策を説明した。陸軍の決意と國家の困難を論じた演説の中で、かれは企圖されたソビエット連邦との戦争に對する一つの新しい態度を明らかにした。列席している者に對して、このように戦争

E-276

はいつ起るかもしれないから、軍事的準備を續けなければならぬと警告したのである。しかし、當時すぐにこのような戦争を挑発することは、日本にとつて不利であるといふことをかれは強調した。「しかしながらロシアと己むなく戦ふ場合としては時機を選ぶの要あり、而して其の爲には軍備の擴充、生産力の擴充のせられた後——昭和十七年以後——であらねばならぬ」とつけ加えたのである。

陸軍とその支持者の性急さに對して、抑制が加えられた。陸軍の指導者は、國策の基準の決定の中で定められた原則に従うことを再び決意した。この國策の基準は、まず第一に、中國における日本の「新秩序」の建設と戦争準備の完成とを要求したのであつた。しかし、ソビエト連邦は、依然として一つの主要な敵と見做されていた。なぜなら、日本の東亞における征討という目標の達成に對して、この國が妨げになつていたのである。佐藤は、日本がソビエト連邦に對して戦争を強いるという究極の目標を捨てたものではないことを明らかにした。この目的を國家總動員を完成するための第一の理由として、かれは力説した。ドイツ、イタリアとの防共協定は強化されなければならぬといふ陸軍の信念をかれは再び確言した。しかし、かれの演説は、ハサン湖における敗北の結果として、陸軍はそれ以上の負擔をみずから引受ける前に、國力の充實をさらに高度に達成する決心であることを發表した。

179

ソビエトに對する計畫によつて、陸軍はドイツとの同盟を求めようになつた

E-277

ドイツでは、一九三三年に、ヒットラーが政権を握った。日本陸軍は、当時ソビエト連邦との戦争準備に専心していたので、直ちにこの新しい政権に關心を寄せた。一九三四年三月、岡田内閣の在任中に、大島大佐がベルリンの陸軍武官に任命された。参謀總長の訓令で、大島はナチ政體の安定性、ドイツ陸軍の將來、ドイツとソビエト連邦との關係の狀態、特に兩國の陸軍の間の關係を注視し、調査することを命じられた。大島はまたソビエト連邦に關する情報を蒐集し、報告することになつていた。ソビエト連邦が戦争に捲き込まれるようになつた場合に、ドイツがどのような態度をとるかをかかれは見極めることに努めることになつていた。

一九三四年五月に、大島は新しい任務に就き、一九三五年の春には、フォン・リッペン・ロツプから、ドイツは日本と同盟を締結する意思があるといふことを聞いた。かれはこの情報を参謀本部に傳えた。この提案について調査するため、ドイツに派遣された若松中佐は、一九三五年十二月にベルリンに到着した。

このころすでに、少くとも軍閥中の一部の者は、ソビエト連邦との戦争の場合に、ドイツの支持を得ることを確信していた。一九三五年十一月四日の書簡の中で、有田に於て、白鳥は「ドイツ・ポーランドの如きは、對ソの關係に於て、我と同一立場に在るを以つて敢て了解等を結ぶの要なく、一度事端勃發すれば期せずして、起つべし、問題は、英國のみ」と書いた。

E-278

若松と大島は、ベルリンでドイツ當局者と協議し、ドイツ側に、参謀本部は兩國間の一般的な同盟に賛成している旨を傳えた。交渉がこのような段階に達したので、この提案は陸軍から内閣にまわされた。その間に、かつて五年以前にソビエト領土の占領を主張していた廣田が、総理大臣になつていた。そして、白鳥の私信の受取人であつた有田が外務大臣であつた。

一九三六年の春に、すなわち國策の基準が最後の決定される数カ月前に、廣田内閣は陸軍の提案を取上げた。ベルリンに到着したばかりの武者小路大使は、ドイツが日本との協力を熱心に希望しているということを確めることができた。長い間の交渉の結果、防共協定と秘密軍事協定が調印され、一九三六年十一月二十五日に、兩方とも日本の樞密院によつて批准された。

## 防共協定締結後の日本とドイツとの關係

防共協定は、ドイツ側が提案し、参謀本部が賛成していたところの、一般的な軍事同盟ではなかつた。八月の五相會議は、すでに日本をあからさまな反ソビエト政策に従わせることにきめていたが、防共協定は、東亞に對するソビエト連邦の進出を防ぐことを目的とし、純粹な防禦的措施としてつくられていた。外務大臣有田は、樞密顧問官に對して、それをこのよりの觀點から説明し、慎重にもドイツの國內政策に同意するものではないと述べた。日本の世論は、まだドイツとの同盟を受け入れるまでにな

E-279

E-280

つていなかつた。そして、この事実が内閣の條約締結の権能を牽制していた。

しかし、實際においては、この協定は、ソビエツト連邦に對する日本の侵略的な政策を助長した。ドイツ側から、ソビエツト連邦に對するドイツ側の態度を定めるについては、秘密協定の精神だけが決定的なものであるという誓約を廣田は得ていた。万一必要な場合には、この協定が兩國の關係をさらに發展させる基礎になるはずであつた。

その上に、この協定が性質上防禦的であるという主張は偽りであることを有田自身が示した。というのは、かれは樞密顧問官に對して、ソビエツト連邦は、日本との一切の折衝において、妥當な行動をとつていたと確言したからである。かれみずからも、たとい日本の戦争準備が充分でなかつたとしても、ソビエツト連邦が先んじて事を構えようとは考へていなかつた。有田は、また、この協定が中國との折衝において、日本の立場を強化することを希望した。實際において、防共協定は、日本の世論を離反させることなく、また日本側の言質はできる限り最小限度にとどめておいて、ソビエツト連邦に對抗するために、また中國において、ドイツの支持を受けるという利益を得ようとして締結されたものである。これらの同じ考え方が、日本とドイツとの關係のその後の發展を支配した。蘆溝橋で戦闘が始まつた後に、日本は、中國におけるその行動を、防共協定の目的に従つて行われた共産主義に對する鬭争として正當化しようとしたが、それは成功しなかつた。